

令和3年9月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	4
4、付託事件	4
5、経過	
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明	5
議案に対する質疑	6
議案に対する討論	9
陳情審査	9
議案外所管事項に対する質問	10
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
人事委員会事務局長予算議案説明	30
議会事務局長予算議案説明	30
予算議案に対する質疑	30
予算議案に対する討論	31
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
人事委員会事務局長所管事項説明	31
議会事務局長所管事項説明	31
議案外所管事項に対する質問	32

(第2日目)

1、開催日時・場所	37
2、出席者	37
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案及び報告議案説明	37
予算議案及び報告議案に対する質疑	39
予算議案及び報告議案に対する討論	39
委員会	
企画部長所管事項説明	39
陳情審査	40
I R推進課長補足説明	40
議案外所管事項に対する質問	44

(第3日目)

1、開催日時・場所	69
2、出席者	69
3、経過	
委員会	
地域振興部長総括説明	69
議案に対する質疑	73
議案に対する討論	75
陳情審査	75
地域振興部次長補足説明	77
県庁舎跡地活用室長補足説明	78
議案外所管事項に対する質問	81
意見書審査	112

(第4日目)

1、開催日時・場所	115
2、出席者	115
3、経過	
分科会(総務部審査)	
総務部長予算議案及び報告議案説明	115
予算議案及び報告議案に対する質疑	116
予算議案及び報告議案に対する討論	116
委員会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監所管事項説明	117
総務部長所管事項説明	118
陳情審査	120
新行政推進室長補足説明	121
管財課企画監補足説明	123
議案外所管事項に対する質問	124
委員間討議	159
・審査結果報告書	161

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)

9月10日

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月10日

自 午前11時 1分
至 午前11時 4分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員 長	大場 博文 君
副 委 員 長	宮本 法広 君
委 員	田中 愛国 君
”	浅田ますみ 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君
”	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時 1分 開会

【大場委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、近藤委員、石本委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和3年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時 4分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午前11時 4分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年 9月27日

自 午前10時 0分
至 午後 2時32分
於 委員会室 1

厚生課長	小島 聡 君
留置管理課長	船津 博之 君
生活安全部長	井手 孝志 君
生活安全企画課長	宮下 直樹 君
人身安全対策課長	宮崎 秀樹 君
少年課長	竹田 英城 君
生活環境課長	中村 敏弘 君
サイバー犯罪対策課長	林田 克盛 君
地域部長	池園 直隆 君
地域課長	塩崎 裕三 君
刑事部長	山口 善之 君
刑事総務課長	横山 信也 君
捜査第一課長	宮崎 和久 君
捜査第二課長	尾塚 政一 君
首席参事官兼 組織犯罪対策課長	平井 隆史 君
交通部長	荒木 秀 君
交通企画課長	式場 龍明 君
交通指導課長	田川 佳幸 君
交通規制課長	澤村 彰 君
運転免許管理課長	松尾 邦仁 君
警備部長	杉町 孝 君
公安課長	川本 浩二 君
警備課長	遠藤 雅敏 君
外事課長	山下 勝宏 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
"	浅田ますみ 君
"	山本 啓介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	宮島 大典 君
"	石本 政弘 君
"	饗庭 敦子 君
"	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	橋本 真和 君
首席監察官	川口 利也 君
首席参事官兼警務課長	平戸 雄一 君
総務課長	車 康之 君
広報相談課長	松本 武敏 君
会計課長	沢田石 徹 君
装備施設課長	平田 義隆 君
監察課長	山崎 博之 君

会計管理者	吉野ゆき子 君
会計課長	岩村 政子 君
物品管理室長	高橋寿美子 君
監査事務局長	下田 芳之 君
監査課長	太田 勝也 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君
職員課長 田中 京 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君
調整審査課長 山田 譲二 君

議会事務局長 松尾 誠司 君
次長兼総務課長 藤田 昌三 君
議事課長 川原 孝行 君
政務調査課長 濱口 孝 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第110号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）
（関係分）

第124号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）
（関係分）

報告第21号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
（関係分）

報告第22号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

報告第23号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第117号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第118号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第119号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第125号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・要望書
- ・令和3年度長崎県への施策に関する要望・提案書
- ・諫早市政策要望
- ・令和4年度 離島振興の推進に関する要望書
- ・要望書
- ・令和3年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・森林組合代表理事が『市民団体』の活動を正当な理由もなく妨害した事実関係の調査を要望
- ・長崎県議会は特別定額給付金の再度実施について求める意見書を政府に提出に関する陳情
- ・要望書
- ・要望書
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書X 外

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【大場委員長】おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第117号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」外3件であります。

そのほか陳情12件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の取扱いにつきましては、事前通告に基づき質問を行うこととなっております。各委員の質問時間は、答弁時間を含めて20分以内とし、質問の回数は1部局の審査につき1回までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動に伴う新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【橋本警務部長】 本年9月6日付の人事異動で警務部長に着任いたしました橋本真和でございます。よろしくお願いたします。

続けて、9月1日付の人事異動で異動した幹部職員をご紹介いたします。

（新任幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【大場委員長】 ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

警察本部は分科会付託議案がないことから、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【橋本警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件、事件議案1件であります。

横長の総務委員会資料、警察本部の1ページ目をお開きください。

第119号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

この議案は、令和3年2月25日、諫早市宇都町において、佐世保警察署の職員が捜査用車で進行中、後続車との車間距離の確認に気を取られ、前車が信号停車していることに気づくのが遅れたことにより、ブレーキ操作を誤り、停止中の普通乗用車に追突したものであり、賠償金147万4,807円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

次に、横長の総務委員会資料、警察本部（追加1）の1ページをお開きください。

第125号議案「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」について。

この条例は、佐世保市における町の新設に伴い、佐世保警察署の管轄区域にこの町名を加えようとするものであり、施行期日は、町の新設日である令和3年12月1日を予定しております。

続けて、議案外の報告事項についてご説明いたします。

横長の総務委員会資料警察本部の2ページを開きください。

これは、損害賠償事案2件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました1件についてであり、いずれも8月27日付で専決処分をさせていただいたものであります。

損害賠償事案2件のうち1件は、佐世保警察署の職員が、交通事故捜査従事中、被害者の自動二輪者を手動で移動させる際、バランスを崩して当該二輪車を転倒させて破損をさせた事案であり、8,921円を支払うもの。そのほか1件は、長崎運転免許センターにおいて、窓から施設内に入り込む直射日光を遮断するために設置したプラスチック製の段ボールが、運転免許更新のために来庁していた相手方の頭上に落下し、相手方に鼻擦過傷、眼鏡レンズ破損の損害を与えた事案であり、2万4,460円を支払うものです。

これらの賠償金は、全額県費から支払われることとなります。

本事案の発生後に、改めて警察本部と各警察署について、施設の再点検を実施するなど、再発防止に取り組んでおります。

また、公用車による交通事故につきましては、和解が成立いたしました1件の2万7,500円を支払うものであります。

公用車による交通事故につきましては、事故を抑止するため、全所属に対する公用車事故の発生状況等の配信、各所属に指定した安全運転指導員による教養、訓練を継続して実施するなど、全職員が一丸となって事故防止対策に取り組んでおります。

また、今年度から4カ年計画で、全車両にドライブレコーダーを搭載できるように予算措置をいただいております。装備資機材の充実を図ることによって事故の防止対策を進めてまいります。

これら諸対策を進め、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように努めてまいります。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案の取組状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】第125号議案について、佐世保市における町の新設に伴いということで、先ほど説明をいただきました。

今ちょっとお伺いしたら、この規模感、500世帯ほどの町ができるということで、これは一般質問でも少しやり取りがあったと思います。その先にある政策決定過程の資料を見ますと、佐世保市ひうみ入口交差点外19か所交通管制システム端末設備工事とかですね。これに関係するかどうか、ちょっとよくわかりませんけれども。

今、各地区で、まちの警備、防犯、そういった取組に交通関係のカメラ、もしくは防犯のためのカメラの設置が行われておりますが、こういった新たな町が設置され、管轄を整理された場合、こういった防犯システムのカメラの関係

はどういった形で検討されるのか、また、何か基準があるのか、そういった部分について、この第125号議案についての説明を求めたいと思います。

【宮下生活安全企画課長】ひうみ町の新設に伴う、まちづくりのための防犯カメラにつきましては、平成24年度から県内各所、離島まで含めて整備して、毎年数十台ずつ、令和2年に10台設置しまして、トータル200台設置し、運用管理を各警察署に任せて、いろんな捜査とか行方不明事案等に対応している状況でございます。

今度、新しくひうみ町ができるということで、ここだけカメラをとすることはまだ検討はしておりませんが、500戸の規模ということですので、通学路もあると思います。いろんな犯罪情勢も見極めながら、また青色パトロール隊とか少年補導員の数等も含めて、ソフト面とハード面、特に防犯カメラの設置は地元の要望もあると思います。警察署とも協議しながら、今後、必要により検討してまいりたいと考えているところでございます。

【山本(啓)委員】この議案の内容とは少し離れる部分もあるので、次の質問にとどめたいと思うんですが、交通関係のカメラも防犯のカメラも、地域によっては非常に有効なものであるという認識が、恐らく県民の中にも広がっていると理解しています。

それらは、事故発生時の状況、事件発生時の状況や、その前の抑止の部分も非常に有効なものであると思いますし、観光客の入りがコロナで影響を受けていますけれども、今後、コロナが落ち着いて、国内外の観光客の入りについてもこれらが有効だと思うんです。

その町ができるから、そこに幾つ設置するというのは、町に住む方々に対して少しハレーシ

ョンもあるのかもしれませんけれども、地域全体を整えた形で、しっかりとカメラが有効的に機能するという運用の仕方も必要であろうかと思っておりますので、新たな町が動き出そうとする時に、そこにどういったカメラの設置や防犯の形があるのかということも検討いただきたいというふうに思いますので、最後にご答弁いただいて、議案についての質疑を終えたいと思います。

【宮下生活安全企画課長】私たちの目的、責務につきましては、安全・安心なまちづくりということで、治安維持に徹していくことが必要な責務でございます。よって、防犯カメラも含めて、あらゆることにつきまして今後検討を図って、治安維持に努めてまいりたいと思っております。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

【宮本副委員長】連日お疲れさまでございます。私からも、先ほど山本(啓)委員からありました第125号議案について質問させていただきます。

ひうみ町が新設ということで、これは数十年ぶりではないかと思っているんですが、今、造成されています、ものすごい規模の。先ほど山本(啓)委員からもあったとおりです。これ、少しずつ増えてはいくんでしょうけれども、直轄する佐世保警察署、そして近隣の交番の体制についてです。ここの地域は、ここが新設されるだけではなくて、そのほかにも非常に多い住宅街があります。ひうみ町がプラスになることによって、警備がまた非常に複雑になってくると思います。

直轄の交番の体制について、今後、人員を増やしたりといったことが必要になってくると思うんですが、そういう対応については何か対策を考えていらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。

【平戸警務課長】今回、住宅団地が造成されて、一つの町として新設されることになりました。住宅区画は583区画と聞いておりまして、委員のおっしゃるとおり、佐世保市内ではかなり大きい団地になります。

この新設されるひうみ町は、その位置関係から、佐世保警察署の日宇交番の管轄に入れることとしております。人が生活したり、あるいは往来したりするところでは事件、事故や災害の発生の懸念、リスクはあると思うんですけども、警察署では自治会などとのコミュニティとの連携も深めていく必要もあると考えておりまして、警察の業務量も増えていくものと考えています。

ただ、団地が新しく造成されたからといっても、瞬間的に人口が増えることはない、警察事象がいきなり増えることもないであろうということで、今のところは現体制のままで対応できるものと考えております。

今後、事件事故の発生状況、取扱い状況とか、勤務員の負担状況等を検証しながら、適宜、体制づくりの必要性は検証してまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】ぜひとも、先ほど私も申したとおり、徐々に徐々に増えていくものであると、いきなりどんと五百何十世帯増えるものではないとは思っていますけど、いろんな観点から体制の強化もしていただきたいということ。

そして、このひうみ町は、できる前からいろいろな問題があっていたかと思います。私のところにもいろんなご相談が来ております。交通渋滞について大丈夫なのかというご相談をいただいでですね。

先ほど、山本(啓)委員からもありましたとおり、政策決定等の過程についてはいろんな整備

もなされる予定ではあるんでしょうけど、交通渋滞について非常に懸念されるところなんです。信号機が新しくできるのかどうか、それに入るところの新しい道ができるのかどうか、そういったところも併せて、これに関連してお伺いさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【澤村交通規制課長】ひうみ団地造成に関する交通対策ということでお答えいたします。

ひうみ団地につきましては、佐世保市に新設が計画されている大型団地でありまして、警察においては、開発業者及び道路管理者との事前協議を実施しております。

交通対策としましては、区画内の街路が交通量の多い国道35号に接続する計画であることから、同所については、安全と円滑な交通流を確保するため信号機及び横断歩道を設置する計画でございます。

そのほかの団地内の道路につきましては、今後の道路整備や宅地開発による交通実態に応じて必要な交通規制を実施する計画でございますので、今後も関係機関との連携を密にして適切に対応してまいります。

【宮本副委員長】信号機設置ということで、ありがたく思っているんですけど、恐らく非常に渋滞が考えられます。恐らく設置も12月1日ぐらいになるんだろうと考えているので、しばらくは担当の区域の警察の方に、安心・安全を確保するためにパトロールの強化をしていただければと思います。

併せて通学路について、ひうみ町からは恐らく大塔小学校への通学になるかと思われます。新しい団地ですので、若い方々が来て、今後、子どもさんも増えると私は思っているんです。大塔小学校までは結構あるんですが、通学路に

については何か相談とかあっているんでしょうか。また、今、県警でこういったことを考えていますというのがあれば、お聞かせいただければと思いますし、なければ今後検討していただければと思いますが、この点はいかがでしょうか。

【式場交通企画課長】通学路の安全対策ですけれども、前回の委員会で説明いたしましたように、新しくできました町でも、その周辺の登下校時の保護誘導活動につきまして、警察官を動員しましてやっていこうと思っております。

今後は、該当する小学校の校区におきまして、危険箇所の合同点検をやっていこうと考えております。

また、通常取締りといまして、白バイとかパトカーなどの取締り、警戒活動を続けていきたいと思っております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。第125号議案は大変重要な案件だと思って質問させていただきました。

こういった大きな町ができるのは活性化にもつながりますし、反面、いろんな事故、そして防犯上も非常に大事な観点だと考えておりますので、引き続きご対応のほど、よろしく願いいたします。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案及び第125号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。審査対象の陳情番号は61番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】1点お伺いします。陳情書の61番の3ページの8項目、「障害者の移動・交通に関する安全対策について」の(2)「誘導ブロック上の安全の確保について」、これは警察になりますよね、駐車場違反の取締りですから。これは、駐車違反の取締り強化を要望しますということで、大型車両、バイク等の駐車で行き止まりが妨げられないようにというふうなことです。

現時点で、県内で継続してされていると思うんです。地域的にこういったところが多くて、今後そこら辺を集中的にするとか、そうしたことでやっていくのかどうか、そこら辺の考え方についてお尋ねいたします。

【田川交通指導課長】視覚障害者用の誘導用ブロック、いわゆる誘導ブロックなど歩道上への駐車につきましては、車椅子とか視覚障害者の方の通行をはじめ、歩行者の安全な通行の妨げとなることは十分承知しておりますことから、各警察署におきまして、指導、取締りは日常的に行っているところでございます。

先ほどの質問で、集中的にという話でございしますが、特に長崎とか浦上とか佐世保地区は、

非常に人口が密集していたり車の通行が多い場所につきましては、警察官の取締り以外に放置車両の確認業務を民間委託しておりまして、そういった事業者の方をお願いしての駐車違反取締りを実施しているところでございます。

【坂本(浩)委員】それで、駐車違反の車両関係は警察の方で取締りを強化していただきたいと思っているんですけども、その時に、ブロックの上の車以外の部分です。例えば物を置いていたりとか、特に一時期、商店街で商品を置いてちょっとじゃまになったりと、そういった声もありました。

そういうのを、例えば市道だったら、長崎市なら長崎市になるでしょうし、県道だったら県ということになると思うんですけども、物を置いていたり、あとは破損もあるみたいです。そういうのを、駐車違反の取締りをしながら逐次、そういった通報かれこれも県、市とか、市、町と連携しながらやっていくとか、そういう体制はできているんでしょうか。

【田川交通指導課長】障害物とか破損物につきましては、警察業務に直接関係ない部分もございまして、さまざまな住民の方からの意見とか110番通報がされる場合があります。110番通報がされた場合には、必ず警察官が現場に行き、その処理について判断いたしますので、警察業務外であれば市町、関係機関などと連携しまして、そういった事案の対策をやっております。関係者がおりましたら、その関係者に対しまして注意とか、今後の対策などについて協議といいますか、現場での指導は行っているところでございます。

【坂本(浩)委員】一般住民の方は、こういう場合にどこに通報したらいいのかわからなくて、多分、110番とか結構ある。道路ですからね。

そういうのがあるかと思いますが、ぜひ、そういった行政機関等とも連携をしながら、今後の取組をお願いいたします。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【下条委員】質問通告していましたが、サイバー犯罪の対策における人材確保（育成を含む）について、お尋ねいたします。

まず、今回の関係議案説明資料でサイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、また、補足説明資料でもサイバー犯罪の取締り状況についてご報告をいただいておりますが、サイバー犯罪の現状について、推移その他、傾向などについて、もう少し詳しくお聞かせいただけないでしょうか。

【林田サイバー犯罪対策課長】サイバー犯罪の推移についてお答えいたします。

サイバー犯罪の数の面で具体的にお話しすれば、長崎県の過去10年をさかのぼって統計を対比いたしますと、検挙件数については、10年前の平成23年は、全ての犯罪の検挙数が4,923件でありまして、うちサイバー犯罪の検挙数は44件でした。割合としては0.9%です。

その後、犯罪の認知件数の減少と正比例いたしまして検挙件数も減少していきませんが、令和2年に至っては、全ての犯罪の検挙件数が2,595件であったのに、サイバー犯罪の検挙は67件でありまして、割合としては2.9%、約3倍になっ

ております。つまり、検挙件数でいえば、犯罪の発生が減った分、検挙件数も減っていますが、サイバー犯罪については増加していると言えるかと思えます。

また、サイバー犯罪に対する相談件数については、平成23年、10年前は1,478件に対して、令和2年のサイバー犯罪の相談件数が2,511件で約1.7倍であります。県警に対する全相談件数に占めるサイバー相談の割合も、10年前は5.5%でありましたが、令和2年は10.9%に増加しております。

社会全体がデジタル化に進展している現状において、この増加傾向は当分の間は継続されるのではないかと懸念しております。

【下条委員】今ご報告がありましたように、検挙件数全体は10年前から比べると減少しているけれども、このサイバー犯罪は増加をし、また割合としても約3倍になっていると、相談件数も1.7倍になっている現状だったと思えます。

改めてお聞きしますけれども、増加傾向にあるサイバー空間の犯罪に対して、現在のサイバー犯罪対策課の現状といたしますか、人員といたしますか、体制についてお尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】現在のサイバー犯罪対策課の定員につきましては19名でございます。

【下条委員】19名ということですね。

今回の説明資料でも人員、体制について触れられています。長崎県立大学と連携をして、長崎県警独自の育成プログラムを実施して、情報セキュリティ研究に従事させておりと書いてありますが、これをもう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。どのようなプログラムといたしますか内容をやっておられるのか、お尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】県立大学との連携でお答えいたしますと、県立大学の情報セキュリティ学科の大学院生として、警部補を1名派遣しております。この警部補は、警察の業務を離れて大学院生と全く同じ研究をしております。その研究の内容につきましてはサイバーセキュリティ対策ということで、今現在はフィッシング対策として、いかに防止するかを詳しく研究しております。

【下条委員】わかりました。それで、ちょっとお尋ねをいたします。

今私がお聞きした内容で、犯罪は増加傾向にあるという状況。サイバー犯罪対策課の皆さんとして、今後、サイバー空間の犯罪がどのようなようになっていくとお考えか。すごく大きくなっていくのか、それとも微増で大きくなっていくのか、そういったところのお考えと、19名の体制で県立大学に1人派遣して人材を育成されているという状況、こういった体制について少し強化を考えられているのか、この2点についてお尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】まず1点目、サイバー犯罪が急速に増加して大変なことになるかどうかということですが、これは国が社会全体のデジタル化に大きくかじを切っております。この先、サイバー空間は、地域を問わず、子供からお年寄りまで、全ての国民の方が主体となって参画する、すなわち社会活動を営む公共の場になっていくと思われれます。したがって、今よりも急速に増加していくのではないかと懸念しております。

なお、今の体制は19名ですが、これから脅威が増加した場合、体制を見直し、定員の増加もあるかと思えますが、まずは体制強化の一つとして人材育成に取り組んでいこうと、今現在、

力を入れております。

警察内部の話でありますけれども、今は犯罪自体が全て、インターネットがツールとして使われるようになってまいりましたので、他部門から捜査員をサイバー課に推薦していただいて、これに1年間、実践を交えた教育をいたしまして元に戻す中核捜査員育成プログラムというもの今年から開始しております。

また、専門知識を有する民間のIT企業から講師を招き、各捜査員に対しての実践的な研修や、捜査員をJC3、日本サイバー犯罪対策センター、大手のIT企業に長期間派遣し、経験をつませています。

全体の警察官の底上げとしては、サイバー犯罪対処能力検定を全警察官を対象にやっている状況でありまして、とにかく体制の強化、数もそうですが、サイバー捜査ができる捜査員の育成が急務であると、こう考えております。

【下条委員】私も全く同意見でございます。デジタルが公共の場になっていく。今、押印が廃止の方向になりまして、様々な重要な契約書類であったり個人情報、サイバー空間、インターネット上で行き来している状況になっております。また、この規模は急速に増加している状況でございますので、ぜひとも人員の体制の強化、人材育成ということに力を入れていただきたいんですけれども。

私がいつも思うのは、サイバー空間のセキュリティというのは、ファイアウォールを代表するように人工知能といいますか、AIとかがプログラミングでブロックをしたり、様々なディフェンスをしていきますけれども、IPアドレスという形跡が残ります。例えばハッカーとか不正侵入した場合に、どのパソコンから侵入したかとか、どういった経路をたどったかというのが結構わかっていきます。

このサイバーセキュリティ上では、そういったことを一つ一つ調べていって検挙するのか、どういうふうになるのかわかりませんが、特定をしていくことが重要になっていきます。こういったことが、その抑止力として非常に重要ですし、県警の皆さんが担う役割が多いと思います。

例えば、サイバー上は国籍がないといいますが、グローバルですので、日本ではない国からサーバーにアタックした場合、他の国にIPアドレスがあった場合、こういった時にどのような形で県警が対応されているというか、シミュレーションをされているのか。

また、こういった海外からの不正アクセスがあったかどうか、お尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】海外のサーバーからのアタックについては、フィッシングをはじめ多くのアタックがっております。

ただ、海外の場合は、日本の法律は海外では適用されず、海外のサーバーを差し押さえることができません。照会をしても回答がいただけない、何年もかかるなど、難しい状態であります。

大概の場合は、いわゆる匿名ツールというものを使いまして、IPアドレスがわからない状態でアタックをかけてきます。委員のご指摘のとおりIPアドレスがわかれば何らかいけるんですけれども、IPアドレスがわからないと、これが非常に捜査上では障壁となっているのは事実でございます。

【下条委員】すみません、少し意地悪な質問をさせていただきました。これはもう国と国との法律が関係してきますので、県警の範囲を超えていると思いますけれども、インターネットが法の枠を飛び越えて、何らかの形で対応しないといけない、ディフェンスしないといけないと

というようなことが起きた場合に、早急に国としても速やかに対応される可能性がございます。ぜひ今の段階から、こういう法律の枠を超えた対策も話をさせていただいて。

また、今のようなお話を聞いておりますと、やはり今後、非常に大きなエネルギーがサイバー空間上で必要になってくる。それに対応していくのがサイバー犯罪対策課の皆さんでございますので、ぜひとも人材育成にはより力を入れていただき、県立大学情報セキュリティ学科で、サイバーセキュリティのリカレント教育なども私もやっていただきたいと強く思っていますが、そういったところと連携をし、他県にはないようなすばらしい講師であったり知的な人材がおられますので、連携をさせていただいて、さらなるサイバー空間上の整備について、予算も含めて増強していただきたいと要望させていただきまして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【饗庭委員】通告をさせていただいておりますので、質問させていただきます。

まず最初に、総務委員会補足説明資料でいただいた「事件・事故の推移」で、数字をたくさん挙げてあるんですけども、これをどのように分析しておられるのか、お伺いします。

【平戸警務課長】お示ししている「事件・事故の推移」で、県内の治安情勢ということでお答えをいたしますと、刑法犯の認知件数は年々減少してきておりますが、今年に入って件数的には下げ止まっているところであります。

一つの要因には、詐欺事件の発生や人身安全関連事案の被害が昨年に比べて微増していることが挙げられるかなと思っております。

また、交通分野では人身事故、あるいは死亡事故の発生は減少傾向にあると考えています。

個別の治安上の課題と取組に関しましては、議案外の説明資料中にも記載しているところでございます。

【饗庭委員】では、犯罪の一般概況の中で、粗暴犯と知能犯とその他の刑法犯が昨年に比べると増加しているかと思うんですけども、増加している要因はどのようにお考えなのか、お伺いします。

【横山刑事総務課長】刑法犯の認知件数につきましては、昨年まで17年連続して減少しておりましたけれども、令和3年7月末の統計によりますと、刑法犯の認知件数は1,795件で、前年同期比134件の増加、率にして8.1%増加しております。

罪種別に見ますと、委員ご指摘のとおり、暴行・傷害等の粗暴犯、詐欺・横領等の知能犯、器物損壊あるいは占有離脱物横領等のその他の刑法犯の認知件数が増加しております。

まず、粗暴犯につきましては、主に傷害や脅迫が増加しており、配偶者や交際相手等が被害に遭うケースが多くなっております。

次に、その他の刑法犯につきましては、主に住居侵入や器物損壊が増加しております。住居侵入はのぞき目的、または窃盗目的のもの、器物損壊は自動車に対するものが増加しております。

これらの犯罪の認知件数が増加した要因の一つとして、今年度から被害届を積極的に受理するようになったことが考えられます。

具体的に説明しますと、これまでは被害者及び被害関係者の方が被害届の提出をためらう場合は、警察安全相談として受理する場合がありますが、今年度からは、事件性がうかがわれる場合は原則、被害届を受理することとし、被害届の提出をためらう被害者、あるいは被害関係者の方に対して被害届提出の必要性を十分に

説明した上で提出を促すなど積極的な被害届の受理に努めておりまして、これによって刑法犯の認知件数が増加した可能性があると考えております。

最後に知能犯につきましては、認知件数の増加が顕著であります。前年同期比90件の増加、率にして90%の大幅増になっております。知能犯の認知件数が大幅に増加した理由としましては、元長崎住吉郵便局長による多額詐欺事件の被害者が多数存在していること、いわゆるコロナ禍において国が実施した持続化給付金等の不正受給詐欺事件の認知件数が増加したこと、特殊詐欺事件の認知件数が増加したことが挙げられます。

特に特殊詐欺事件につきましては、高齢者を中心に多額の被害が発生しておりまして、認知件数も依然として高い水準にありますので、特殊詐欺に対する取締り活動を徹底し、その成果を目に見える形で県民に示す必要があるものと考えております。

【饗庭委員】詳しく説明いただき、ありがとうございました。

被害届が提出しやすい状況で、今まで見えなかった部分が見えてきたのかなというふうにも思っております。でも、その中でもやっぱり犯罪を減らしていくことは必要かと思えます。

そして、今お話があった中の特殊詐欺の被害防止対策について、具体的なところでお聞きしたいと思えます。

先ほど説明もありましたとおり、今回は1件で1億円を超える大きな事件があっており、金額が跳ね上がっておりますけれども、年々、特殊詐欺がいろんな形で、いろいろ方法を変えて出てきていると思うんです。だから、その前にぜひ防止をしていただきたいんですけれども、被害に遭う前の防止策としてはどのようなこと

をされているのか、お伺いします。

【宮下生活安全企画課長】刑法犯の認知件数の増加は特殊詐欺の増加が要因であります。統計の数値で8月末は61件、これはプラス42件と非常に増加しております。被害額も8月末で約2億1,900万円で、これも昨年と比べて約1億4,300万円ほど増加しています。喫緊の課題として、警察署も含めて各関係機関と連携して対応を図っているところでございます。

新たな手口が発生して、対応が後手後手になっていないかという委員のご質問と思います。この手口につきましても本当に日々、従前のオレオレ詐欺とか架空料金請求詐欺、還付金詐欺、これらに加えて、平成30年以降、被害者宅を訪問してキャッシュカードをだまし取って逃げるといふような新たな、キャッシュカード詐欺盗といいますが、全国的に増加して今日に至っている状況でございます。

県民に対しては、被害に遭わないように、まずは迅速かつ先制的な情報発信が求められるということでございます。これらの新たな手口の発生状況につきましては警察庁が取りまとめておりますので、その事件情報を参考にしながら、また県下の予兆電話、不審電話の傾向を探りながら、そして市町や銀行等と情報交換しながら、新たな手口に対して情報発信ができるように、日々努めているところでございます。

【饗庭委員】いろんな対策をとってほしいと思っておりますけれども、詐欺をする方が警察より先にいっているような感じがすごくするんです。そのあたりで銀行と連携をとってというのもございましたけれども、詐欺が起こる前に、例えば今回の給付金とかが出た場合に、先に何か対策をとるような考えがないのか、お伺いします。

【宮下生活安全企画課長】詐欺対策のお尋ねと思います。基本的に県警で、私たちは大きな対

策と3本柱を掲げて対策をやっております。

1本目が、高齢の被害者の方も1本の電話が固定電話に入ってきて、これから始まりますので、被疑者から電話がつながりにくい環境づくりの推進です。これは迷惑電話防止機能付きの電話などがありますので、それを設置してくださいと。非通知の電話には出ないでくださいと、非通知着信拒否設定を呼び掛けています。

さらに、944台の自動通話録音機、警告器とあっておりますけど、これを被害に遭うような方とか被害者の方に貸出しをしております。これらの対策を進めております。いわゆる電話対策です。

2つ目は、予防に資する広報啓発。県民の皆さんに、いかに心に響かせて、これをストップさせるかということで、いろんな広報啓発。発生を認知した場合は安全・安心メールキャッチくんとか、ヤフーの防災メール、電子メールで発信したりですね。特に地域防災、防災無線を活用してですね、県下21市町と協定を結んでおりますので、直ちに活用する。また、コールセンターを9月1日から開設しておりますので、県民の皆さんにコールセンターで電話をかける等々の広報対策を行っています。

最後にもう一つ、金融機関における水際対策。最後の砦という感じで言いますが、金融機関とコンビニの店員、行員にお願いして声かけ、また通報依頼を行っています。大まかにいけば、この3本柱で対策をとっている状況でございます。

【饗庭委員】ぜひとも、被害に遭うことがないように進めていただければと思います。その中で自動通話録音機ですか、944台ということでしたので、もっともっと広めていただければと思います。

続いて、監視カメラについてお尋ねをします。

監視カメラという言葉ではなく、防犯カメラということですが、防犯カメラによって事件・事故が解決することが最近は増えているように思います。

その中で、カメラの設置状況と、その効果ですね。どのように活用しておられるのか、それによってどれだけ解決したというものがわかれば教えてください。

【宮下生活安全企画課長】防犯カメラの設置台数、設置の経緯のお尋ねと思います。

防犯カメラは、県警では平成24年度から設置を始めまして、平成24年度に防犯カメラ30台を設置し、ここ9年間にわたりまして年間数十台ずつ設置をしてきました。この9年間で、県下に離島を含めて22警察署、合わせて200台を設置しております。

この防犯カメラが警察業務にどのように活用されているかという点でございますが、カメラの設置、運用に関しましては、平成20年7月に規定されました長崎県の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づいて適正に設置をいたしまして、いろんな繁華街や歓楽街、交通の要衝、学校や駅周辺、そういうところに設置しております。

その効果といたしましては、当然ながら痴漢・わいせつ事犯や街頭における犯罪、また重症の大きい交通事故やひき逃げ、当て逃げ、行方不明者の捜索等々に活用して、非常に治安維持に効果を発揮している状況でございます。

【饗庭委員】その効果が、防犯カメラだけの効果ではないんでしょうけれども、それによって逮捕されたのが何パーセント上がったとかというのがわかれば教えてください。

【宮下生活安全企画課長】具体的に逮捕何件に活用されたか、検挙につながったかというところですけど、いろんな事件を検挙、解決してお

ります。それらを個々具体的にお答えはできませんが、この活用状況につきましては、警察署長が管理、活用しているんですけど、その件数を確認しましたところ、令和元年中に196件、いろんな事件・事故で活用したと、令和2年中が192件、令和3年の7月末で107件と、こういうふうにデータを確認しているんな捜査に活用している状況でございます。

【饗庭委員】わかりました。

最後に、パワハラ等のハラスメント対策についてお伺いしたいと思います。

警察本部長も代わられて、いろんな形で引き継いでいらっしゃると思うんですけども、その中でハラスメントは是非なくしていただきたいと思っておりますが、その対策についてお伺いします。

【橋本警務部長】委員ご指摘のとおり、しっかりと引継ぎを受けているところでございます。昨年、重大なハラスメント事案が発生したことを受けまして、県警としても、「活力に満ちた魅力ある職場環境の創出」を運営指針に加えまして、ハラスメント対策、働き方改革を最重要課題の一つとして取り組んでいると、このように引継ぎを受けているところでございます。

まさにハラスメント防止のためには、幹部の意識改革の徹底とか、職員が気兼ねなく報告、相談できる体制の環境づくりといったことが重要であるというふうに認識をしているところでございまして、私自身、ハラスメント防止対策の総括責任者として、これまでの取組を進めてまいりたいと思っておりますし、また、直接私自身が各警察署の現場に足を運びまして意見交換をするなど、状況をよく確認いたしまして、どういった対策が効果的かといったところを自ら考えてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ強化していただいて、皆さん

が働きやすい職場、職場環境にしていただければと思います。

その中でもう一つ、最近、セクハラで減給が何かの処分がされたと報道がありました。懲戒処分にはならないけれども、小さいハラスメント事案があった場合の対策をお伺いします。

【山崎監察課長】懲戒処分に至らない事案に対しては、監督上の措置ということで行っております。これは、県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令に基づいて行っていることでありまして、任命権者であります警察本部長が、規律違反が軽微で懲戒処分をする必要がないと認める事案については、当該職員の以後の職務履行の改善向上を図る目的で、必要に応じて当該職員に対して、本部長自ら訓戒もしくは注意の措置を行う。または、当該職員の直属の上司である所属長が、同じように訓戒もしくは注意の措置を行うということで、本部長訓戒、所属長訓戒、本部長注意、所属長注意の4種類がございまして。

【饗庭委員】わかりました。そういう事案が起きた時に、お互いにその後、働く場所とかを考えていただくかと思うんですが、その中で働きにくい環境にならないようお願いしたいんですけれども、そういうところはどのようにお考えですか。

【平戸警務課長】懲戒処分とか監督上の措置を行うわけですけども、本人たちの職場環境に関しましては、被害を受けた職員の意向等も踏まえた上で、当事者である本人、行為者の指導をいたしますが、職場環境を正常化させるということを含めて関係者を人事異動させることがございます。

いずれにいたしましても、ハラスメント防止に関しましては事業主が果たすべき重要な役割であると考えていますので、相談に対する適正な対処等も含めて、これからも努めてまいりた

いと思っております。

【饗庭委員】ぜひ、ハラスメントをゼロにさせていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

【大場委員長】室内換気のために、しばらく休憩いたします。

11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時 9分 再開

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【石本委員】2点ほど質問させていただきます。

1点は特殊詐欺の被害防止対策についてということで上げておりますが、先ほど来、饗庭委員からも同様な意見が出ておりますので、一部重複するかも知れませんが、1点だけ確認をしたいと思っております。

特に特殊詐欺については、高齢者を狙った特殊詐欺が多いのではないかという感じがしています。資料にもありますとおり、1件で1億円を超える被害が発生したということで、どうしてこういう事件が発生するのかなと、いつも発生した時に思うんですけど、何とかこれを食い止めることができないものかというふうに思っているんです。

先ほど来、回答もありましたが、特に電話でのこういった犯罪が増えてきていると思うんです。下条委員からサイバーセキュリティの話もありましたが、例えば特殊詐欺に1回引っかけると、その方に対して、いろんな角度から同じような詐欺と申しますか、1度かかると2度3度と同じような電話がかかるという事例を耳にしたことがあるんです。

そういった、特に高齢者に対する特殊詐欺の

防止対策について、ダブるかも知れませんが、特段、対応策を考えてあればお伺いしたい。

【宮下生活安全企画課長】特殊詐欺につきましては、先ほど説明したとおり急増している状況でございます。

特に高齢者の方が被害に遭う特殊詐欺、これは、8月末までの認知件数61件です。このうちに29件が65歳以上の高齢の被害者で47.5%、半数近くです。特に還付金詐欺が今年は全国的に増加しておりまして、17件で、17件のうちに15件、88%、約9割は高齢者の方の被害です。

手口は、病院等に結構頻繁に行かれますので、医療費とか治療代の還付金がありますということで、すぐATMに案内されて振り込みをさせていただきます。普段から振り込みをやっていればおかしいと気づくんですけど、慣れない高齢者は被害に遭ってしまうということです。

この対策といたしましては、ほとんど自宅の固定電話に入りますので、まず犯人グループからの電話を受けないということで、迷惑電話防止機能付きの電話を設置してくださいと推奨しておりますいわゆる撃退機という機器がございますので、これを944台、貸出し等を行って対応しているところでございます。

また警察署等が、高齢者対策ということで毎月15日の年金支給日における被害防止のキャンペーン、また地域警察官が直接自宅を訪問して巡回連絡ということで、そこで直接、高齢者の方々にお話をして注意喚起をしています。

あとは、日頃から交通部の皆さんも含めてですけど、出前講座ということで、自治会に行ったり公民館に行ったり、高齢者講習会等でお話をしております。

特に、コロナウイルスのワクチン接種会場に所轄から赴いて、直接チラシを手渡したり、お話をしたり、DVDの動画を視聴していただい

たり等々の、高齢者にも若い方にも通じるこういうふうな施策を、地道なんですけど、心に響くように徹底してやっているところがございます。

【石本委員】今お話がありましたように、まずは電話での、防犯の何といたしますか、案内というか示す、あれは本当に有効だと私も思いますし。

また、高齢者であれば1回聞いてもなかなか、同じようなことを繰り返すというのが常にありますので、老人会等でのそういった小まめな説明とか、または巡回される際に、高齢者のお宅ではしっかりとそういうこともお話していただくような日頃の取組が大事だと思うんです。そういったことについては、ぜひとも力を入れてやっていただけるようお願いしたいと思います。

それからもう1点ですけど、通学路の安全確保に係る対策についてでございます。

近年、報道で、児童の通学時の列に車が突っ込んで死亡事故等も発生しております。こういった悲惨な事故を防ぐためにも、現在、警察として当然安全対策はとられていると思うんですけど、どういったところに気をつけた取組がなされているか、お伺いしたいと思います。

【式場交通企画課長】通学路の安全対策でございますが、まず、危険箇所の合同点検をやっておりまして、例えば見通しの良い道路とか、幹線道路の抜け道となっているような道路、車の速度が上がりやすい道路、または大型車の進入が多い道路などの危険箇所を各市町の公立小学校がリストアップして、その危険箇所の合同点検を道路管理者や警察等により実施しております。

また、通常の学校の登校日はもとより、県内の公立小学校の2学期の始業式におきまして、

登下校時間帯に警察官約660人を動員しまして、校門付近や通学路におきまして、登下校する児童に対し、道路を横断する時は手を挙げて横断する意思を示す、横断前に左右の確認を行うなどの交通安全指導を行いました。

また、白バイやパトカーによる警戒、交通指導取締りも併せて実施しております。

さらには、現在実施しております秋の全国交通安全運動の期間中に、通学路における全国一斉取締りを実施することとしております。

今後も、将来を担う子どもたちが交通事故の犠牲とならないように、新型コロナウイルス対策にも配慮しながら、各種対策を推進してまいりたいと考えております。

【石本委員】今おっしゃったようなことは、当然しっかりとやっていただかなければいけないと思っております。

それと、通学路に車道と歩道の区別がないとか、あっても歩道が狭い、車道と近接している箇所もかなり、私の地元でもあります。要望も出ております。何とか歩道を設置してほしいとか、歩道を広げてほしいとか。ただ、そこには現状として家があったりして、なかなか簡単に広げられない事情があるところもあります。

そういったところは警察関係だけじゃなくて道路維持課も関係してくるかと思うんですけれども、通学上安全でないと思われる箇所については、何とか対策を、地元の要望も含めてやっていかんとなかなか、口で言うだけでは危険な箇所が減らないという状況もありますので、そこら辺はまた道路維持課とも連携しながら、十分対応していただきたいというふうに思っております。

また、ガードレールがないところもあって、通学路については、国道沿いにしてもガードレールの設置について要望が上がっております。

これについてもなかなか進まない、要望という苦情をかなりいただいているところもあります。

最近特に子どもたちの通学時の事故が増えていますので、特に小さな小学生たちの安全を確保するのは重要になってくると思います。これは、地元の町内会を含めて、警察等のお力添えもぜひとも必要だと思っておりますので、そのあたりはしっかりと地元の警察と連携、また確認しながら、そういった対応をしっかりとっていただきたいと思いますと思っております。

もう一つは、横断歩道の問題です。学校の近くとかバス停の近くとかに横断歩道があると思うんですけども、話によりますと、この横断歩道の移動についても簡単にできないと、面倒くさいのかわかりませんが、ちょっとずらした方が地元は安全だと思っているけれども、警察、公安委員会の関係かもわかりませんが、関係上、なかなか簡単にいかないという話も聞いております。だから、実態に合ったですね。子どもたちの安全を確保するには、地元の意見をよく聞いていただいて、実態に即した対応をぜひお願いをしたいと思っております。

そこら辺の見解はどうなんですか。簡単に横断歩道を移動できないという話は、

【澤村交通規制課長】石本委員から、横断歩道の移動とか新設について簡単にいかないという話を聞いているということでございます。

横断歩道の設置につきましては、真に横断歩行者の安全を確保するために必要な箇所に設置するようにしております。また、今回の合同点検において、こっちにやった方がいいんじゃないかとかというような意見を伺っております。そういう場所について、点検等を踏まえまして、実施については前向きに検討するところであります。

ただ、横断歩道を設置するに当たりましては、横断する前に歩行者が待って置く場所、滞留スペースと申しますが、この場所が確保できる場所とか、道路の構造をちょっと変えていただかないといけない。例えば、歩道が設置されている場所であれば、歩道の切り下げの工事を道路管理者にお願いしないといけないとか、いろいろな問題をクリアしなければならないところがありますが、設置、移動につきまして、安全を確保するために前向きに進めているところでございます。

【石本委員】ぜひそこら辺は、現場の状況、また現地の方たちの意見を十分取り入れていただいて、可能な部分については速やかに対応をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

合同点検という話がありましたけど、現在も、そういった危険箇所とかは随時、点検等はされているんですか。

【澤村交通規制課長】合同点検につきましては、まず県下の小学校から報告を受けまして、これに基づき、県下で約800か所について合同点検の実施対象として選定されております。

現在、自治体、警察、道路管理者、学校関係者において、スピード感をもって取り組んでいるところであります。8月末まで実施した合同点検において、通学路の見直しとか道路整備とか、交通規制等々について対策をしなければならない箇所約400か所が抽出されております。これは8月末です。今後、9月末までにこの合同点検を終了させて、対策案の検討を行い、順次実施し、学童の通学時における安全・安心を図っていくというふうに考えております。

【石本委員】よろしく願いいたします。以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】 質問通告に基づいて、警察の働き方改革についてお尋ねをいたします。

ご案内のとおり、公務職場での上限規制というのが令和元年度から始まりまして、私もこの間、知事部局とか教育委員会は一定、質疑等を通じて取組内容、それから実際の時間外の勤務時間の現状だとかをお尋ねして、確認をさせていただいたところでありまして、改めて警察の状況についてお尋ねをいたします。

まず、この上限規制が導入されて以降、時間外の縮減へ向けた取組、それから、その取組によってどのように実際に縮減ができていくのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

【平戸警務課長】 働き方改革に関するお尋ねでございます。働き方改革とかワークライフバランスの推進に関しましては社会的な要請が高まっております。委員がおっしゃるように時間外労働の上限規制も法的になされたものと承知しております。

警察におきましても、職員の時間外勤務の縮減に向けて様々な取組を進めており、以前から継続的に業務の合理化、定時の退庁日の取組、働き方改革の推進月間の設定、あるいは休暇の取得推進等に取り組んできたところでございます。

業務の合理化に関しましては、コロナ禍ということもありまして、例えば会議をオンラインで実施するとか、オンラインで決裁をするとか、そういうことを含めまして進めているところでございます。

これらに加えまして、昨年以降、フレックスタイムの導入や、勤務時間の変更あるいは分割制度の活用を促進する取組、あるいは警察署において、宿直の明け日の勤務時間帯の見直しや、自宅型のテレワーク等、柔軟な勤務選択ができるよう取組を進めておりまして、職員の時間外

勤務の縮減に努めているところでございます。

その効果でございますが、これらの取組によりまして職員の意識改革は進んできたと思っております。徐々に時間外勤務も減少の傾向にございます。

一つ例を挙げますと、正規の勤務時間を除く在庁時間が1か月80時間を超えた職員が、平成30年度は述べ人数で1,534人ございました。これは規制が始まる前の数字でございます。規制が開始された令和元年度は、これが1,203人となりまして、令和2年度は1,075人と徐々に減少してきているところでございます。

今後とも、このような推移を継続的に注視しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 警察も様々な事件の中で、知事部局に比べて時間外の縮減は非常にしにくい部分もあるのではないかと考えておりますけれども、それはそれとして、健全な働き方改革、職場環境は大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

今、80時間超えの数字が出されました。確かに延べ人数で順次減っているということで、これはこれで評価をいたしますけれども、もう少し詳しくですね。

この80時間というのは、いわゆる過労死ラインと言われているところですよ。上限規制に基づくと月45時間、年間360時間と、基本そこに合わせているということでもあります。いわゆる他律的業務が多い職場となると、特例として月に100時間、年間に720時間というふうに定められております。

そこら辺は、もう少し詳細に45時間とか100時間とかという区分けはされていますか。

【平戸警務課長】 委員がおっしゃるように基本45時間というところがございます。45時間とい

う基準で、細かい数字を今は持ち合わせておりません。

ただ、委員がおっしゃるいわゆる2号職員、我々、事件事故に受動的に対応せざるを得ないという業務の性質もございまして、他律的業務に従事する職員が多々ございます。これは人事委員会に報告をさせていただいておりますが、9割方、そのような職員と整理をしています。

業務が事件事故の対応等で、どうしても基準を上回る職員が出ていますところもありますが、そのような数字もしっかり見ながら管理してまいりますというふうに思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。なかなか機械的にはいかない部分もあろうかと、そこは十分理解できますけれども、ぜひ取組をさらに強化していただきたいと思っております。

それで、先ほどちょっと饗庭委員から、昨年10月のパワハラ事件に関連して、ハラスメント対策ということで質疑がありましたけれども、警務部長答弁で、それを受けてパワハラ、ハラスメント対策だとか、あるいは働き方改革を非常に重点的に取り組んでいくというふうなご答弁があったところです。

昨年12月にパワハラを警察本部として認定をしたということがありまして、その際に、いろんなパワハラの内容があったみたいですが、時間外について約40時間というふうに本人は報告されていたと、しかし、これは県警の見解として、約40時間という申告よりもかなり多かったということが報道等されております。

上限規制以降、課長からご答弁があったように取組が進められているんですけども、実際にパワハラと認定をして、しかもその中に40時間を超えてやっていた、一頃では200時間を超えていたとも伺っております。そういったことは本来よろしくないことだと思うんですけど

も、こうしたパワハラを認定することを一つのきっかけにして、さらに取組を具体的にされているのかということと、それを契機にした取組の中で、先ほど数字で報告があった時間外の縮減に向けた数字というのがわかるのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【平戸警務課長】昨年パワハラ事案に関しまして、亡くなった職員が、多くの時間外勤務を行っていたにも関わらず、それより少ない時間を自己申告していたということでございます。

そういうことを受けまして、今現在、我々は出勤状況等管理シートというものを用いまして、職員の勤務時間を自己申告させて、それを上司が確認するという形をとっておりますが、こういうものを正確にきちんと自己申告をせよと、上司もきちんと業務管理をせよというようなことを重ねて指導しています。

今後の話としまして、それをよりシステムティックにしようということで、個人に配分しているパソコンの使用時間の記録等を用いまして、職員の勤務状況を系統的に勤務管理できないかということに関しまして検討を進めているところでございます。

【坂本(浩)委員】出退勤の客観的な管理という位置づけで、パソコンでシステムティックにやるということですけど、それは今から始めるんですか。もう既に始めているのか、どうなんですか。

【平戸警務課長】パソコンでの自動管理に関しましては、これからでございます。

【坂本(浩)委員】そうしたら、私が先ほど聞いた、パワハラ事件があって、それを県警としてきちんと認定をして、そのうえで、その前後の労働時間の時間外勤務をこういうふうに取り組をやって縮減したというのは、なかなか数字としては出てこないということですかね。

【平戸警務課長】数字の管理につきましては今現在でも、これは手計算ですが、データを集めて、それぞれの職員がどれだけの勤務時間を使っているかということは、各所属長が把握できるようなシステムになっています。

これを、いわゆる手計算ではなくて広く共有できるように、所属だけではなくて本部でも共有できるようにするというシステムを、これから立ち上げたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。認定したのが昨年の12月ですから、それ以降、随分時間がたっていると思うんです。ぜひ、縮減に向けてさらなる取組をよろしく願いいたします。

特に、この8月に総務省から、過労死等防止対策大綱の変更についてということで、7月末に閣議決定された内容が各都道府県等に出されています。これはご案内のとおりだと思います。

それから長崎労働局で、372の民間事業者に違法な残業がないかと抜き打ち調査をした結果、77.2%で違法な残業があったということです。

もちろんこの時間外の縮減とか働き方改革というのは、社会的な要請もあって、民間、公務職場を含めてやっているんです。警察は勤務状況が通常の民間事業所とか県の知事部局と違いはあろうかと思いますが、先ほどのパワハラ対策等の部分にも好影響を与えるのではないかと、あるいは民間事業者に対する一つの見本、手本にもなろうかと思っています。

何よりも、いろんな犯罪の巧妙化というんですかね、そういうふうな状況の中できちんと適切に対応するためには、健全な安心して働ける環境づくりは非常に重要だというふうに思っておりますので、さらなる取組を改めて求めたいと思っております。

最後に何か一言あれば。

【平戸警務課長】委員がおっしゃるように、警

察は365日24時間働く組織でございますが、それぞれの時間帯等も含めて、体制をどうとるか、何を重点にどういう方法で仕事をさせるかということに及んでいくのかなというふうに思っております。

そのためには、職員それぞれが生き生きと働けることが非常に重要であろうかというふうに考えていますので、そこを含めて業務管理してまいりたいと思います。

【大場委員長】ほかにありますでしょうか。

【浅田委員】まず、通告しておりました薬物対策についてお伺いをいたします。

前回質問の時に時間がなかったものですから、なかなか減らない若年層の薬物乱用防止のあり方について、啓発活動の分析や対策を今度伺いたいとお願いをしていたんですが、そのことについての分析、対策の内容を、今答えられるのであれば教えていただけますか。6月定例会の時にお願いをしておりました件です。

【竹田少年課長】少年の薬物乱用防止対策について、ご説明をいたします。

少年の薬物乱用防止対策につきましては、少年自身が、大麻をはじめとする薬物に手を出さない、大麻は使っていけないものだ、薬物は使ってはいけないものだとして正しく理解するような規範意識を醸成させることが重要だと考えております。

そのためには、ご案内のとおり知事部局や教育庁などと連携して、非行防止教室や薬物乱用防止教室を継続して地道にやっていく必要があると考えております。

このほか、現在行っている取組といたしましては、街頭において、たばこを持っていたり、吸っていたりしたため補導した少年に対して、大麻禁止に関するサイトにアクセスできるQRコードを添付したポケットティッシュを手渡し

で配布しております。このQRコードにアクセスしてねということで、危険性を説明しております。

このほか、今後の取組としましては、警察独自に作成した動画の配信、または年齢層に応じたわかりやすいDVDの作成、配布など、新たな手法を取り入れて啓発活動を進めていきたいと考えております。

【浅田委員】私が6月定例会でお願いしたのは、薬務行政室とかを通じて、薬剤師の方、いろんな方々と学校等で、どれだけ薬物が恐ろしいものなのかというような授業はもうずっと何年もしてこられているわけです。ライオンズクラブのご協力を得たり、いろんなことをやられている。しかしながら、やっぱりなかなか。若い人たちもSNS等々でいろんな情報が進んでいる中で、今やっている啓発活動についての分析というか。

やられているとは思いますが、過去にやってきたことと同じことをずっと何年もやっている中で、それでも減らないのはなぜなのかとか、そういったところまできちっとやられているのかというのを次回お伺いしたいとお願いをしておりました。

先ほどの答弁であると、やっていることはわかっただけですけども、例えば、この数年間のなかでどう変わってきたかとか、それが適切なのかとか、授業でやっていることがなかなか伝わらないので今は動画になったとか、そのあたりをお伺いできればと思っていたんですが、いかがでしょうか。

【竹田少年課長】委員ご指摘のとおり、いろんな世代において薬物が蔓延しているというのは事実でございます。その中で非行防止教室や薬物乱用防止教室、これは非常に重要でございますので、継続して取り組んでいる。しかしなが

ら、減っていないという現状もございます。

このため、あらゆる年代層に浸透できるような、心に響くような活動をやらないといけないというのは重々承知しておりまして、先ほどご説明したとおり、QRコードを添付したポケットティッシュの配布を行っておりますし、詳細は控えさせていただきましても、動画の配信やDVDの作成、配布をしていきたいと考えております。

このほか、少年に年齢層に近い大学生を、いつでも声を掛けてねということで、相談相手としてもらうような取組も今、進めております。

【浅田委員】なかなか大変な、難しい、地道な活動が必要かと思うんですけども、本当に軽く考えている若い人たちが、SNSとかを見ても多いんだろうなと、そういうところで蔓延をしているんだろうなという状況がありますので、いろんな工夫をしていただいて、ぜひとも長崎の中で事件に発展しないようにしていただければと思います。

次に、人身安全関連事案についての取組状況について、改めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

前回も、この問題に関しましては最重要で、優先で24時間しっかり対応をしていただいているというお話がありました。コロナ禍の中でステイホームの影響があることを注視し、分析したいというふうにご答弁をいただいたんですが、それから3か月間で何か進んでいるところがあれば、教えていただければと思います。

【宮崎人身安全対策課長】人身安全関連事案につきましては、特に恋愛感情等のもつれに起因する暴力事案に、ストーカー、DV、男女間トラブルというものがございます。この事案につきましては、現在、増加傾向にあるのはご承知のとおりでございます。

現在、日々の取扱いを見ておられますと、特に男女間トラブルにつきましては、SNSでの出会いというものが多くございます。交際を開始して、その後、浮気であったり別れ話、金銭問題というような原因を主にして、口論や掴み合い等の軽微な暴行に発展いたしまして、お互いでは収集がつかないということで警察に通報するというパターンが増えているというふうに分析しております。

【浅田委員】 便利な世の中になり、SNSで出会ったからこそそのいろんな状況に発展しているということですが、配偶者の暴力等々もやはり前年と比較して38件と増えている状況で、加害者の方の支援はどうなっているのか。ステイホームになって、これまで抑えられていた人が、またさらに同じようなことを繰り返しているのか、状況的にはどんな感じでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】 恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案につきましては、警察が介入することによって、一定期間、経過確認を実施することで、多くの事案は沈静化する傾向がございます。加害者に対しては、被害者の意向に配慮したうえで、早期の口頭警告や積極的な事件検挙、禁止命令等の実施などの対応を行っております。

また、加害者につきましては、加害者本人だけではなく加害者の両親やきょうだい、職場の関係者等に対して事案の説明を行ったうえで、加害者家族等の協力を求め、その後のトラブル防止に努めている状況でございます。

【浅田委員】 実態として加害者の周りの方にもご協力をいただきながらということですが、そうすることによって、この加害者の方たちはそこで本当に抑止をされているのか、再犯率はどういう状況ですか。

【宮崎人身安全対策課長】 現在受理している件

数の約95%以上が新規という形になっております。先ほどもお話ししましたように、警察が早期に介入することによって一定期間、数か月から1年ぐらい経過観察をすることによって、その後、事案については沈静化し、また新たな事案が発生するというような状況にあります。中には再燃という形もございますが、それに対しても積極的な対応をしております。

【浅田委員】 再犯率は今のところかなり減っている状況で、新規の人が増えているというのは、これも由々しき問題だと思うんですが、再犯をしっかりと防止できているとお聞かせいただきました。

どうしても配偶者の暴力事案等については、家族、子どもたちにも影響して、回って同じようなことを起こしてしまうことが多くあると私たちも聞いておりますので、そういったところをしっかりと減らして、フォローをしていただいて。中には、加害者もやりたくてやっているわけではない、みたいなお声もよく聞くので、そういったところも踏まえていただければと思います。

また同じく児童の虐待についても、本当に悲惨な事案が、ニュースを聞くと、こんなひどいことが平気のできるんだなというような、この間も熱湯をかけたという事件等々がございました。

犯罪抑止に資する情報発信をしっかりとやっていきたいといつもご答弁いただいているんですが、実際に若干減ってはいるけれども、情報発信のあり方は今現在どういう状況で、それがしっかりと伝わっているというふうに分析しているのかどうなのか、そのあたりの見解をお聞かせいただければと思います。

【宮崎人身安全対策課長】 まず、ストーカー、DV等の恋愛感情に起因する暴力的事案に対し

ての県民に対する周知・広報につきましては、現在、県警のホームページにストーカー・DV事案を掲載しているほか、高校や大学、事業所での講話、各種イベントでの広報・啓発等を通じて、被害者または加害者にならないように呼びかけるなどの周知を図っているところでございます。

また、児童虐待につきましては、11月が児童虐待の防止月間になっていますので、この月間期間中につきましては、新聞広告であったりイベント等を通じての広報啓発を継続していきたいと思っております。

【浅田委員】ホームページとかSNSとか新聞を見ている以外の方が、こういう加害者、被害者だったりするような気がしてならず。

ここ最近では、SNSを使った情報の発信が非常に大きいところではあるかと思うんですけども、例えば保育園の保護者とか、そういうところにはどういうふうに行っているんですか。

【宮崎人身安全対策課長】児童虐待等につきましては要保護の協議会がございます。そういう場を通じて、関係者のところにも情報発信をしていきたいと考えております。

【浅田委員】関係者の方とか積極的な方は、そういうセミナーがあったり、いろんなところを見ていると思うんですけども、そこに際してしまう保護者だったり大人の方に対して、しっかりと落とし込みをするところまでのフォローアップをしっかりとやっていただければ、こういった案件も減るのではないかと思います。

私たち県民もいち早くというのを、私たち自民党も皆さんに、近くでそういう虐待が起こっているとするならば、どんどん、どんどん通報というか情報共有をお願いしますと訴えているんです。

地域だったり、学校現場だったり、いろんな

ところの協力を得ていく方が、さらに被害児童を減らすことにつながると思いますので、ぜひもっともっと積極的に。11月にどのような形をなさるのかをこちらにも注視しながら、また議論を深めさせていただければと思います。以上です。

【大場委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】それでは、会議を再開します。

【田中委員】通告しておりました、佐世保警察署の早期建て替えについて、端的に、現在の進捗状況、特に土地の問題、佐世保市とどんな感じで進んでいるのか、ちょっと聞かせてください。

【平田装備施設課長】佐世保警察署の整備の進捗状況について、ご説明します。

現在、PFI導入可能性調査を実施中であり、この調査を踏まえ、PFI事業を導入するか、従来型で建て替えるかについて検討し、今年度中に事業方針を決定する予定としております。

なお、土地の関係ですけれども、土地の購入のための予算措置がなされておりませんので、具体的な取得時期については、現時点では回答できる段階には至っておりませんが、工期に影響を及ぼすことがないように、今後とも佐世保市や財政当局と、予算計上に向けて協議を行いたいと考えております。

【田中委員】私の質問は、何しろ早くやるべきだというのが趣旨なんです。だから、どうですかね、長崎県にも20数か所の警察署があるわけで、5年に1回建替えても100年かかるわけだ、20か所あればね。だから、何しろ5年に1回ぐら

いはやっていかなきゃいかん。

長崎署をこの前やったわけでしょう。だから、佐世保署を次にやるとすれば、5年スパンぐらいでやれるような態勢をつくってほしいし、佐世保署をやれば、次にどこかをやらなきゃいかん。そういうローテーションを早くつくらないと、100年かかって一周するような感じじゃあ、大変だと思う。できるだけ早くやってほしいというのが趣旨なんですよ。

ちょっと私は横文字は不得手で、PFI手法、少し詳しく教えてください。

【平田装備施設課長】PFI事業についてご説明します。

要は、対象事業がPFI事業として成立するのかという調査でございますが、現在やっているところが基本計画の検討、これは新庁舎の機能とか規模、そういうところを調査しております。あとは事業計画の整理ということで、敷地条件による土地利用権等、民間事業者の意向調査、それと事業スキームの検討ということです。こういうことを調査、検討を行いまして、従来の公共事業と比べて何パーセントコストダウンできるかを評価し、その数値を算出することを業務としております。

【田中委員】そういうのをやらなきゃいかんですか。長崎署の建替えの時もそういう手法を、段取りを全部してやられたわけですか。

【平田装備施設課長】長崎署の建築当時は、この導入可能性調査等がまだありませんでしたので、長崎署の場合はやっておりませんでしたけれども、対象が10億円以上につきましては導入可能性調査を行ってから建設を行うということになっておりまして、佐世保署からになります。

【田中委員】そういう絡みがあるなら仕方ないけれども、10年計画を最初に聞いたけれども、10年計画にしたって、もう頑張らなきゃいかん

し、土地とかなんとかがやっぱりね。そういうことから考えれば、来年度、どういう形になりますか。絵が見えますか、来年に。

【平田装備施設課長】現在、PFI導入可能性調査をこの1年間でやっておりますので、この中で、PFI事業としてやるのか、従来型でやるのかという判断はしていきたいと思っております。

委員がおっしゃる10年というのは、令和10年度ぐらいに建設が可能ではなかるうかということとで予定をしておいたところですけども、このPFI導入可能性調査におきまして、従来型においても、PFI事業を進めるにしても、できるだけ短縮できる方法がないかということとで検討を進めていきたいと思っております。

【田中委員】もう一度確認しておきますが、相浦署と佐世保署が統合して新しい佐世保署をつくるという形ですね。

土地は大丈夫なんですか、あの広さで。今言われている花園地区でやることは、もう間違いはないんですか。確定はそのくらいか。もっとほかに確定しているものがあるのか。土地は大丈夫ですか、あの広さで。

【平田装備施設課長】市民会館跡地、花園地区の土地ということは、佐世保市からもご了解を得ておりますので、そこで間違いはありません。ほかに候補があったということはありませんので。

支障があるかということですけども、特に今のところ、購入時期をいつにするかというところで協議をしております、今のところ支障になるところはございません。

【田中委員】花園を含む名切地区というのが今、佐世保市は大きな都市計画みたいな形で絵を描いて動いています。それとの整合性とか、いろいろあるものだから、確定したものは何しろ早

くやるべき。だから、来年度どういう予算要求をするのか、来年以降のスケジュールをどうするのか。佐世保が終われば、次にまたやらなきゃいかんわけだから、そういう計画をやらないと、今の時期は。建物がどこも老朽化して、土木関係は、やり替え、やり替えという時代ですよ、橋一つにしてもね。ぜひお願いしたいと思っておりますので、早急に検討方と。

それから、建設までの粗々のスケジュールをもう一回確認させてください。

【平田装備施設課長】今後のスケジュールにつきましては、やはりこのPFI導入可能性調査において検討していくところでございます。この調査におきまして、PFI事業、従来型、どちらにおいて工期短縮が可能か、具体的に検討していきます。今のところ、いついつまでということはお示しすることができない状態にありますので、今年度の終わりか来年度の初めぐらいには、はっきりしたところをお示しできるかと思っております。

【田中委員】終わりますが、私も長年議員をしていて、県の警察の予算の取り方が、あまり上手じゃないような感じがいつもしている。だから少し強引に、県の予算の中に早目、早目に警察の要求を入れて、ちゃんと予算を確保して動くようなことをやらんと。県はいつも何か言うて金がない、金がないと。しかし、金がないなりにやってきているわけ。早目早目に手を打てばやれるという感覚があるので、ぜひお願いしておきたいと思っております。

【平田装備施設課長】委員おっしゃるとおり、財政課との協議は重要だと感じております。この佐世保警察署に関しては、事前に協議を重ねておりまして、今のところ問題は生じておりません。

【田中委員】お願いしておきます。終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮本副委員長】それでは、私の方からも質問させていただきます。2点、通学路に関する質問をさせていただきます。端的に申しますけれども。

1点目は通学路の総点検緊急対策についてと書いております。これは午前中の石本委員の質問と重複をするかと思うんですけど、ちょっと確認をさせていただければと思います。

前回の6月定例会の委員会の折、総務委員会の警察本部の審査の前日に、千葉県で通学路において児童5名が死傷するという事件が起きました。それを受けて私、6月定例会の委員会で質問したんです。その時の内容の経緯、その後の取組をちょっと確認したいんです。

その当時、警察本部の方からは、まだ警察庁から、どういったことをしなさいという指示は来ておりませんという答弁だったんです。ただ、今まで取り組まれたことの経緯を詳細にご答弁いただきました。こういった形で取り組んでいるという答弁があったんです。

午前中の答弁でも、合同点検実施ということと、400か所対応が必要ということがあったんです。これと、私が6月に聞いた通学路総点検緊急対策というのが一緒なのかどうかを確認をしたいと思っています。何かしらの警察庁からの指示があったのかも含めて、再度ご答弁いただければと思います。

【澤村交通規制課長】通学路の合同点検が警察庁の指示に基づくものかとの質問でございます。

千葉県八街市において発生した通学児童の死亡事故を受け、7月9日に、文部科学省、国土交通省及び警察庁から関係部局等に、通学路における合同点検の実施についての通達等が発せられ、これに基づき、教育委員会、学校、道路管理者及び警察における合同点検を実施したとこ

ろであり、合同点検の実施要領についても細かく指示されております。

さらに8月4日でございますが、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開催され、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策が決定し、合同点検のみならず安全教育や交通取締り、飲酒運転根絶対策など多角的な取組の必要性について示されたところでございます。

【宮本副委員長】わかりました。午前中の石本委員の質問への答弁、合同点検の実施ということで、それが警察庁からも来て、関係各所とも連携をとりながらしていただいたということを確認させていただきました。

当時6月の委員会でも、最重要課題ということで通学路の安全確保については取り組んでいくというご答弁もいただいておりますので、引き続き、こういった事件が長崎で、そして全国で起こらないような対策を講じていただきたいと思っています。なかなか難しいところとか厳しいところはあるかと思うんですけど、県民に、そしてまた相談者に寄り添った対応を、再度要望させていただきます。

もう1点は、同じ通学路の問題で、通学路における不審者情報について、ちょっとお聞きさせていただきます。

私も3人の子どもが、高校生、中学生、小学生といるんですけど、今、メールを登録していて、実は結構な回数で不審者情報が入ってくるんです。これは増えてないかなと思っていて。

近年、通学路における不審者情報について、どれぐらいの情報が入っていて、どれぐらい長崎県内で発信されているのか、どれぐらいの情報が上がっているのか、まず確認させていただければと思います。

【宮下生活安全企画課長】副委員長お尋ねの不

審者情報につきましては、当課、県警では、子供や女性を対象とする性犯罪の前兆事案として捉えて、私どもは声掛け事案と称して、県内の発生状況をつぶさに把握しております。

声掛け事案というのは、例えば通学路等において、子供、女性に対して声を掛けたり、あるいは勧誘といひまして「おいでおいで」とか、つきまとったり、そういう事案をいひます。

お尋ねの認知状況、発生状況につきましては、過去3年間、平成30年中は390件、令和元年中は279件、令和2年中が317件と、年間大体320件前後で推移しております。

それで、今年の8月末現在は209件ということで、去年同期、同じ月と比べればプラス25件と、やや増加している状況でございます。

【宮本副委員長】イメージでは急増しているのかなと思っていたんですけど、平均320件ぐらいと確認させていただきました。

結構細かい情報が入ってきますので、これは非常に大事ななと私自身も思っておりますので、どうか、情報が入り次第、従来どおり素早く発信をしていただければと思っております。

さらに、こういう情報から何か非常に大きな犯罪に結びついたということはありませんか。それをちょっと確認させてください。

【宮下生活安全企画課長】このような声掛け事案から大きな凶悪事件、子供、女性たちが被害に遭う、強制わいせつとか誘拐等の凶悪事件に発展したケースは、ここ最近では把握しておりません。

ただ、過去に、強制わいせつ致傷の被疑者を逮捕しまして、検挙後の捜査におきまして、これは不審者情報、声掛け事案として上がっていた件も、この犯人が行為者であったというケースもございます。

【宮本副委員長】やっぱり小事が大事で、小

いことから大きなものにつながる事件性もはらんでいると思います。これは各市町の小・中・高校のPTAとか育友会でも情報は共有しながら、それぞれ対策についても考えているところではあります。

こういった事件が起きた時に、警察としてどのような形で動いているのか、例えばパトロールの強化はなされているのか、その対応についてもお聞かせいただけますか。

【宮下生活安全企画課長】声掛け事案を認知した場合は、先ほども言いましたとおり、子供や女性に対する性犯罪前兆事案として大きく捉えまして、認知した段階で行為者を特定するための捜査活動を、当然ながらですけど実施します。行為者を特定した場合には、その内容いかん、供述状況等によって、検挙の措置や指導、警告と適切な措置を実施します。

認知した場合、事案発生を知った場合は、捜査活動と併せて、さらに連続的な犯行を抑止するために、副委員長がスマートフォンでキャッチしている情報ですけど、安心メールキャッチくんとか、ヤフー防災速報という電子メール配信機能もありますので、直ちに発信し、併せて最近では21市町と協定を締結しており、自治体の防災行政無線を活用して広報いたします。当然ながら警戒に従事しますパトカーの車載マイクを活用したり、これらの広報をやっていきます。

また、一番危ないというか、凶器を持った不審者が徘徊しているとか、現場から逃走した事案などは、教育委員会や、発生場所付近の学校、保育園などとか、防犯ボランティアの皆さんに個別直接的に連絡したり訪問したりして内容を伝えて、集団下校の実施や、併せて通学路での見守り活動、これらを強化するなど児童生徒の安全を図っております。当然ながら警察官によ

る警戒、パトロールを総動員して重点的に実施し、子供、女性、市民に危害が及ばないように対策を講じております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。午前中も365日、24時間という言葉もありました。我々議員も365日、24時間、対応していかなければならない立場ですので、併せてタイアップしながら、安全・安心なまちづくりについて、通学路の安全対策と通学路の不審者情報を含めて、（発言する者あり）そうですね、一人です、我々は一人で頑張っていますので、長崎県議会議員はですね、いろいろな情報を共有しながら努めていただければと思います。以上です。

【大場委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 1時51分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。理事者入れ替えのため、しばらく休憩をいたします。

再開を午後2時10分といたしますので、よろしく願いいたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時 8分 再開

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行

います。

予算議案を議題といたします。

人事委員会事務局長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）事務局費102万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは、多様な人材の一層の確保を図るために、令和4年度実施の長崎県警察官 類採用試験に新たな試験枠を創設し、SPI試験及び意欲等を評価する記述式試験を導入するとともに、試験日程を前倒しすることについて周知するための経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、議会事務局長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【松尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

内容につきましては、クラウド型ファイル管理システム等用機器借入れにおいて、議会資料を閲覧等するためのタブレット端末のレンタルについて、今年度上半期の入札が不調となり、下半期に再度入札を執行するため、既に設定済

みの債務負担限度額について、クラウド型ファイル管理システム等用機器借入れに係る経費として356万9,000円の増、クラウド型ファイル管理システム利用に係る経費として167万4,000円の増を計上しようとするものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【近藤委員】事務局費で102万4,000円ということで、SPI試験及び、こういうような形で今、予算が上がっているんです。大体いいと思うんですが、今回、警察官採用試験でこういう方式を使っていると聞いたんですけども、これは今から県庁職員全員、そういうふうな方向性の試験にしていくのか、そこら辺の方向性を教えていただけないでしょうか。

【田中職員課長】SPI試験の導入についてのご質問でございますが、知事部局におきましては、今年度、行政Bという職種、試験枠を設けて試験の実施をしたところでございます。また、土木Bという職種も今年度実施をしたところでございます。

SPI試験の導入につきましては、従来の教養試験と併設する形で、しばらくは続けていきたいと考えております。

【近藤委員】私は、この試験については大変評価しているところです。

一応、今の時点では両方並行して行うという形ですけども、これから先、やっぱり優秀な職員を採るということが一つの目的で行う試験だろうと思うので、要望で済ませますけれども、ぜひ、こういうふうないろんな形での人材を採

用できるような態勢をつくっていただければと思います。要望です。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より、所管事項の説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）の1ページをお開きください。

令和3年度県職員採用試験についてでございます。

大学卒業程度の「行政A」など14職種に係る

試験や、民間企業等職務経験者及び海外活動等経験者の行政等の選考試験を実施いたしまして、8月23日に最終合格者を発表いたしました。

また、警察官 類（男性・女性）の第1回の試験を実施し、9月13日に最終合格者を発表いたしました。

このほか、警察官 類（男性・女性）の第2回、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、警察官 類（男性・女性）の試験、「障害者」及び「就職氷河期世代」を対象とした選考試験の実施につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】次に、議会事務局長より所管事項の説明をお願いいたします。

【松尾議会事務局長】議会事務局関係の所管事項について、ご報告をいたします。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

議会資料のペーパーレス化についてでございます。

タブレット端末等を用いた議会資料のペーパーレス化につきましては、国におけるデジタル庁の創設や地方自治体のデジタル化など、社会情勢や環境変化に対応するため、県議会としてもその取組を積極的に推進しているところであります。

ペーパーレス化の試行開始につきましては、当初、令和3年9月定例会からの実施を確認しておりましたが、コロナ禍の様々な影響を受け、タブレット端末の需要が極めて大きく、調達の見通しが不透明なため、去る4月14日の議会運営委員会において、開始時期を「タブレット端末の調達後」に変更したところであります。

タブレット端末の調達に向けては、入札参加

業者を4月から6月の間に募っていましたが、全国的に端末の確保ができない状況であることから参加業者がおらず、入札不調となったため、9月定例会終了後、再度入札を実施する予定としております。

なお、議会資料のペーパーレス化に伴う環境整備の一環として、議場をはじめ、議会棟の各会議室のWi-Fi環境の整備を実施しており、8月に工事が完了しております。

今後も、議会資料のペーパーレス化に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、議会事務局関係の報告を終わります。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 皆さんお疲れさまです。事前通告をしておりましたので、質問をしたいと思いません。

まず最初に、労働委員会事務局にお尋ねします。労働紛争について、現状はどのような形になっているのか、お伺いします。

【山田調整審査課長】 労働委員会における事件の取扱いの状況ということでございますが、近々では昨年度、取り扱った件数は8件でございます。労働組合からの申し出による労使紛争調整事件が3件、不当労働行為審査事件が3件、そして労働者個人と使用者との個別的労使紛争に係る事件が2件でございます。

このうち、今年度に1件、審査事件を繰り越して、今、対応しているところでございます。そのほかに、今年度6件の申請がございまして、合わせて今現在7件を取り扱っているところでございます。

全体的な10年程の取扱いでいきますと、ピーク時よりは、やや件数は減ってきているというような状況でございます。

【饗庭委員】 状況的には減ってきているということですがけれども、このコロナ禍において、その影響による労働紛争が増えているのかどうか、お伺いします。

【山田調整審査課長】 コロナ禍における労使紛争への影響ということですが、いわゆるワンストップ窓口で県の知事部局、あるいは国の機関でいえば長崎労働局で相談を受け付けております。

相談につきましては、県の方は令和元年度くらいまでは減少していたということですが、昨年度、令和2年度は少し増えてきたということで、若干コロナ関係の影響もあるのではないかというふうに聞いております。

事件の取扱いでございますが、コロナ関係が直接起因して事件が生じたというものは、現在、労働委員会ではございません。

【饗庭委員】 了解しました。

働く方が、どこに相談に行ったらいいかわからないとか、言われたように労働局とか、相談の場所はあるんですけども、なかなか行く場所がわからないということもありますので、県でもこういうことをしているというのを、今後も周知していただければと思います。

次に、人事委員会事務局にお尋ねしたいと思います。

令和3年度の県職員採用試験についての中で、就職氷河期世代について選考試験を行ったということですがけれども、この氷河期世代について、今後、どのような形でしていけるのか、お伺いします。

【田中職員課長】 就職氷河期世代の採用につきましては、国から、対象者は平成5年から平成

16年に学校卒業期を迎えた世代ということが示されており、現在35歳から50歳の方が該当することになっております。

この世代は、雇用環境が非常に厳しい時期に就職活動を行い、現在も不安定な雇用や無職の状態にある方が多いことから、社会全体で支援していくため、国において令和元年12月に就職氷河期世代支援に関する行動計画2019が策定されております。

この計画では、国家公務員及び地方公務員の中途採用を促進する方針も示されたことなどから、本県においても就職氷河期世代を対象とした採用試験を昨年度から実施しております。

国におきましては、令和2年度から令和4年度の3年間で毎年150人以上、3年間で450人以上の採用を計画していると聞いております。本県におきましても、令和2年度及び今年度に採用試験を実施したところでございます。

【饗庭委員】その中で、県における氷河期世代の方の最終目標というものがあれば教えてください。

【田中職員課長】各年度においてどのような職種で何人の採用を行うかについては各任命権者が決定し、それを受けて人事委員会が採用試験を実施することになっております。

就職氷河期世代を対象とした採用について各任命権者に確認したところでは、現時点で来年度以降の採用予定については未定となっており、国や他県の状況を踏まえながら、全体の採用の枠の中で検討していきたいと、そういう意向であるとお聞きしております。

【饗庭委員】まだなかなか人数的にはということですが、氷河期世代の方で、先ほどお話があったように不安定雇用になっておられる方がまだまだ多くいらっしゃると思いますので、ぜひ多く採用していただければと思います。

令和3年度県職員採用試験については、ここで細かくご説明が書いてありまして、先ほど来お話があったようにSPI試験を導入して試験日程を前倒ししていると、令和3年度を基に令和4年度もぜひ前倒しして、多くのよりよい人材に受けていただく、そして大学生にとっても受けやすい試験にしていきたいと思いますと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えか、教えてください。

【田中職員課長】採用予定数をきちんと確保していくためには、応募者の増加を図る必要があると考えております。そのための有効な手段として、採用試験につきましては、今、委員からのご意見がありましたとおり、受験者の負担が重いといわれる教養試験をSPI試験などに変更して試験の負担を軽くすることや、試験の実施時期を前倒しして民間の採用スケジュールに近づけることなどが考えられます。

採用試験の内容や実施時期を変更するためには様々な課題や問題点などありますが、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】SPI試験とか、よりよい試験かというふうに思っておりますので、ぜひ優秀な人材に来ていただけるように進めていただければと思います。以上で終わります。

【坂本(浩)委員】通告に基づいて質問します。

県の職員の採用についてですけれども、事務局長の説明で、いろいろありました。大卒程度の行政など14職種に係る試験が行われて、全体では105人が合格ということですが、このところずっと、いわゆる技術系の職員が、採用募集枠に対して採用数がちょっと足りていない状況と聞いております。

令和3年度、今年度の技術職の採用の状況についてお聞かせください。

【田中職員課長】今年度の大学卒業程度の採用

試験では、試験を実施した15職種のうち、土木、建築、農業土木など土木系の職種を中心に、7職種で最終合格者が採用予定数を下回り、採用予定数を確保できなかった結果となっております。

【坂本(浩)委員】7職種ということで、特に土木職ですね。今年度は農業もそうだと、それから社会福祉とか、そういう専門職、技術職のところが必要に足りていないという状況ですね。こういう状況が、年度によってそれぞれあるんでしょうけれども、大きくりに言うと、そういう傾向が強まってきている現状にあるんじゃないかと思います。

それで、人事委員会事務局として、採用に当たってはSPIだとか、民間等の経験者だとか、氷河期世代だとか、いろいろ幅を広げながら、早目の募集、時期的に早めにとということもされているんですけども、とりわけ技術職の採用に対する現状認識というか、それに対して今後どういった取組をしていくのか。

これは採用した後も、よく非正規のところでは短期間の離職もよく聞きますが、そういったものが県庁においてどうなのかと後追いをすることも必要じゃないかと思います。そういう現状認識と、今後どういった対策を打っていくか、そこら辺についてお聞かせください。

【田中職員課長】技術系職種の採用につきましても、SPI試験の導入とか試験実施時期の前倒しができないかと検討を進めているところでございます。

一方で技術系の職種は、事務系の職種と違って年度ごとの採用者数が少ないことから、試験内容や実施時期の変更によってどの程度の効果が見込めるか、予想が難しい部分があります。

また、現在、九州各県の職員採用試験は、統一試験日を設け統一の試験問題を使用している

ため、統一試験日を離れて試験の実施時期を前倒しする場合、特に技術系の職種については専門分野の試験を課す必要があることから、長崎県独自の専門試験の問題を準備する必要があり、新たな費用が発生することと考えられます。

さらに、試験の内容や実施時期を変更することにより、試験実施のための業務量も増加することから、担当する職員の体制の整備も必要になるのではないかと考えております。

現在、このような課題について検討を進めているところですが、技術系職種の採用につきましても優れた人材を必要数確保できるよう、引き続き問題点を整理し、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】人事委員会としてもいろいろ対応しなければならないと思います。大変だと思いますけれども、特に技術職は、今年度は土木が少ないということでありましたが、土木でいうと、例えば災害時の対応だとか、これは必要な定員を採用時点で割り込んでいるわけですから、定員をきちんと確保するためにも必要な職種ではないかと思えますし、先ほど申し上げました、採用して県庁に就職した後の状況も含めてきちんと後追いもしながら、今後対策をしっかりとさせていただきたいということを要望して終わります。

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時31分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時32分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年 9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 2時20分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	田中 愛国 君
"	浅田ますみ 君
"	山本 啓介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	宮島 大典 君
"	石本 政弘 君
"	饗庭 敦子 君
"	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	浦 真樹 君
企 画 部 政 策 監 (I R 推 進 担 当)	吉田 慎一 君
企 画 部 政 策 監 (次 世 代 情 報 化 推 進 担 当)	三上 建治 君
政 策 調 整 課 長	黒島 孝子 君
政 策 企 画 課 長	陣野 和弘 君
I R 推 進 課 長	小宮 健志 君
次 世 代 情 報 化 推 進 室 長	小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料及び説明資料の追加1を併せて1ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、それから追加1、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、戻りまして、報告第21号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、報告第22号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第23号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、合計1億2,224万9,000円の減を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

続きまして、議案説明資料追加1の1ページの中段をご覧ください。

次に、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、合計13億2,500万円の増を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

続きまして、当初の議案説明資料にお戻りいただきまして、1ページの下から2行目でございます。

次に、報告議案についてご説明いたします。

まず、報告第21号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、合計37億2,332万9,000円の増を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、人の移動が特に増えるお盆前後の時期を集中警戒期間と位置づけ、県境対策や人と人との接触機会を減らすために実施した、県外から本県を訪れる方が予め受検するPCR等の検査費用を助成するための経費及び飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う協力金を支給

するために要する経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月6日付けで専決処分させていただいたもので、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

次に、報告第22号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、合計33億2,000円の増を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、本県独自の緊急事態宣言を発令したことにより、飲食店に対する営業時間短縮要請期間を延長する必要性が生じたため、協力金の支給に要する経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月20日付けで専決処分させていただいたもので、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

次に、報告第23号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、合計17億8,905万円の増を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた、まん延防止等重点措置の適用にあたり、飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月26日付けで専決処分させていただいたもので、他部局で歳出予算を計

上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものがあります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分、第124号議案のうち関係部分、報告第21号のうち関係部分、報告第22号のうち関係部分及び報告第23号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないこ

とから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料1ページをお開き願います。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域の整備については、本年1月以降、審査委員会の専門的知見等も活用しながら、公平性・公正性に十分留意のうえ、設置運営事業予定者の公募・選定を進めてきたところであり、公安委員会並びに立地市町村である佐世保市との法定協議を経て、去る8月6日、優先交渉権者として、「カジノ オーストリア インターナショナル ジャパン」を選定し、8月30日には、県と同事業者との間で基本協定を締結のうえ、設置運営事業予定者として正式決定いたしました。

同事業者は、ヨーロッパなど世界各国での事業実績を活かしながら、伝統的で高級感があり、ハウステンボスの景観とも調和した世界最高水準のIRの実現を目指すとされており、県としても、来年4月28日が期限となっている区域認定申請に向け、パートナーである同事業者とともに、事業計画の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

こうした中、去る8月4日には、IRを契機として、九州・山口各県が連携し、ギャンブル等依存症をはじめ様々な依存症対策の充実・強化を図るため、「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」が発足し、第1回目の会議が開催さ

れました。

本協議会は、本県が事務局を務め、各県の福祉保健部局に加え、医療機関や相談機関を構成団体とし、効果的な依存症対策にかかる情報共有のほか、eラーニングによる人材育成プログラムの作成等に取り組むこととしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（Society5.0の推進について）

本県では、本年3月に策定いたしました「ながさき Society5.0 推進プラン」に基づき、関係部局において、ICT利活用やデジタル化に係る各種施策を実施しているところでありますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、その重要性は一層増しているところであります。

企画部においては、これまでもICT利活用において必要不可欠となります光ファイバはもとより、5Gなどの情報通信網の整備促進に取り組むとともに、多種多様なデータの利活用による地域課題解決、産業振興に向け、オープンデータ等を活用したデータ連携基盤構築に向けた取組を進めており、当該事業につきましては、昨日、総務省の「令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業」における採択候補として、全国9件のうちの1件として決定をいただいたところです。

今後、今年度中のデータ連携基盤の構築、来年度からの本格運用に向け、県内全市町をはじめ、民間事業者の皆さまと協議、検討を進め、本県におけるICT利活用を推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は52番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、IR推進課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【小宮IR推進課長】 おはようございます。

お手元に配付いたしております総務委員会補足説明資料、九州・長崎IR設置運営事業予定者の資料をご覧いただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧願います。

カジノオーストリアインターナショナルは、カジノオーストリアグループの国際的事業を担うため、1977年に設置されたオーストリア共和国の国有企業であり、オーストリアのほか、ドイツ、スイス、オーストラリア、ベルギー、ハンガリー、デンマーク、エジプトなど、現在、世界の10か国でカジノを運営されております。また、贈収賄防止マネジメントシステムやコンプライアンスマネジメントシステムといった厳しい世界標準規格をクリアしております。さらに、世界最高峰の文化・芸術団体とのコネクションを有しており、日本とオーストリアの文化芸術交流が期待されるところでございます。

3ページをお願いいたします。

左下にクルツ首相のコメント、その右側にシュラムベエック経済産業大臣のコメントが掲載されており、オーストリア政府のバックアップが期待されるところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

経営理念といたしましては、安心安全、魅力あるIR、地域貢献、この3つを柱としてIRの実現を目指していくとされております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページは、有害な影響の排除並びに徹底したコンプライアンスの確保について、これまでのカジノ運営実績に基づいてIRの実現を目指すとしてされております。

6ページをお願いいたします。

6ページは、その具体的な取組例といたしまして、ギャンブル等依存症対策をはじめ、治安維持、防災・防疫への取組を記載しております。

7ページをお願いいたします。

こちらは九州・長崎IRのコンセプトでございます。1点目が、左側に記載しております九州・長崎IRを拠点とした「観光産業革命」を実現していくということ、2点目が、東洋文化と西洋文化の融合をさせていくということ、この大きな2本の柱で考えていくということでございます。

下段に記載しておりますとおり、開業時ににおける総事業費は約3,500億円、年間の延べ来訪者数は約840万人、開業予定時期ですけれども、最短で2027年度中を目標とした提案をいただいております。経済波及効果は年間約3,200億円、雇用創出効果は約3万人ということで想定をされているところでございます。

8ページから、パース図を掲載しております。8ページ、9ページは、これまでも報道等で公表してまいりました資料でございます。10ページ、

11ページは、今回新たに提供いただいた資料でございます。

8ページ、9ページに基づいて、少し施設の配置をご説明したいと思います。

9ページの立面図が、概ね現在のホテルヨーロッパからクリスタルタワーホテル側を眺望した形になっております。8ページの資料、パース図で申し上げますと、一番奥側、資料の上に記載している高いホテル、これがクリスタルタワーホテルでございます。その足元にL字形で展開しておりますこちらホテルでございます。この一部にカジノが入るということでございます。このカジノが入るホテルの手前に、現在のパレスハウステンボスが活用されております。パレスハウステンボスの手前、白とグレーの波々になっている、こちらがMICE施設でございます。このMICE施設の右側にピンク色の口の字形のブロックがございますけれども、こちらホテル、一部はショッピングモール、飲食等が入る施設になります。この6棟、7棟でございます口の字形の若干下に、屋根が一部白く口の字になっているところ、こちらがジャパン・ハウスと申しまして、大型の劇場になっております。

9ページの方をご覧いただきまして、今申し上げましたジャパン・ハウスが、9ページのパース図の一番手前右側にございます。この左側に、少し背の高い、これが教会を設置するということで今、提案を受けております。

8ページにお戻りいただきまして、教会の下に少し大型の施設がございますけれども、こちらはコンサートホールということで提案をいただいております。コンサートホールの右側に、現在のホテルヨーロッパ、こちらはリノベーションをしてホテルとして活用するという提案を

受けております。ヨーロッパの右側に、迎賓館がございます。迎賓館も、リノベーションした上で活用するというごさいます。迎賓館の右側、資料の一番端に建物がございますけれども、こちらがメディカルモールということで、医療ツーリズム等の拠点になる施設でございます。メディカルモールの左下に建物がございますけれども、こちらが和風高級旅館ということで、旅館も整備するというごさいます。

パースの説明は以上でございます。

続きまして、資料の12ページをご覧ください。

国際会議場は、最大6,000席の大会議室、それから展示施設は総面積2万平方メートルで計画をされております。目指すべきところは、世界トップレベルで使いやすい施設でございます。最先端のICT技術の導入やアフターコロナを見据えた新たなMICE施設の在り方について、様々なエンターテインメントやイベント等にも対応できるMICE施設を実現するごさいます。

13ページに記載してありますとおり、大規模な国際会議場やインセンティブツアー、こういったものをしっかりと誘致するため、オーストリア政府をはじめ、傘下の企業、それから九州の企業とも連携した誘致活動に力を入れていきたいごさいます。

14ページをご覧ください。

14ページは、魅力増進施設ということで、先ほどご説明いたしました劇場、ジャパン・ハウスを整備いたしまして、日本の魅力、文化・芸術などをインバウンド等でお越しいただいた方々にしっかりとアピールできる施設として整備するごさいます。

劇場の体験では、歌舞伎でありますとか、そ

ういった日本の伝統芸能、文化に最先端技術を活用させることで、新しい日本の文化をつくっていくとされております。

このほか、物販や飲食、九州、長崎の食材を活用した周辺地域の特産品等も、こういった九州の魅力をお伝えできるように、施設を活用することとされております。

次に、15ページ、ジャパン・スクエア、ジャパン・ストリートということで示しておりますけれども、このジャパン・ハウスに向かって延びております道路または広場を活用して、日本の文化を演出できるような空間づくりを行うごさいます。

16ページをお願いいたします。

16ページは、ジャパン・ハウスで実施される日本の魅力、文化を伝えるイベントの一例でございます。こういった日本の歴史、文化を伝えるイベントを実施、運営できる企業とも提携をいたしまして、様々なエンターテインメントを多く企画していきたいごさいます。

次に、17ページをお願いいたします。

こちらは送客施設になります。日本型IRで求められておりますのは、IR施設内でお客様を囲い込むということではなく、日本全体にお客様を送客するところが特徴でございます。IR施設に来訪いただいた方々を県内、九州、それから全国へ送客するための施設でございます。こちらは送客の機能とコンシェルジュの機能がありまして、お客様のニーズに合わせた旅行プランの提案など、多言語対応でサービスを提供することとされております。

次に、18ページをお願いいたします。

送客施設の一例でございますけれども、Ma a S等を活用し、九州各地の事業者とも協力をしながら、九州各地へ送客を図り、経済

効果を高めることとされております。

次に、19ページ、宿泊施設でございます。既に報道等ありますとおり、高級外資系ホテル、ハイアットが今、メンバーとして入っておりますけれども、こういった外資系のホテルが運営を担っていくということで、I R施設の南側にあります先ほど申し上げましたクリスタルタワーホテルを中心に、富裕層の方からビジネス層、ファミリー層など、幅広い客層に対応した様々なグレードの客室を準備したいというふうな提案でございます。現状のホテルヨーロッパについては、改装をいたしまして新しいホテルとして活用し、高級温泉旅館を建設いたしまして、日本の魅力を感じていただけるような取組を進める提案でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

こちらは来訪及び滞在寄与施設と呼ばれております。先ほど説明いたしましたメディカルモール等を整備して、医療ツーリズムの実施を目指してまいるとの提案でございます。また、ショッピングモールや美術館、ナイトクラブ、こういった夜の楽しみも行えるようなものを含めて、幅広い世代の皆様楽しんでいただけるものを準備していきたいという提案でございます。さらに、オーストリアの文化、ウィーン国立歌劇場やウィーン・フィルハーモニーなど、本物を感じていただくというような場も演出していきたいという考えであります。

21ページがカジノ施設でございます。カジノは、カジノオーストリアインターナショナルの特徴を活かして、ヨーロッパの格式高いカジノを意識しております。ヨーロッパ風の大人の社交場づくり、こういったものを目指していくということでございます。

22ページ、23ページにつきましては、交通ア

クセスの取組に関して記載をいたしております。I R候補地周辺のラストワンマイル交通としましては、ハウステンボスからI R施設の南側まで新しい交通の仕組みを導入、さらにはバスターミナルを候補地の北側に設置をいたしまして、交通渋滞等を緩和できるよう検討を行うこととなっております。

駐車場も、区域外の駐車場の活用ということも検討しております。こちらも同様に、交通渋滞対策として検討し、シャトルバス等を利用していただくということが検討されております。

また、長崎空港からI R施設までの移動手段は、海上輸送をメインと考えております。大村港と早岐港の高速船の運航、またVIPの対応といたしましては、海上タクシー等も含め、関係者と協議を行っております。

次に、24ページをお願いいたします。

こちらは大村湾周辺地域の開発、または県内離島等を活用した旅行ツアーの企画、実際に長崎県を楽しんでいただくための仕掛けづくり、取組を計画していきたいということでございます。

次に、25ページについては、I Rが設置・運営されることによって、様々な調達が行われますけれども、地元調達100%を目指して、佐世保市をはじめ、県内もしくは九州の企業の皆様と共に、持続可能な経済の発展に貢献してまいりたいとの考えでございます。

最後に、26ページでございます。

人口減少対策、Uターン、Iターン対策も含めて、雇用の創出、人材の確保・育成、こうした地方創生の観点をしっかりと盛り込んだ計画づくりを行うとされております。また、地域の皆様と一体となってI Rを実現させていきたいという提案でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 皆さん、おはようございます。

事前通告をしておりましたので、質問をさせていただきたいと思っております。これまで一般質問とか特別委員会でかなり質問があったかと思っておりますが、その中で、私は、ギャンブル依存症対策について、質問をさせていただきたいと思っております。

今後、積極的に取り組むということでございますけれども、県として、具体的に2027年までにどのように取り組んでいく予定なのか、教えてください。

【小宮IR推進課長】 区域認定獲得後、開業までにどのような取組かというお尋ねですけれども、県内の関係団体それから九州の関係団体の皆様をメンバーとして、去る8月に九州地方依存症対策ネットワーク協議会が立ち上がったので、そういった連携を深めるとともに、まずは実態として、どういうふうな患者さんがいらっしゃるのかなど実態の把握から進めていきたいと考えております。それには医療関係機関、相談機関と一体となった取組が必要と考えておりますので、九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会が現在活動しております。区域認定獲得後は準備会が協議会に移行しますので、そういった既存の取組も充実しながら進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 今現在、ギャンブル依存症の方が

どれくらいいらっしゃるのかというのは把握できていますでしょうか。

【小宮IR推進課長】 県内のギャンブル依存症等患者数について、直近で平成29年度までの数字がございます。平成27年度から申し上げますと、ギャンブル等依存症で精神病床へ入院されていらっしゃる患者数は、平成27年度が17名、平成28年度が16名、平成29年度が23名で、同じくギャンブル等依存症で外来で通院されている方が、平成27年度が44名、平成28年度が33名、平成29年度が57名ということで把握をいたしております。

【饗庭委員】 この人数を県としてどう捉えているのかということと、今後、その方も含めてギャンブル依存症対策を進めていくに当たって、その方々にどのような対策を伝えていくのかということと、今ギャンブル依存症ではないけれども、今後、いろんなところで心配されているところがございますけれども、そういう方々に、どんな周知をしたらこのギャンブル依存症対策がより伝わるのかなというところを危惧するところですが、そのあたりを教えてください。

【小宮IR推進課長】 国においては、平成30年7月に、ギャンブル等依存症対策基本法が制定され、この基本法に基づきまして、平成31年4月にギャンブル等依存症対策基本計画が策定されましたので、これらを踏まえ、県の実態に即したギャンブル等依存症対策推進計画を県で令和2年1月に策定をいたしております。こうした計画に基づきまして、ギャンブル等依存症対策を総合的また計画的に実施することと、まずはギャンブル依存症の発生、進行を抑制することと、併せて再発の予防、ギャンブル等依存症である方々またはそのご家族

に支援ができるように相談機関へおつなぎをす
るということが一つの効果的なアプローチの仕
方だと認識しております。

また、今後IRが実現しますと、その一部に
カジノがございますので、そういったカジノが
運営されることで、こういった依存症の方々が
増加する、また再発するとか、そういったこと
にならないように、関係機関と連携を図りなが
ら、対策の充実を進めてまいりたいと考えてお
ります。

【饗庭委員】わかりました。

その中で1点だけ、今、依存症になっている
方には支援と相談をしていくということなんで
すけれども、個人情報保護法があって非常に難
しい状況かなと思っているんです。その中で、
県として支援しますよというふうには伝えるけ
れども、なかなか伝わらないというのは、病院
との連携も必要かと思うんですが、その辺がも
し具体的にわかっていれば、教えてください。

【小宮IR推進課長】既存の公営ギャンブル、
またパチンコ等の遊技も含めたところのこれま
での活動、連携もありますので、今、実態がど
うなっているのかというところを相談機関また
は医療機関とも連携をしながら、まずはご本人
またご家族から相談を受ける体制について、饗
庭委員ご指摘のとおり、どう啓発していくか
というところが重要になってまいりますので、福
祉保健部と連携を図りながら、そういった相談
機関の情報提供含めて、個人情報等も配慮しな
がら進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひギャンブル依存症の方が増え
ることのないようにしていただければと思いま
す。

もう一点、この間、いろんな形ですっと報道
もされてこられたかと思うんですけれども、こ

の報道が最初に、この決定する前に相手方の方
が、2番目の方が取りやめるといような報道
も出たかと思うんですけれども、そのいろんな
報道に関して、そもそも守秘義務をお互い交わ
していると思うんですけれども、その守秘義務
違反に当たることがないのかというのを懸念す
るところですが、そのあたりはいかがですか。

【小宮IR推進課長】8月6日に優先交渉権者
を決定し、週明けの8月10日に公表という形
で発表させていただきました。委員ご指摘のと
おり、2位のグループが辞退をなされるという
ふうな状況を報道で知りましたけれども、この
間、2位のグループ、3位のグループがパース
図等を公表されたり、いろいろなご意見を受け
ておりますけれども、基本的に、私どもが公
募・選定期間中に事業者と交わす意見交換であ
りますとか、県から提供する様々な資料につい
ては、守秘義務ということで先方からも同意書
を提出してもらっていますので、県が提供した
情報、またはそういった意見交換の内容等を第
三者もしくは報道機関に公表されているとい
うことであれば、それは守秘義務違反に当たるの
ではないかというような意見は私どもにも多く
寄せられております。ただ、事業者が所有して
おりますパース図等は著作権が事業者にござ
いますので、パース図等を報道各社に提供して、
取り上げられるということについて、それが直
ちに守秘義務違反かということには当たらない
という整理をいたしております。

【饗庭委員】守秘義務違反には当たらないとい
うことで理解しました。

ただ、もう十分にいろんなご意見をいただ
いているのでご承知かと思えますけれども、県
民の皆さんが心配しておられるというところで、
県の公正公平というのはもちろん言われており

ますけれども、なかなか本当にそうなのかというように意見もたくさんいただいたところで、先に報道されたのがどうなのかとかいうところもしていきながら、今後もIR申請に向けて頑張っていたいただければと思います。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】事前通告を2点させていただいております。まず最初に、若者ミーティング、正式にはNEXT長崎ミーティングと「長崎の近未来像」ということでお尋ねいたします。

前回の議会でも少しお尋ねをしたんですけれども、それ以降、今度の10月4日の第3回の案内が来ておりましたけれども、第2回ミーティングが8月、実施をされました。その時にも案内をいただきまして、ちょっと参加できなかったのですが、担当部局から来た実施結果とか、あるいは新聞でも報道されておりましたので、それで少しこういう雰囲気なんだなというふうに思ったんですけれども、第2回目が「長崎の魅力ってなんだろう」をテーマに挙げて、実施されておったようであります。

それで、私は前回の議会の委員会の時、長崎が近未来像ということで、チェンジ&チャレンジ2025にもありますし、去年の12月だったか、冊子も発行されて、長崎が随分変わりますよと。町が変わるし、そして産業も変わる、長崎と県北とかそういう地域以外のところも書いてありましたけれども、前回の議会委員会の時に、その部分についても、若者がどういった感想を持っているのか、そして、ハード面が中心ですから、それをどう活かしていくのか、そういうことで魅力がどうなのかなというふうなことをお尋ねしておりました。政策企画課長も、そうした若い人たちの意見をしっかり反映しながら展

開していきたいというふうなことだったので、この第2回を見る限りは、なかなかそこまで議論がまだ行っていないんだなというふうなことを感じましたけれども、これは今年度は5回ぐらい開催ということですから、10月に今度3回目ということなんですけれども、そこら辺を現状どういうふうにしていこうかというふうな方向性が出ていれば、教えていただきたいと思っています。

【陣野政策企画課長】坂本(浩)委員から今お話がありましたNEXT長崎ミーティングにつきましては、委員からお話がありましたように、6月に1回目、8月に2回目という形で実施させていただきまして、最初が、まずは「今の長崎に感じること」というテーマで、2回目が「長崎の魅力ってなんだろう」というテーマの中で、1回、2回とする中で出てきた意見としては、長崎を知らないまま出ていかれている方が多いという形で、なかなかそういう魅力が発信できていないのではないかという話、またそもそも若い頃から地域のことを知らないということで、つながりの場を持つことが必要ではないかと。さらには、2回目のミーティングの中では、特にそのつながりの場というところも、既存のコミュニティにはなかなか新しい人は入りにくいので、そういった形では、彼らの表現では、もっとゆるいつながりの場をつくったほうがいいのではないかという形での意見をいただいたところでもあります。

そうした中で、来週の10月4日に3回目を開催する予定としておりますが、特に2回目までの意見の中で、じゃ、どういった形で取り組んだら、いい方向に持っていけるだろうかというところの3回目は、これまで出てきた意見の中で、今回の目的としましては、県の施策の範

困もそうですが、彼ら自身も、どういったことが取り組めるのかということも考えていきたいという意見もいただいていますので、これまで出てきた意見の中で、どういった形で自分たちができることはなんだろう、そうした中で、行政の施策として、どういった形で彼らをサポートできるかというところを少し議論していきたいと思っています。

今年度は4回を予定してしまして、11月ぐらいに4回目という形で実施していきたいと思っています。

そうした中で、意見の中で、特に、長崎がなかなか知られていないと。委員からお話がありました長崎県の近未来像、ご紹介いただいたように、昨年作成させていただいていますけれども、一定プロジェクトも進捗しておりますので、改めて、この近未来像も少し更新していきたいと私たちは考えておりますので、そうした意見もぜひ近未来像、こういったところについて、どういった形で反映していけばいいのか、委員からさきの委員会でもお話がありましたように、ハード面だけではなくて、ソフト面の取組もどういった形で織り込んでいったほうがいいのかという、そういった意見もミーティングの中でも意見交換していきたいと思っています。そういった形で今後取り組んでいきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

これは今年度だけではなくて、多分来年度以降も続くと思いますので、ぜひそうした視点も大事にさせていただきたいと思いますし、それからこの近未来像で描かれた様々なハード面だとか、産業の変動、あるいは地域的な様々な問題については、これまでの県の施策だとか、あるいは県議会の様々な論議を通じて描かれた近未

来像じゃないかと思います。もちろん別に年齢は言わないんですけども、若い人たちが、そうした今までの議論で描いてきたものを、さらにどう、率直に言って、これは軌道修正した方がいいという意見もあるかもしれないんですよ。そういうものも将来出てくるかと思うので、そういった今後を担う若い人たちの、せっかくこのNEXT長崎ミーティングという形でしておりますので、ぜひそういった意見も率直に踏まえて、充実したミーティングにさせていただければと思います。

それから、もう一つは、IRについてです。IRについては、私も様々疑問点、意見だとか申し上げてきましたけれども、今回、事業者が正式に決定したというふうなことで、また改めて質問いたします。

2月議会の委員会の中で何点が質問した部分で、今回、事業者が決まりましたので、改めてお尋ねをいたしますけれども、まず1点目が、収益の関係です。要するに、収益の割合ですね。IR全体の収益の中で、私はずっと、IRそのものがカジノがないと成り立たない、そもそもそういうことになっているんじゃないかというふうなことで、IR推進課長の答弁は、そういうものもあるけれども、しかし、今説明があった周辺の様々な施設、そういうところでの収益をより上げるような日本型のIRを目指したいというふうなことでありましたし、そのことが事業者選定に当たっての一つの目安じゃありませんけれども、カジノ以外の収益をしっかりと上げる計画を持つ事業者を選定するというふうな答弁がありました。

今回、収益全体については、カジノの部分については、先般の一般質問の中で、GGRについて一定の額が出ておりますけれども、例えば

経済波及効果が3,200億円とか、雇用、いろいろ出ていますけれども、実際収益というのが全体像どれぐらいで、その割合というのが他者に比べて今回のカジノオーストリアが優秀だったと言うのはおかしいですけれども、選定の基準になったという、そこら辺はどう判断されたのか、まずそこをお聞かせください。

【小宮IR推進課長】坂本(浩)委員ご指摘のとおり、カジノの収益、GGRがこのIRの主な収益、メインになるというところではあるかと思っておりますけれども、その他の魅力増進施設としてジャパン・ハウスという劇場が整備されるということ、それからコンサートホール等の整備や、メディカルモールの整備も提案としていただいております。こういった客層を誘致してIR施設で楽しんでいただけるかというところで、具体的な提案をいただいておりますけれども、審査委員からの指摘等もございまして、今、事業計画を精査している途中でございます。来月末に事業者から提出していただきます事業基本計画で、各施設での誘客ですとか、収益等も提案していただくよう求めておりますので、現時点で具体的に数字を答弁するのは、戦略的なものもありますし、他地域との競争もございまして、答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、来月提案される事業基本計画を基に、11月議会での区域整備計画素案についてご説明できるように準備してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】具体的な数字は今回は無理かなと思ってはいたんですけれども、たまたま、少なくともカジノオーストリアに最終的に決定をしたという経過の中で、ここについてはカジノ以外の収益をきちんと上げる、そういう要素があったというふうなことで選定委員会で判断したと、

そういう理解でいいんですよね。

【小宮IR推進課長】財務面も含めて収支の事業計画と申しますか、事業計画の実現性等も含めて評価されましたので、坂本(浩)委員ご指摘のとおり、こういったものも含めてカジノオーストリアが選ばれたという結果でございます。

【坂本(浩)委員】もちろん、いろんな要素があって選定をしたということだと思いますけれども、私としては、そこをきちんと重要な要素とすべきじゃなかったのかなと思っておりますが、そこは今の答弁ではなかなか把握することはできないというふうに感じています。

それと、もう一点、2月議会の委員会でもお尋ねしておりましたけれども、これはまだ無理なのかなと思うんですが、今、饗庭委員から依存症対策の話がありましたけれども、いわゆる依存症対策に関わる経費の算出で、これは2月の委員会の答弁では、今後、IR事業者の決定後、IR事業者の計画に沿って、こういったものを事業者に求めていくか、そういったところと大きく影響がありますので、現時点では試算を行っていないというふうな答弁でございましたけれども、先ほどの答弁から言うと、これもなかなかわかっていてもあまり表に出せない、そういう状況になるのでしょうか。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、懸念事項対策、カジノを設置することに伴って、依存症が大きく注目されますけれども、このほか青少年対策ですとか、治安維持対策、こういった懸念される事項への対策につきましては、今後、区域整備計画を作成する段階で、そういった具体の施策を含めて検討してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

次に、いわゆる有害な影響に対する阻害要因

の排除ということで、先ほどの説明資料の中にも、事業者がきちんと排除というふうなことを明記しております。これはIR整備法に基づいての問題だろうと思います。

ただ、1点気になるのが、今年の1月にパブリックコメントを受けてまとめた九州・長崎IR実施方針の中で、もちろん排除という言葉、影響の排除というのもあるんですけれども、こうした影響を最小化する観点からという文言も出てきて、要するに、排除しなければならないのに、最小化するというだけでいいのかなと思ったものですから、そこを改めて認識をお聞かせください。

【吉田企画部政策監】ただいま指摘のございました実施方針でございますが、今ご質問の中にもありましたとおり、実施方針の第9に記載しております表題そのものは「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置」としてあります。その後続けて記載しておりますのは、有害な影響の排除を目指して、その影響を最小化し、限りなくゼロに近づけていくという意味でございますので、意図的に使い分けているわけではございません。ですから、事業者と連携をしつつ、この有害な影響の排除に向けてしっかりと取り組んでいくことこそ肝要と考えている次第でございます。

【坂本(浩)委員】排除ですから、最小化する必要はないと思いますので、ぜひ最小化ではなくて、排除ということをきちんと位置づけていただきたいと思います。

それから、経済波及効果、今回のカジノオーストリアが年間3,200億円というふうなことを言っておりますけれども、これは九州・長崎IRですから、九州全体というふうなことになる

うかと思うんですけれども、例えば、本県への経済波及効果をどれくらい計算されているのか、そこら辺はいかがですか。

【小宮IR推進課長】ご指摘のとおり、3,200億円の経済波及効果は、九州・長崎IRということで、九州各県にも経済効果が及ぶようにということで算定をしてもらっておりますのが3,200億円でございます。委員ご指摘のとおり、皆様関心がありましたのが、この県内の効果はどうかということでございますので、先ほど申し上げましたように、来月末、事業基本計画の提出がございましたので、IR事業者には、そういった試算も含めて提案するように求めています。

【坂本(浩)委員】来月末に事業基本計画をまとめるということですから、その中で、きちんとそこら辺はわかるようにしていただきたいと思えますし、特に県内への経済波及効果、県内への効果という意味で、いわゆる地元での様々な調達関係、今言う3,200億円というのは県内を含めた九州の経済波及効果、それには地元調達の分の効果というのは入っているという理解でいいのですか。

【小宮IR推進課長】その3,200億円の経済波及効果には、地元の経済波及効果も含まれるという理解しております。

【坂本(浩)委員】そうしたら、地元で調達する部分も入るということですよ。

その地元調達でちょっと気になるのが、例えば、食料、飲料の調達事例ということで、年間ですけれども110万個の卵とか、87万個のパン、これは県の広報誌、今年3月号に載っていた分です。ぱっと見た時に、この110万個とか87万個というのが、例えばほかのところへの影響ですよ。これを頑張って、地元というの

は、もちろん佐世保市、それから県、九州ということが地元になるかと思うんですけれども、そうした時に、ほかのところへの影響。例えばパンとか卵で言うと、学校給食に影響があるとか、そういうものがIRでの地元調達事例ということで、それ以外にもたくさん書いてあります。だから、これで地元は潤うんだなというふうな感じがしますけれども、一方で、そういう影響が大丈夫なのかなという懸念、そこら辺は少し考えられておったのでしょうか。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、IRが開業いたしますと、様々な施設で様々な調達があるかと思えます。こういったことを見据えまして、九州地域戦略会議において、九州IR推進協議会を発足していただきまして、IR施設で必要とされる様々な物品・サービスについて、どういうふうに地元調達を進めるのか、九州また長崎、地元佐世保の経済界の皆様とマッチングしていくかというところの検討を進めております。IRで調達するボリューム、ロットが相当数になりますので、年間のそういった調達のスケジュール等も含めて、九州IR推進協議会を中心に、地元の経済界の皆様と連携を図りながら調整をしてみたいと考えております。

【坂本(浩)委員】もちろん事業者も決まって、先ほど説明があって、パース図なんか見ると、すばらしい一大事業で、経済波及効果もあって、雇用効果もあってというふうな非常にばら色はかなり目立っている。もちろん推進にとってはそうなんだろうと思えますけれども、それ以外にも様々なやっぱりマイナス要因というのはあるかと思うんです。そこはぜひ、マイナス要因はマイナス要因として、きちんときめ細やかな部分も含めて認識した上で、今から事業基本

計画が出てきて、それから区域整備計画だとか、そういうふうなことに繋がっていくと思えますので、そこでマイナス要因もきちんと報告といたしますか、提起できるようにお願いしたいと思えます。

【大場委員長】 それでは、室内換気のために、しばらく休憩をいたします。

11時15分より再開をいたします。

また、理事者側をお願いをいたします。委員の質問は1人20分と時間が限られておりますので、答弁につきましては簡潔にお願いをいたしたいと思えます。

午前11時 0分 休憩

午前11時13分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 ご説明いただいたIRについて、質疑を重ねたいと思えます。

先ほどの説明の中でも、また坂本(浩)委員からの質問の中でも、非常にばら色の雰囲気があるところであってというところで、長崎県について振興策を考える上では、非常に期待感というものが高まる一方でありますけれども、この全体のスケール、規模感というのが、いま一、頭に描きにくい。先ほどの絵を見させていただいても、いろいろと考えずに、ハウステンボスの敷地内で完結する、またその周辺で完結するというのを考えれば、あの広さ、面積の中に収まるのかなというふうに理解できるんですけれども、そもそもハウステンボスの開発されている面積がベースとしてどれぐらいあるのか、そのあたりについて、お願いしたいと思えます。

【小宮IR推進課長】 ハウステンボス一帯の開発面積、今承知しておりますのが、もともと約

150ヘクタールございました。このうち、分譲のマンション、別荘地、ワッセナーでございますけれども、こういったワッセナーですとか、ホテル日航それからオークラ、こういったものは既にもう分譲済みと理解をしております、現在、ハウステンボスの営業をされている敷地等については、110ヘクタールと認識をしております。

【山本(啓)委員】1ヘクタール1万平方メートルですね。今の説明であると、110ヘクタールで、全体が150ヘクタールなので、40ヘクタールほどが、さっき言っていたワッセナーとかホテル、そういったものがもう既にありますよ、残りの110ヘクタールがハウステンボスとしての運営している面積ですよという説明だったと思うんですけれども、このうちIRの敷地がどれぐらいにあるのかという尋ね方でいいんですか。110ヘクタールのうちに、どれだけあるんですかという質問で正しいのですか、お尋ねします。

【小宮IR推進課長】約110ヘクタールある面積のうち、西側のホテルヨーロッパですとか、パレスハウステンボスを含む31ヘクタールが現在、IRの候補地でございます。

【山本(啓)委員】31ヘクタールがIRの候補地となるということで理解をしました。

これはハウステンボスの場所に造るということであれば、開発するIRの候補地は31ヘクタールだけでも、全体を巻き込んだ一体的な空間としてカジノオーストリアも提案の中に入れている、ハウステンボス全体をその提案の中に入れていると、そういう捉えで先ほどの説明をいただいたということでもいいのですか。

【小宮IR推進課長】山本(啓)委員ご指摘のとおり、ハウステンボスは過去、380万人という

誘客実績がある国内でも有数なテーマパークでございます。IRの整備については、先ほど申し上げましたジャパン・ハウスでありますとか、様々な魅力増進施設の整備が求められておりますけれども、ハウステンボスのようなテーマパークを新たに整備するという必要がないことから、先ほど申し上げましたように、カジノオーストリアの提案では、ホテルヨーロッパをはじめ、迎賓館、それからパレスハウステンボスも利活用するというので、初期投資が他に比べて抑えられているという提案になっております。

【山本(啓)委員】ほかの地区では、5,000億円や、大阪では1兆円、そういった規模感、投資額のニュースはよく聞くんだけれども、それに対して今回は全体3,500億円というようなところがあって、それはほかに比べるとということがあるけれども、いやいや、既に過去380万人の実績のあるハウステンボス、このテーマパークをしっかりと巻き込んだ形での今回の計画、さらにはそれらを前提とした投資額というものがあるので、全体の完成した形というのは、ほかに見劣りするものではないというような答弁と理解していいのですか。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、カジノオーストリアの提案は、既存のハウステンボスとの共存共栄というところをしっかりと打ち出してもらっています。ハウステンボスは既に2,500億円を超える投資がなされているテーマパークでございますので、こういった集客実績、投資の実績を含めて、ハウステンボスと一体となったIRの計画と理解をいたしております。

【山本(啓)委員】わかりました。面積についても、投資額についても、一定ハウステンボスと

いうものを前提に捉えられたものであれば、それまでの投資額やハウステンボスのそもそもの面積を入れれば、スケール、規模感というのは、ほかから見劣りするものではないというところは確認しました。

ただ、単純な話ですけれども、カジノオーストリアは、この絵を見ているそうなんですけれども、ジャパン・ハウスとか、日本ならではのというのは来場する方々やI Rを利用する方々に対してのものでしょうけれども、全体の流れとしては、やっぱりオーストリアの国の雰囲気というのを出そうとされるんでしょうけれども、我々、一くくりでヨーロッパとくくっちゃいけないのかなと思いつつも、オーストリアとオランダじゃ、やっぱり違いますよね。その辺というのは、どういうふうに捉えていらっしゃるのですか。

【吉田企画部政策監】先ほどI R推進課長から説明を申しあげましたパースのうち、例えば教会の部分、これはオーストリア首都ウィーンの中央にございますシュテファン大聖堂、モーツァルトの結婚式などが行われた場所でございますが、それを象徴的にこの中央に配置したんだという説明も受けておまして、オーストリアの首都である音楽の都、芸術の都、ウィーンの雰囲気を醸し出ししながら、隣接するハウステンボスはオランダにございますので、そういったところとの協調性を保ちながら、親和性に配慮しながら、I R施設の運営を展開したいという説明でございます。

【山本(啓)委員】雰囲気はわかりましたということで、このあたりにとどめたいと思います。ただ、しっかりと地域に投資が行われるということは、抑えることももちろん今回の場合は意味がある部分もあろうかと思いつつも、

多くのものが投資されるということの方が経済効果というのは期待できると思うんです。そういった部分を考えた上で、長崎だけじゃなくて九州全体に周遊する観光の流れもあるところはわかるわけですから、このエリアに集中しながらも、離島も含めて長崎全体、九州全体のつながりをしっかりと構築していくこと、そして投資額を大きく見ていながら、経済波及効果が広がっていくこと、このことにしっかりと努めていただきたいと思います。

次に、情報通信関連ということで通告をしておりましたので、続けたいと思います。

これまでも何度か委員会でそういった向きの質疑をさせていただきました。それはやはり行政においては、新たなテクノロジーや技術というものをしっかりと行政の仕組みの中にも取り入れていくべきであると同時に、社会においては、それらの地域においても、そういった技術の革新が果たされていく上では、当然、行政がそれらの調整や広域的な情報の収集や連携、そういったものをしていかなければならないと。じゃ、公共のそういった取組の中に新たな情報通信などの取組があった場合、行政側から、組織側から、それらの商品の妥当性や、それらの受入れや受注の効果をしっかりと評価していく人間が組織内にも必要じゃないかと、こういうふうな質疑をさせていただきました。

民間からの登用や民間との連携なども進めていく中で、当然、県や市や町の行政側はしっかりとした目を持たなければ、税金、公的な資金を入れていくことに毎回妥当性を見極められない、そういうふうな指摘をしていましたけれども、現在こういったものが多く進んでいく中において、現時点を少しご答弁いただければと思います。

【小川次世代情報化推進室長】ICTを活用するSociety5.0の取組ということになるかと思えますけれども、現時点におきましては、県におきましては、まず昨年度から、次世代情報化推進室に情報戦略アドバイザーを配置いたしまして、デジタルの関連施策に対する助言、指導、提案等々をいただいているところでございますし、併せて、基礎自治体である市町にも出向きまして、デジタル人材の育成ということで取組を進めているところでございます。

さらに、今年度からなんですけれども、デジタル改革推進員ということで庁内各部局に配置をいたしまして、日頃から、デジタル改革についての国の動きですとか、様々な分野における先進的な技術やサービスについての情報を共有することで、それぞれの分野におけるICTの利活用を図っていくということで今、取組を進めているところでございます。

【山本(啓)委員】取り組んでいることについての文章的な表現は今の答弁でよくわかるんですけれども、例えば、先ほどの説明でありました多種多様なデータの利活用による地域課題の解決とか、産業振興に向け、オープンデータなどを活用したデータ連携基盤構築に向けた取組とか、具体的に、例えば産業であれば、こういった産業なのか、データの利活用では、地域課題にどういうふうにつながっていくのかとか、何か例示できるものをご答弁の中に入れて、改めて答弁いただけますか。

【小川次世代情報化推進室長】様々な地域課題を解決、ソリューションというものは様々なものがあるかと考えております。1つ事例としまして、防災関係、今、委員からお話があったデータ連携基盤につきましては、今年度から県としましてもデータ連携基盤をつくることで、

データを集積し、行政ですとか民間の方々に活用していただくという基盤をつくらうとしております。その中の一つとして防災の視点を考えておりまして、各地域が雨量計ですとか、水位計などの設置の取組を行っているんですけれども、その中で、そういう取組を考えている自治体と、あとは県内に雨量計等々を作成、製造されていらっしゃる会社をしっかりと結びつけて、一つの大きな取組として防災について推進しているところでございます。

【山本(啓)委員】防災についてということで今、例を示していただいたんですけれども、例えば、ここ数年、コロナによって我々は非常に経済的に民間事業者に対する自粛や制限を求める状況が続いているということに現在の経済の衰退というものが大きく関わっていることを理解しながら、非常に厳しい状況下にあるかと思えます。一律に経済的な支援を行うという場合は、それはスピード感を重要視した場合は必要であるけれども、いつまでもそういった状況が続けたら国や行政というのはもたないわけですよ。であるから、そういった産業や事業者、企業の健康状態を状況として把握できる、そこに必要なものをしっかりと支援していく、そういう関係性が構築できるならば、または支援の形やスピード感も併せてですけれども、今よりもっと改善できるのではないかと思うんです。これこそ、まさしく今、我々の中にある産業における課題であろうかと思うんですけれども、こういった事柄についてもICTやIoTといった分野については非常に情報、テクノロジーを入れるタイミングだと思うんですけれども、そういったことについての検討は今なされているのでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】今お話しのあり

ました新型コロナウイルスの感染拡大の対策等々を含めたところでICTの取組を加速化しているところでございますけれども、一つサービス業でいきますと、やはり非接触等々がございますので、そういう取組をしている県内の事業者もございますので、そこをしっかりと共有していくというお話ですとか、あとカメラを使いまして、カメラから脈拍ですとか、その方の体調を判別するような取組、研究をされていらっしゃる企業もございますので、そういう情報をプラットフォームの枠組みの中で共有し、地元の実装につなげていくというようなところでやっていきたいと考えているところでございます。

【山本(啓)委員】 そういった取組も当然必要であろうと思いますけれども、今、私が提案しているのは、対消費者ではなくて、産業側と行政の関係とか、そういった部分についての質問をしているんです。併せて言えば、例えば、これまで農業や漁業という長崎県の基盤的な産業、1次産業に対して私どもが数値を求めたならば、行政は、概ね国が発表しているセンサスとかの数字を持ってこられるわけです。ここから長崎県の人口や従事者の数を計算しますとこれぐらいでありますとか、所得はこのあたりだと思いますと。私は、それぞれの21市町と連携して、しっかりとしたネットワークの中でそういったものを調べるならば、国が調べたものをわざわざ持ってきて数字を掛け合わせるのではなくて、長崎県が、長崎県をしっかりと支えているそういった従事者の方々のデータを把握することにもっと努力すべきだと思うんです。それを県下全域一律に見るのではなくて、それぞれの地域ごとの状況を把握することに、今回のこういった情報技術というものを革新的に使えな

いかと、そういったことの検討はされているかという質問を先ほどしたので、改めてご答弁いただけますか。

【小川次世代情報化推進室長】 大変失礼しました。今、委員からご質問ありました内容につきましては、様々なICTの機器、LPWAということで、安くて広くデータを飛ばせる機器等々もどんどん出てきておりますので、田んぼですとか、水産の現場、いろんなところにそういう機器を導入することによって、データとして生み出されてくるものがございますので、そういうものをデータ連携基盤等々に集約をして、それを県下全域で横断的に見ていくと。そのデータの集積の成果として、県全体の現実に近いデータの活用ですとか、サービス、産業の振興といったところにつなげていくということがデータ連携基盤としての目標ともしておりますので、そこをしっかりとニーズ等々も踏まえながら取組を進めていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 時間がありませんので、まとめたいと思います。冒頭申し上げました民間の登用や民間との連携もそうなんですけれども、そういった新しい技術があるから使っていくじゃなくて、そもそも人間が取り組んでいるのが基本で、その方法について、非常にスピード感や、量が多いとか、そういった情報を収集できるという流れをこの技術革新で見いだしたから道具として使っていくと、そういう流れの中で、もう少し県が情報収集の中でそういったものを使って行っていただきたい。

そういったものを進めていく上で、市町、県、どこが主として行っていくのですか。そういった部分も含めて、最後、まとめのご答弁をいただきたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】 ICTの利活用

ですとか、Society5.0の実現というところにつきましては、当然、行政だけではできない内容ではございませんので、民間の方々と一緒に産学金官連携ということになってくるかと思えますけれども、県と基礎自治体である市町との連携というところになりますと、昨年立ち上げました、ながさき Society 5.0 推進プラットフォームの中で、メンバーとしては、県、各 21 市町、あと民間の各業界団体の方々皆様方に入っただいておりますので、その中で、地元から、こういうことに困っている、じゃ、どういうソリューションですとか、解決できるかという内容をその中でしっかり詰めていきたいと考えております。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宮島委員】私からも、IRにつきまして2~3お尋ねをいたしたいと思えます。

今回の事業者決定によりまして、総事業費、来訪者数、経済波及効果、雇用創出効果、また納付金等、そういうものが数字として明らかになってまいりましたし、また先ほどのIR推進課長からの事業予定者からの提案概要書によって、いろいろと具体的な中身もわかってきたような感じがいたします。

今後、この計画につきましては、カジノオーストリアを中心といたしまして、コンソーシアム全体でこれからの計画を進めてこられると思えますけれども、このコンソーシアムについてお尋ねをいたしたいのですが、現在も企業団が幾つか既に予定をされて、計画を進められていると思えますが、このコンソーシアム、新たな企業というものを、要は、増やしていく、加えていくというようなお考えがあるのか、あるいはその中に九州あるいは長崎の企業というものがどう関わっていくのか、この点についてお尋

ねをいたしたいと思えます。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、審査委員会における審査の講評でも記載をいたしておりますけれども、審査委員会からの附帯意見としまして、財務の状況ですとか、区域整備計画を作成するに当たって、様々な検討体制の強化を図るよう求められております。その中には、懸念事項に対するもの、あとは様々なコンテンツに関するものですとか、今後、区域整備計画を作成し国に提出するに当たって、特定目的会社、SPCを組成するに当たって、そういった関係の企業が、最終的には概ね12月いっぱいぐらいまでには最終の形が見えてくると理解をいたしております。

【宮島委員】今後、より計画を充実させていくためにも、そうしたことを事業者の方と前向きにご検討いただきたいと考えておりますし、またぜひ地元の経済界の皆様方とも連携もより深めていただきたいと、このことを要望しておきたいと思えます。

また、先ほどIR推進課長からは、人材育成の支援につきましてのお話がありました。人材の育成につきましては、今後、産学連携のコンソーシアム等々、また協力先として連携をしながらやっていくというようなお話もありましたけれども、もし仮に最短の2027年度中に開業ということになれば、来年決定、認定を受けたとしても5年、人材育成が一朝一夕ではできないということを考えれば、5年しかないというようなことになろうかと思えます。したがって、もう既にこうした人材育成の計画につきまして、県としての計画、考えがあるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

【小宮IR推進課長】IR施設で雇用される人材の育成、確保は非常に重要な問題であると認

識をいたしております。本年4月に地元の長崎国際大学を中心としまして、県立大学、それから佐世保市、県、この4者で九州・長崎国際観光人材育成コンソーシアム準備会を発足いたしまして、専門性の高い人材の育成に取り組んできたところでございます。今後、I R産業教育プログラムあるいはリカレント教育、そういった人材育成を通して、I R事業者が求める専門知識、語学力、ホスピタリティーを備えた人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

【宮島委員】ぜひ優秀な人材の育成に積極的に、また早めにお努めをいただきたいと思います。

それと、人材育成とともに一つ大きな問題が、やはり人材の確保だと考えます。雇用創出効果につきましてもお話がありましたけれども、先ほどは坂本(浩)委員から、食料の確保について、これも重大な課題だなというふうにお聞きをいたしておりましたが、同様に、またそれ以上に人材の確保というのは難しい問題であろうかと思えます。

お話のとおり、県外あるいは国外からいろいろな多様な人材が流入をして労働力を増やしてもらおうというのはありがたい話でありますし、また県内からも若い人たちが県外流出をしていたのを歯止めをかけるという意味でも、極めて大きな効果があるのではないかと思います。しかし一方で、地元の方からは、どうしても雇用の場が取られるのではないかと、労働人口が取られるのではないかと懸念というものがついて回っておりまして、ここをどうにか払拭していかなければならないと思えます。

今後、地元の雇用というものを守るために、どのような方策を取っていくのか、考えがあれば、お尋ねをいたしたいと思えます。

【小宮I R推進課長】委員ご指摘のとおり、地

元経済界が、I Rが整備されることで雇用が奪われるのではないかと懸念があるということは、私どもも承知をいたしております。本県は、長年、若者が県外に転出するという状況が続いておりますので、こうしたリカレント教育等も含めながら、Uターン就職をはじめ、幅広い人材の確保について、地元佐世保市とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

今後、I Rが整備されることに伴いまして、I Rが求める人材の求人情報等を早めに県外の皆様にお伝えするような仕組みづくりでありますとか、または地元の企業または大学と連携を図りながら、国内各地から、または世界各国から本県を目指して若者が集まるような、そういった仕掛けづくりも関係の部局とも連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

【宮島委員】人材の確保については非常に大きな課題というふうにご認識をいただいていると思えますので、今後とも、ぜひいろいろと方策を考えていただきたい。その中で、地元の採用につきましても、例えばその割合あるいは数についてキャップを設けるなどということも一つの案としてあるのではないかと考えます。いずれにいたしましても、地元の皆様方にとっては、優秀な、有能な人材を取られるというのが非常に心配でありますので、そのことを十分に念頭に置きながら人材確保に努めていただきたいと思えます。

もう一つお尋ねをいたしますが、この事業者の選定過程におきましては、これまで公平・公正というものを旨として取り組んでこられたということを承知いたしておりますし、またそのことを十分に果たされてきたと私は思っており

ます。しかしながら一方で、選考から漏れた事業者からも、選考過程についての疑義が出されるなどのお話があるというのは非常に問題だなというふうにも思っております。

そこで、知事は本会議一般質問の中でも、この選考につきまして、審査委員会での審査、また廉潔性調査など、そうしたものを踏まえながら、佐世保市公安委員会との法定協議に臨んで最終決定をしたというようなお話をされました。このお話を聞きながら、私は、もう少し知事の最終的な決断、ここが力強く述べていただきたかったという率直な思いも実はございます。選考過程、人がすることですので、公平公正、万全を期しながらいいながらも、やはり完璧なものはないというふうに思います。最終的には、最終決定者としての知事が総合的に、また今後の認定を受けるために必要なこととして判断をしたという、そのメッセージがしっかりと伝わるのが重要ではないかと考えるところでありますが、企画部長のお考えがあれば、お尋ねをいたしたいと思えます。

【浦企画部長】このIR事業者の公募・選定につきましては、今お話ありましたように、基本的には、募集要項等で定めた内容に沿いまして、公平・公正を確保するというのを念頭に手続を進めてきたということでございます。そういう中で、客観的に審査いただくために外部の有識者による審査委員会も設けて、その審査結果の答申を踏まえて、最終的に知事において決定をしたということでございまして、まさに今お話しありましたように、当初から想定していた、また公表していた手続ののっとり審査を行い、そしてまた審査委員会の結果も十分に受け止めて判断し、優先交渉権者としてこの事業者を決定したということで、そこは私ども、県とし

て、知事として、ぶれることなく判断をさせていただいたというところでございますので、そこはぜひ皆様にご理解いただきたいというふうに思っております。

【宮島委員】その点については、私も何ら問題がないと考えていますが、やっぱりトップリーダーとしての思いやら、メッセージというものを県内外に広く伝えていくこと、これが重要だと思いますので、ぜひ企画部長からも知事の方にお話をいただければと要望しておきたいと思えます。

【大場委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【浅田委員】ほとんど皆さんと重複していることも多いのですが、先ほど企画部長からも、落ちられた企業とかに対して、いろんな思いを県民の方が持っているようだというような宮島委員からの質問もあったんですけども、私のところにも多くの方々から、せっかくここまで決まったということは皆さんのご努力のおかげだと思いますし、ここまでやっとなんという思いはあるんですけども、その後、週刊誌報道などで、どうしても長崎県が誤解を受けてしまうようなことが続けて出されたり、新聞でも、ああいう一面広告で、すごく大きな規模感のものが本当は造られる予定だったみたいな発信をされていて、それを見た県民の方から、本当に公平・公正だったんですか、みたいな質問も多く、確かに皆さんは公平・公正であった

ろうということは私ももちろん思っているところなんです、例えば、決まったところの予定者の提案概要書など、ホームページなどを見ていただいて、どのような点数のつけ方をしたのかとか、そういったものもあるにもかかわらず、それが多分、わかりづらいんだと思うんです。せっかくこれだけの大きな事業で、長崎の未来に非常に私も期待をするIRの事業なので、みんなが一丸となって、県民も理解をして踏み出すということが非常に重要だと感じているのですが、それがすごくわかりづらくて、ただでさえ疑問を持たれているような状況であれば、その疑問を少しでも拭うような形でそういう情報発信なども、もう少ししっかりやっていただけるように考えられないのかなと思うところなんです、いかがでしょうか。

【吉田企画部政策監】午前中のご質問、また、ただいまのご質問におかれましても、県民の皆様のご懸念の声があるということで、それは承知しております。ただ、今公表している以上の資料、例えば、他の選考に漏れた2者の企画提案書を出したらどうかというふうなお声もあるのですが、企画提案書につきましては審査委員会に提出をして審査されたものでございまして、各事業者の企画提案の内容やアイデアには著作権等の関係もございまして、また10月からは国において申請書の受付が開始され、来年4月28日までに計画を国に提出をする必要がある中、他地域との競争等の兼ね合いもございまして、少なくとも県の方から、当面そういった比較資料という形で公にはすることはできないと考えているところでございます。

【浅田委員】例えば、この審査講評などが今、ホームページで公表されているんですけども、そこに行き着くまで、さっき私もわからなかつ

たぐらいの状況で、こうやって県はしっかり審査をしたんですよと、提案書は、これからのルール設定の中で見せることはできないけれども、こういうふうな状況でやっているんだよということを示せるものは示した方が県民の方のご不安とかを拭うことができると思いますし、落ちられたこれまでの数者の方々が地域に根づいていた。今までも地域に根づいて、地域でいろんな活動をしたり、スポーツ事業のスポンサーになっていたり、いろんなことをなさってきた経過があって、逆に、あまり地域と一体感のなかったところが選ばれたというのものもあるのかもしれませんが。だからこそ、皆さんからそういう声をいただくような気がしているものですから、少しでも払拭することによって、これから一体となって、きちっと認定をもらうということも必要だと思います。そのあたりをもう少ししっかりやっていただければと思います。

【吉田企画部政策監】特に審査の項目でありますとか、評点等につきましては、1月に公募・選定を開始しました時点から、しっかりと公表させていただいております。県のホームページでそこに行き着くまで、見づらいということでありましたら、改善の余地はあると思いますが、そういった県のホームページでしっかりと公表させていただきながら、また折々で報道発表などもしながら進めておりますので、その辺の手続的なことについては、できる努力を精いっぱい重ねているところでございます。

【浅田委員】確かに見れば、提案書、運営事業、書いていると思うんですけども、書いていますよ、ではなくて、私が言いたいのは、誰も何も疑問も思わないまま、例えば不服申立てみたいなものがないのであれば、それで問題はないと思うんですけど、そういうふうなことが行われ、

いろんなことを感じていらっしゃる方がいるので、通常どおり、業務的に探していけばとか、わかる業者さんなら行けると思うんですけども、そうじゃなくて、知りたい県民がいて、週刊誌報道とかだけをやられていくのであれば、私は、せっかく県の皆さんが努力していることがもったいないので、逆に言うと、出させていただきたいということでもあります。

また、すみません、ここは私が规则的によくわからないのですが、こうやって異議申立てみたいなことがあったり、新聞でああいうふうに出された後に、県側から、これまでの業者の方にきちっとお話をするようなことはあるものなのでしょうか。ないまま終わらせるのが通常なのか、ここも併せてお聞かせいただければと思います。

【吉田企画部政策監】先ほど申し上げました公募・選定の際に公表している募集要項の中において、募集要項を読んでいないから知らなかったということを理由に異議申立てはすることができないというものを明記しておりますので、少なくとも事業者様におかれましては、その3者、あるいは当初から参加いただいている5者様は、そういったルールをしっかりとご承知の上で参加していただいているものと私どもとしては承知をしているところでございます。

【浅田委員】やっぱり報道とかを見ると、事業者の方だけではなくて、これから一体となるべき、一緒に盛り上げていくべき県民の方々、地元の企業の方から私もいろんな質問が来たので、今、細かいところ、本題のところを改めてあえて聞かせていただいているところなんです。多分、そういうことが皆さん、わからない中で、県は、公平公正だとはおっしゃいますけれども、そのどこがとか、なぜこういうことが行われる

のかとか、不安に思っている方たちがいるからこそだと思うので、せっかくの本当に夢ある、私たちも期待している事業なので、もう少しそのあたりも含めてやっていただければと思っています。

あわせて、先ほど饗庭委員からも質問がありましたギャンブル依存症に関しても、私も、しっかりやっていただきたいところで、特に青少年育成のところ、一緒に盛り上げてほしいものの中に、私も、eスポーツとか、新規産業がある中で、それ自体も依存症などが心配をされているところであるので、そういったところも、県もより深く青少年育成に向けても、ここがどういう意義があるのか、どういうことを防いでおられるのかということも併せてもっと打ち出しの部分を明確に、わかりやすくしていただければ。これは要望で構いません。

あとは重複しておりましたので、以上で終わります。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【石本委員】この運営設置事業予定者の提案書をさっきご説明あったとおり、これ全体を通して、長崎県はもとより、九州各県に対する経済波及効果というのが出てくるものと思っておりますし、これを拝見する限りでは、本当に夢がある計画になっているなと思っております。

その中で、前回の一般質問とか、委員会でも多分話したと思うんですけども、その中の一つとして、経済波及効果をもたらすものとしては、この資料でも、調達方針ということで、I R施設内で使われる物品とか、飲食品等の調達に関しては、できる限り地元調達100%を目指しますというのが提案されているところでありますけれども、この調達に当たっての母体というか、長崎県また九州各県ということになるん

でしょうけれども、その母体となる組織を明確にして、そこを窓口として、いろんな物品、調達物のやり取りが出てくるんだろうと思うんですけれども、そこら辺の具体的考えは、どういふふうになっていますか。

【吉田企画部政策監】物品調達等を含めまして、経済界との関わり方につきましては、本年4月12日に九州IR推進協議会というものを立ち上げさせていただきました。これは九州経済連合会に事務局を置かせていただいております。早速、8月30日に基本協定を締結しましたことから、カジノオーストリアインターナショナルジャパンの代表が、九経連の倉富会長をお訪ねいただきまして、そこでしっかり今後の物品調達等も含めた九州経済界としての応援をいただくよう要請されたところでございます。これに対しまして倉富会長のほうからは、九州一体となって応援するということが既に決まっているので、しっかりとこれを支えていきたいという力強いお言葉を賜ったところでございます。

【石本委員】九州全体としては、先ほどからありますとおり、九州IR推進協議会、また九州地域戦略会議と協議されると思うんですけれども、それを協議した後、具体的には、やっぱり地元との調整が必ず出てくると思うんですが、その時に、協議体は協議体としてあるけれども、要するに、地元の業者または生産者、例えばこれでいけば、この前、佐世保商工会議所とか協議がございましたけれども、経済界なり、農林水産物の調達に当たってはそういった団体、経済団体等のいろんな取引先との調整が必要になってくると思うんですけれども、そういった具体的に地元と調整する場合の県としての対応というか、考え方はどんなですか。

【小宮IR推進課長】まさしく政策監が答弁し

ましたように、本年4月に九州IR推進協議会が発足しまして、その構成メンバーといたしましては、県の商工会議所連合会、それから佐世保商工会議所、地元であります十八親和銀行、こういった地元経済界とのつながりが強い団体も構成メンバーとして入っております。委員ご指摘のとおり、IRが整備されるということで、生鮮食料品をはじめ、様々な調達がありますので、そこはIR区域との距離的優位性、または時間的な優位性、これは地元アドバンテージがありますので、そこはしっかりと地元経済界で調達を担ってもらえるように、佐世保の経済界を中心に、IR事業者と、こういった調達が可能なのかということも含めて、今後早急に打合せを行っていくという段取りでございます。

【石本委員】今お話しありましたけれども、佐世保市が中心となってという話ですけれども、長崎県の地元としては、まずは佐世保市の経済界というか、今お話しがあったところが中心になるのですか。その団体は、名称としては何という団体になるのですか。

【小宮IR推進課長】九州IR推進協議会というものが母体にはなりますけれども、その構成団体が佐世保商工会議所または長崎県商工会議所連合会、また十八親和銀行が入っておりますので、まずは地元でどういうふうな調達の体制が整うかということころは、地元でしっかりと調整をし、地元で調整ができないものについてはオール九州でお願いするということを想定しておりますので、県内または佐世保商工会議所、経済界が中心となった体制づくりに取り組むことといたしております。

【石本委員】そうすれば、当然、具体的なことについては今から協議ということですね。

それと、もう一点ですけれども、9月22日

に九州・長崎 I R 区域整備推進有識者会議がなされているということですが、こことさっきの九州 I R 推進協議会との関係、そこら辺はどうなんですか。

【小宮 I R 推進課長】先日、有識者会議の第 1 回の会議を開催いたしましたけれども、有識者会議の設置目的といたしましては、今後、カジノオーストリアと一緒に区域整備計画を作成してまいりますので、この区域整備計画が政府に選ばれるために、どういうふうな工夫が必要かということをご助言いただくというところを目的といたしております。一方で、九州 I R 推進協議会は、2 つのワーキンググループを設置しております、1 つが、先ほど委員からもご指摘がありましたように、I R でもたらされる様々な調達のところのビジネスネットワーキング、それからもう一点が、九州の広域周遊観光のワーキング、この 2 点でございます。今後、それぞれのワーキングで提案いただいた内容を I R 事業者と協議を行いまして、それを踏まえて区域整備計画を作成してまいりますけれども、その全体的な整備計画に対する様々なご助言をいただくというところが有識者会議の位置付けでございます。

【石本委員】当然、この経済波及効果を本県並びに九州各県に広げるというためには、物、人、それから文化の融合といったものを基本コンセプトに、それがトータル的に九州各県に波及していくと思うんですけれども、区域整備計画の素案が 11 月議会に提案予定ということになっておりますけれども、それまでの間、その協議される内容というか、進捗状況、そういった情報提供は今後、メンバーとして、この委員会等にはまたあるんですか。

【小宮 I R 推進課長】今後、作成する区域整備

計画には、I R 整備法で定められております 10 項目の大きな項目がございます。本委員会におきましては、11 月議会まで期間がございますので、適宜、委員長にも相談の上、各委員に情報提供をさせていただきたいと考えております。

【石本委員】もう一点だけ関連して、特別委員会の方にも、そういった情報提供は予定されていきますか。

【小宮 I R 推進課長】観光・I R・新幹線対策特別委員会が来月 4 日に開催予定となっておりますけれども、それ以降の進捗につきましては、委員長にご相談の上、特別委員会の構成の各委員にも併せて情報提供させていただきたいと考えております。

【石本委員】いずれにしても、計画全体の調整、進捗というのは当然あるんですけれども、先ほど言いましたように、こういった具体的な目に見える物品等の調達が県内の経済波及効果に対しては一番身近なもので、わかりやすいと思いますので、そこら辺はしっかりと地元の経済界含めて要望を確認しながら、できたら隔々までその波及効果が及ぶような対応をぜひさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】私は 3 点に絞ってお聞きします。

まず 1 番目は、このカジノオーストリアです。親会社が 35 か国、200 か所以上のカジノ実績があるということで、一般質問でちょっとお聞きしましたけれども、確認をさせてください。資本金 50 億円、従業員 3,000 人というような答弁があったんだけれども、その後は、2019 年の実績は G G R 650 億円で、従業員 5,300 人という答弁があったんだけれども、ここら辺の

整合性はどうなっていますか。

【小宮IR推進課長】こちらはカジノオーストラリアインターナショナルジャパンに確認をいたしたデータでございますので、答弁の内容で間違いないと認識をいたしております。

【田中委員】200か所持っていて、そのGGR、全体で650億円ほどしか出せないの。

【小宮IR推進課長】そこで記載しておりますのは、これまでカジノオーストラリアインターナショナルが運営した、携わった実績でございます。現在、午前中にご説明申し上げました10か国でカジノのライセンスを有しているという状況でございます。

【田中委員】後でもう少し詳しく聞こうと思うけれども、時間の関係で先に進みます。

それでは、今までこの会社が1か所で最大限、どのくらいの規模の開発実績があるのか聞かせてください。

【小宮IR推進課長】現在把握しておりますのは、オーストラリアのケアンズで、これは日本円でございますけれども、約140億円のプロジェクトの開発実績があるということで報告を受けております。

【田中委員】そうすると、最大、ケアンズで140億円の実績しかないわけね。日本は、大丈夫かな。今までの実績に比べると、30倍近い規模になる。140億円なら、3,500億円とすると30倍近くになるかね。幾らここで議論しても始まらないから、わかりました。

次に、あなたたちがいろいろオーストラリアのこの企業から聞いていると思うけれども、この企業の長崎IRの目玉的なものは、どういう話になっているのですか。ほとんどどこでも目玉をつくる。この案の一番目玉はこれですよというのは。

それと、ホテルの高さはどのくらいになっているのか。ドムトールンより高いのはまずいなんていう話も昔聞いたこともあったんだけどもね。それはどうなっていますか。

【小宮IR推進課長】カジノオーストラリアから提案をいただいております内容で、特にIR事業者が注力している箇所については、午前中ご説明いたしましたジャパン・ハウス、こちらで日本の様々な伝統芸能等、エンターテインメントを発信していくということがまず1点ございます。

もう一点は、ホテルを様々なグレードに合わせて客室を用意するというホテル運営が2点目でございます。

3点目が、メディカルモールと申しておりますけれども、医療施設、健診等になるかと思っておりますけれども、そういったメディカルツーリズムをプロジェクトの中に組み込んでいるという点で理解をいたしております。

【田中委員】ホテルの高さはわからないですか。

【小宮IR推進課長】失礼しました。クリスタルタワーホテルでございますけれども、高さについては、現在、ドムトールンが100メートルちょっとということで認識しておりますけれども、それよりも高いホテルになるとお聞きしておりますけれども、具体の高さについては、後ほど事業基本計画の中で提出いただく資料に基づいて公表してまいりたいと考えております。

【田中委員】わかりました。ドムトールンより高いんですね。大丈夫なんだな。

もう一つは、この計画に載っているのは、国内最大の広さを持つ高級温泉旅館を造ると。これは温泉はポイントなんですよ。我々もいろいろ研究して、嬉野からパイプで引こうやという

話まで言ったことあるんだけど、温泉源はどうなんですか。温泉と銘打ってどんと出すんだけど、お湯は大丈夫なんですか。

【小宮IR推進課長】今、提案をいただいておりますのは、九州内または国内でそういった温泉旅館の運営実績がある事業者と連携を図りながら運営していくという提案でありますけれども、具体的にお湯をどういうふうなところから調達するかということころまでは、まだ詳細、計画されていないという状況と認識しております。

【田中委員】今、私はちょくちょくあそこの温泉じゃないけれども、入浴施設に行くんだけど、掘って、ちゃんと出ていますけれども、あんなものでは、とてもじゃないからね。それこそ相当な、例えば500人ぐらいの温浴施設は必要だと言われているから、嬉野か、武雄からか、パイプで引っ張るのかなと私は思ったんだけど、そういう企画はないのですか。

【小宮IR推進課長】具体的なお湯の調達については、今後、具体的にIR事業者と温泉旅館の運営を担う事業者との間で調整が図られるものと認識をいたしております。

【田中委員】物理的にどうなのかなという感じもするんだけど。

それで、このIR、どうやったら成功できるだろうかなというのを私なりに一生懸命考えているんだけど、ハウステンボスとの連携はうまくいっているような企画になっているから大丈夫と思う。しかし、これは県がやっぱり中に入って調整しないと。今までは、この応募企業はハウステンボスと接触してはだめだということだったんだから。だから、3~4か月で連携が簡単にできるのかな。それが一番危惧する。

もう一つは、大村湾漁協。大村湾を使いたいいろいろな企画が出てくる。大村湾漁協、地元は南部漁協はあるけれども、南部漁協でさえハウステンボスは、30年たっても、いまだもってうまくいっていないんだからね。いろいろなことがあっているから。だから、大村湾漁協との関係がうまくいっているのかどうか、絵に描いた餅にならないようお願いしたいと思うし、あとは長崎空港。どういうふうにして外国から観光客を引っ張り込むかと、これがやっぱりポイントと思うし、長崎空港だけではちょっと手薄なので、佐賀空港をぜひ引っ張り込まなきゃいかんなど。そうすると、佐賀県との協力というのが本当に成功の一番の重要なポイントと思う。さっき言った嬉野、武雄温泉との関係も出てくる可能性はある。

それと、はっきり言わせてもらおうと、私たち、ハウステンボスの近くにおいて、長崎に行くより佐賀の方が近いですからね。同じ県庁に行くにしたって、長崎じゃないんですよ、佐賀県の方が近いんだ。経済圏も、今、佐世保市は広域経済で佐賀県といろいろな感じで連携してやっている。長崎市よりも佐賀県の方が近いということ。いろいろな意味でね。だから、佐賀県の協力がなければこの計画はうまくいかないの、ぜひ佐賀県といろいろなことで接触しなければいけない。おのずから新幹線問題も大きな問題としてあるわけだから、佐賀県と連携して、IRをうまく利用して、新幹線も、うまく終着駅まで持っていくと。鹿児島ルートはどこにつながくかはまだはっきりしないけれども。だから、私はこのIR、地理的にも、むしろ長崎市との連携よりも佐賀県との連携の方が大きな比重を占めますよと、地元の1人として言わせていただきたいと思います。

【吉田企画部政策監】まず、地元の漁協、大村湾に7漁協ございますが、8月30日に基本協定が結ばれて以降、カジノオーストリアインターナショナルジャパンの代表が直接各組合長を回っていただきました。その中で、どういった船を考えているか、また漁民、漁業への影響がどんなことがあるかといったことについて、時間を十分取りながら意見交換もさせていただいているところでございます。

もう一つ、佐賀県との関係でございますが、実は、8月に佐賀県議会の議長の方から、ぜひIRの説明を聞きたいと要望がございましたので、議会事務局長と私が参上いたしまして、佐賀県議会の藤木議長に対しまして、IRの事業概要等について説明をさせていただいたところでございます。

その中で、藤木議長からは、特に武雄温泉、嬉野温泉、こういったところは新幹線駅もできるし、しっかりと連携を図って、IRの主眼である集客と送客をしっかりと果たしてほしいというご要望をいただいたところでございます。

【大場委員長】企画部政策監、空港の活用等についても、引き続きお願いします。

【吉田企画部政策監】失礼しました。空港の連携につきましても、藤木議長とお話の中で、佐賀の空港もしっかり使ってもらいたい、また福岡、熊本などの空港も含めまして、九州一円の空港をそれぞれ迎え入れる玄関口としたらどうかというふうなお話があったところでございます。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宮本副委員長】それでは、私の方から、九州・長崎IRについて、お尋ねをさせていただきます。さきの一般質問、そして今日の委員会でもたくさん質疑はあっておりますけれども、

私の観点から質問をさせていただきます。

まず、九州・長崎IR、これは何としてでも、地元にとっても、そして長崎にとっても、九州にとっても勝ち取らなければならない重要な事業であります。逃したということにならないように、様々な疑問を払拭しながら進めていくことが大事であるという観点から質問をさせていただきます。

まず、審査の過程について、私なりに調べて、またいろんな報道、そして県民の方から寄せられた疑問を踏まえて質問をさせていただきますが、まず最初に、一次審査がありました。これは運営能力、財政能力を見る審査であると聞いております。そこでカジノオーストリアインターナショナルジャパンは3番手でした。点差を見たら、結構開いておりました。しかしながら、二次審査においては急浮上しておりました。

一次審査で、どういったことがあったのかという確認なんですけれども、一次審査で運営とか財政能力が一番下であった、これは財政に非常に厳しいという評価だったと思うんです。しかしながら、最終的に選ばれた。事業費3,500億円と言われております。先ほど田中委員からもあったように、これが本当に大丈夫なのかなという疑問が私にもあります。本当にこれ、捻出できるんだろうかという疑問です。どのようなコンソーシアムで形をつくられているのか、まずこの点、県を納得させた要因、もしくは審査委員を納得させた要因、これだから財政は大丈夫ですよという要因をお聞かせいただければと思います。

【小宮IR推進課長】委員ご承知のとおり、二次審査は大きく5項目で、小項目で申し上げますと20項目ございます。この中で、財務の項目も当然審査の対象となっているわけでありま

すけれども、審査員の附帯意見にもありますとおり、資金の調達面については意見がなされているという状況ではありますけれども、資金調達のところだけ捉まえて審査委員会が納得をして評価したかということ、そうではなく、ほかの項目も合わせた総合点での評価でございますので、20項目にわたる評価の内容一つひとつ取ってみれば、カジノオーストリアが秀でている部分もあれば、他者が秀でている部分もあるということで、そこを総合的に附帯意見として意見が付されているということで、今回、金融機関または大手ゼネコン等も含めて、SPCの組成に向けて協議を進めているということをお聞きしておりますので、今後の区域整備計画作成に向けては、そういった体制がしっかり組まれているものという状況でございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。

3,500億円の資金調達ですけれども、この負担割合というんですか、例えば本国オーストリアからどれくらい、カジノオーストリアインターナショナルからどれくらい、カジノオーストリアインターナショナルジャパンからどれくらい、コンソーシアムからどれくらい、金融機関からどれくらいという負担割合とかというのは、もう既に今の段階で決まっているものなのでしょうか。

あわせて、大手の銀行、メガバンクがもう既についているのかどうか、それも併せてお聞かせいただければと思います。

【小宮IR推進課長】二次審査におきましては、そういった本国からの出資割合ですとか、国内での資金の調達、エクイティーがどのくらいかというのは具体的な提案がございました。しかし、資金調達面でも、金融機関、今、メガバンクのお話がありましたけれども、メガバンクそ

れから地方銀行含めてですけれども、そういったローンも含めて、どういうふうな構成になるかということ、今後、事業者とそういった金融機関が調整を図りながら進めていくということでもありますので、現時点で、その状況は答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、来月の事業基本計画において、しっかりと提案をしていただくという方向で考えております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。基本計画で明らかになるということですので、今、調整中ということで、一定の理解はさせていただきます。

あと、CAI、カジノオーストリアインターナショナルでありますけれども、国有企業という位置づけではあります、オーストリア政府系ファンドが33%であるという報道もなされています。これで本当に国有企業と言えるのだろうかということから見ても、財政が大丈夫なのかという懸念は私の中であるのですが、これについての見解を県で何かお持ちですか。

【吉田企画部政策監】このカジノオーストリアインターナショナルが申しております国有企業という意味合いなんです、国有企業独占という意味ではなくて、国有企業と民間企業の共存形態であると認識いたしております。

なお、オーストリア政府が3分の1の株式を保有しているということは事実でございますので、一定関与が得られます。そういう意味では、IR事業者としての信頼性でありますとか信用性は、より高いと認識しているところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございました。3分の1保有しているということで、一定の国としてのバックアップもあるんですよという認

識ということで理解をさせていただきました。いろんなこともあるものですから、確認の意味で聞かせていただいております。

あと、I R推進課長から補足説明いただきました資料、提案計画概要書の中で、C A Iの方は、I R関連事業の屈指のノウハウとありますが、これは実際はカジノだけの実績じゃないのかなと思うんですが、実際に国際会議場であったり、展示場、商業施設、ホテルなどの事業には、確認したところなかなかなくて、カジノに特化したものがC A Iだと認識しているんですけども、それで本当に全体を含むI Rの事業ができるのかという不安があるんですが、これについてはいかがお考えですか。

【小宮I R推進課長】ご指摘のとおり、C A I、カジノオーストリアインターナショナルは、ヨーロッパを中心にカジノをこれまで取り組んできたというところで、カジノのほかには、クルーズ船ですとか、先ほどケアンズのお話を申し上げましたけれども、エンターテインメント施設の実績もございます。ただ、I Rの実績があるかというお尋ねであれば、これまでI Rの実績は有していないという答弁をすることになると思うんですけども、日本型I Rというのが、ご承知のとおり、M I C Eの施設の運営ですとか、先ほどご説明いたしました魅力増進施設、送客施設、様々ございますので、そこはS P Cの組成において専門のチームをつくりますので、実際には対応可能かと思えます。二次審査で、ほか2者ございましたけれども、ほかの2者も、いずれもS P Cの構想を持って参加いただいておりますので、これはカジノオーストリアに限った話ではなくて、どのグループも、そういったS P CでI Rを実現するという提案でございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。一抹の不安があったものですから確認をさせていただきましたが、実績というふうに書いてあるのですが、本当に大丈夫なのかなというのが頭をよぎったものですから聞かせていただきました。

募集要項もつぶさに読ませていただきまして、このI Rの意義なんです、民間の活力を活かして、これまでにないスケールとクオリティーを有するM I C E施設を整備することにより云々と書いてあるんです。これはこれまでにないスケールとクオリティーということなので、世界最高水準のI Rと国もうたっています。その中において、提案書を見せていただきました。言い方は、すみません、大変失礼かもしれませんが、ハウステンボスの延長線上じゃないかなと思うんです。これまでにないスケールとクオリティーを有する施設ということであれば、びっくりするぐらいの施設を国は求めているんじゃないかと考えるんですが、ここは県としては、ハウステンボスとの協和性、協調性を強調されていますけれども、そうではなくて、もっと大胆なスケールを国としては求めているんじゃないかと思うんですが、ここの整合性はいかがお考えですか。

【吉田企画部政策監】かつてないスケールとクオリティーを持つ施設を整備して、世界から観光客を集めるというのがI Rの主眼でございます。オーストリアのウィーンは、パリと並んで世界的な国際会議が150を超えて開催され、年によっては世界1位になったこともございます、そういった都市でございますので、カジノオーストリア自体は、先ほどI R推進課長が申し上げましたとおりの実績でございますけれども、オーストリアの国としては、国際会議のノウハ

ウというのは非常にたくさんお持ちでございますし、またオーストリア政府としても、日本型 I R に参入することを非常に喜ばしく、また支えていきたいというふうに言われておりますので、きらびやかではないかもしれませんが、ヨーロッパ風の格調の高い I R を整備することで、しっかりとその目的を果たされるものと確信をいたしております。

【宮本副委員長】わかりました。この概要書を見た時に、県庁みたいな造りだったものですから、本当に大丈夫なのかなという……。

【小宮 I R 推進課長】補足いたしますと、国が求めています、これまでにないスケール、クオリティは、日本がこれまで勝ち取り得なかった、先ほど政策監がご答弁申し上げましたように、M I C E ビジネス、こちらがシンガポールですとか、香港それからマカオ、最近では韓国・仁川も実績を伸ばしておりますけれども、こういった M I C E ビジネスを世界基準として整備するんだという点が 1 点、もう一つは、グレードの高いホテル、客室の延べ床面積で 10 万平米、こういったクオリティの高いホテルを準備するというところで、今回提案をいただいております 3 グループとも、この基準は満たしておりますし、カジノオーストリアについては、そういったハイブランドのホテルを誘致するというご提案いただいておりますので、また他の地域とは異なりますけれども、実際にもうハウステンボスというテーマパークがあり、そこに地域住民の皆様の生活がございます。そういったことも総合的に判断されて、審査委員会で審査をなされたと理解をいたしております。

【宮本副委員長】わかりました。M I C E 施設、国際会議場というものが大事になってくるのであればあるほど、C A I の実績からすると、カ

ジノに特化する企業なので、そこは大丈夫なのかなという不安もあります。ただ、先ほどの答弁のとおり、その下につくコンソーシアムの方々との協力によって、世界最高水準の M I C E、国際展示場、商業施設、ホテルを造っていくというところを今から組み立てられるのであろうと期待はするところでもあるので、今後、しっかりとまた見ていきたいと思っております。

それと、新聞記事が出ておりました、林代表取締役のインタビューがあったんですけれども、ここで疑問に思ったことがあったものですから 1 点だけ。どのような企業が参加するのか、コンソの目玉はという質問に対して、国内外の事業者と協議を詰めており、現時点で企業名は明かせないと。長崎大学、実績ある大学ともタッグを組みたいという回答をされていらっしゃるのですが、そもそも素朴な疑問で、いやいや、事業者との詰めは審査の段階で終わっていたんじゃないですかと、今から詰めるんですかと、遅くないですかという疑問があったのですが、これについては、事業者選定は、決まった後でも増やしていいものなんでしょうか。募集要項には、4 月の中旬まで募ってくださいと、それ以降は受け付けませんというのは書いてあるんですけれども、審査が決定した後でも増やしていいものかどうか、それを確認させてください。

【小宮 I R 推進課長】副委員長ご指摘のとおり、募集要項には、廉潔性調査等の対象範囲を確定させる必要もありましたことから、そういった期間を定めてグループの組成をお願いしたところであります。現在、もう公募手続が終了しておりますので、区域整備計画作成に向けて、今後、S P C の組成に取りかかるわけですが

も、募集要項にのっとった取扱いとしては、公募・選定手続は8月で終了いたしておりますので、今後、協力企業等を募っていくというのは当然の動きであると認識をいたしております。

【宮本副委員長】 ありがとうございます。

その際、募るその企業についての廉潔性調査というのは、もう関わってこないという認識でよろしいのですか。今から募る方々、企業についての廉潔性調査は、もう関係ないという認識でよろしいのでしょうか。

【小宮IR推進課長】 副委員長ご指摘のとおりでございます。最終的にSPCを組む、具体的に申し上げますと、5%以上出資の企業になりますと、国のカジノ管理委員会の廉潔性調査の対象になっておりますので、午前中答弁しましたように、私どもも、12月末を目途に、そういったSPCのメンバーの確定というところを求めておりますので、1月以降、改めてSPCに対する廉潔性調査を実施予定でございます。

【宮本副委員長】 ありがとうございます。

今からでも壁といえますか、いろんなハードルを越えながら、最高水準のものを長崎として出していくという意気込みを私自身も持ちながら、いろんな対応をさせていただければと思っております。

もう一点だけ、概要書の中に、歌舞伎、アニメについての記載があって、ジャパン・ハウスですと。この歌舞伎とかアニメは著作権の問題があるんじゃないかなと思うんですが、それについてはもうクリアしているという認識でよろしかったでしょうか。

【小宮IR推進課長】 ジャパン・ハウスを含め、ほかの施設で上映される様々なソフトコンテンツ、エンターテインメントにつきましては、そ

れぞれ著作権を有する企業様と連携、協定を結びながら進めていくという提案をいただいているところでございます。

【宮本副委員長】 ありがとうございます。今からという形でしょうね。

わかりました。規模感、そして財政面、いろいろ不安な部分を払拭しながら進めていただきたいというものと、最高水準のものを我々でつくっていかねばいけない、事業者とも相談していかなければならない、こういった思いで今後もいろいろ対応させていただければと思います。

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時19分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時20分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月29日

自 午前10時 0分
至 午後 2時52分
於 委員会室 1

土地対策室長 兼武 寛 君
交通政策課長(参事監) 小川 雅純 君
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	田中 愛国 君
”	浅田ますみ 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君
”	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

地域振興部長	早稲田智仁 君
地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	村山 弘司 君
地域振興部次長	坂野花菜子 君
地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	坂田 昌平 君
地域づくり推進課長	浦 亮治 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	徳永 真一 君
市町村課長	大塚 英樹 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

地域振興部は、分科会付託議案がないことから、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

地域振興部長より、総括説明をお願いいたします。

【早稲田地域振興部長】おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、第118号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

第117号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和元年9月9日、県央振興局の職員が公用車を運転中、横断歩道を通行していた歩行者に接触し負傷させたものであり、賠償金120万6,260円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

第118号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和2年9月18日、島原振興局の職員が公用車を運転中、停車中の普通自動車に追突し損害を与えたものであり、賠償金197万

6,248円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（ＵＩターンの促進について）

ＵＩターンの促進については、地方回帰の流れを本県に取り込むため、潜在的な移住予備軍である本県出身者をターゲットとしたＵターンのさらなる促進が重要と考えており、市町や関係部局との連携した施策展開のほか、特に情報発信の一層の強化が必要となっております。

こうした中、今年度は、「ながさき移住倶楽部」も含めた移住施策全体のデジタル化に着手しており、ＡＩ技術やＳＮＳ等を活用して、ＵＩターン別など、相談者の登録情報に応じた効果的な情報発信やオンライン上で24時間365日の相談対応等が可能となるシステムを構築することとしております。

また、「転職なき移住」「二地域居住」等の新たなひとの流れが拡大する中、市町と連携し取り組んでいる「リモートワークin長崎プロジェクト」については、市町の受入態勢整備に対する専門的な支援を行うアドバイザー派遣制度を設けたほか、ワーケーションマッチングイベントの開催や、市町のリモートワーク施設環境及び滞在プログラムを視察するマッチングツアー等の実施を予定しております。

県内では、まちの佇まいや産業構造が変わりつつあり、感染症を契機とした地方分散の流れと相まって、本県にひとの流れを呼び込むことができるよう、市町とも連携を図りながら、さらなるＵＩターンの促進と関係人口の拡大に努めてまいります。

（長崎！県市町スクラムミーティングの開催について）

去る7月19日、「県市町スクラムミーティング」を開催し、県と市町が連携して取り組む施策について意見交換を行いました。

具体的には、「Society5.0実現に向けたデータ連携基盤の構築及びICT利活用推進」について、県・市町によるデータ連携基盤を構築し住民サービスの向上等につなげていくことを相互に確認したところであります。

また、「地方回帰の機運を捉えた新しいひとの流れの創出」、「新幹線開業に向けた取組」などについて意見交換を行いました。

さらに、市長会から提案のあった「脱炭素社会の実現及びSDGs推進における火力発電所の在り方」について協議を行ったほか、「特定複合観光施設（IR）区域整備の推進」などについて県から情報提供や協力依頼を行ったところであります。

今後とも、県・市町の施策について十分な情報共有を図り、連携を深めながら、各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

（過疎地域の振興について）

過疎地域の振興については、本年4月に新たな過疎対策法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、6月定例県議会の本委員会において、過疎地域持続的発展方針（案）をお示しさせていただいたところであります。

その後、国に対し、法に基づく協議を行い、去る8月16日付けで同意をいただきました。

同方針においては、基本的な方向として、SDGsも踏まえた持続的発展という新法の理念のもと、新型コロナウイルス感染症を通して重要性が高まった過疎地域が、様々な付加価値を生み続けることができる場となるよう、移住・定住や情報化など関連施策の強化を図りながら、

人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の向上を目指すこととしております。

現在、関係市町においては、同方針に基づく市町計画の策定を進めているところであり、今後、県においても、各市町計画の内容も踏まえながら、県計画の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

引き続き、関係市町や県過疎地域協議会と一体となり、本県過疎地域の持続的発展に向けて過疎対策を推進してまいります。

（離島振興法の改正・延長について）

令和5年3月末で期限を迎える「離島振興法」については、本県の離島の実情に沿った法整備の実現に向けて、「新たな離島振興法に関する意見書」の策定を進めてまいりました。

6月定例会の本委員会において、意見書の素案をお示したほか、離島市町との意見交換や、県議会離島半島地域振興特別委員会における2回にわたる審議を経て、意見書を策定したところであります。

今回の意見書では、次の時代に合った対策が講じられるよう、「離島の特性を活かした『新たな日常』や地方創生の先進モデルの展開」、「持続可能な地域社会維持の推進と離島の不利条件の克服」、「夢や希望があふれるしまのさらなる活性化を目指した産業振興策等の充実」の3つの柱に沿って、様々な施策提案を盛り込んでおります。

具体的には、デジタル化に向けた情報通信基盤の整備のほか、「関係人口」の創出やスマートアイランドの推進、再生可能エネルギーの促進など、離島の特性を活かした地方創生先進モデルについて、国が積極的に支援・展開するよう求めてまいります。

また、医療・介護・保育サービス等の確保や教育機会の充実、離島航路・航空路に対する支援措置の拡充など、持続可能な地域社会維持の推進と離島の不利条件を克服するための施策を掲げております。

さらに、離島活性化交付金の活用対象の拡大や、農林水産業等の産業の振興を図るための各種施策の拡充等を求めるとともに、防災・減災・国土強靱化対策の推進など、安全・安心な暮らしを支える生活環境基盤の整備を促進するための施策を盛り込んだところであります。

今回の法改正・延長においては、本県の施策提案が数多く盛り込まれるよう、県議会及び関係市町と一体となって、国に対し強く働きかけてまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをご覧ください。

（地価動向について）

去る9月21日、「令和3年長崎県地価調査の結果について」を公表いたしました。本年は、県下447地点の調査基準地における7月1日現在の価格について調査を行いました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス0.9%で、前年のマイナス1.1%と比較すると0.2ポイント下落幅が縮小しております。

本年においては、前年よりもコロナ禍の影響は弱くなりつつあり、地価の上昇地点数は前年より増加したものの、全体として下落傾向が続いております。

住宅地の対前年平均変動率は、マイナス1.0%で、前年のマイナス1.2%から0.2ポイント下落幅が縮小しております。平成11年以来23年連続でマイナスとなっておりますが、大村市、長与町、時津町及び佐々町の住宅地においてはプラ

スの変動率となっております。

商業地の対前年平均変動率は、前年のマイナス0.9%からマイナス0.8%となっております。前年は、令和元年の横ばいから下落に転じておりましたが、本年は0.1ポイント持ち直し下落幅が縮小しております。

なお、長崎市、大村市、長与町、時津町、川棚町及び佐々町の商業地においてはプラスの変動率となっております。

続いて、「総務委員会関係議案説明資料（追加2）」の1ページをご覧ください。

（西九州新幹線の開業について）

令和4年秋に開業する西九州新幹線（長崎～武雄温泉）については、開業効果を最大限に高め県内各地へ波及・拡大させるため、官民一体となって取り組むアクションプランに掲げる各事業を着実に推進しております。

気運醸成に向けた取組については、10月9日、諫早市の諫早文化会館において、新幹線開業による長崎県の変化を地域活性化にどのように活かしていくのか等を考える「西九州新幹線開業シンポジウム」の開催や、11月2日、福岡市のJR九州ホールにおいて、福岡県民をはじめ九州の方々に対する気運醸成イベントの開催、11月7日、諫早市の諫早駅において、新幹線ホームや軌道上を歩行する「レールウォーク」を諫早市の開業イベントに併せて開催することとしております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料」にお戻りいただきまして、5ページの中ほど16行目、新幹線の開業についての3段落目をご覧ください。

誘客対策については、関西・中国圏等の主要駅のデジタルサイネージや電車広告等を活用して、西九州新幹線の開業を広報するプロモーション

を実施するとともに、デスティネーションキャンペーンと連携して、本県の魅力を発信してまいります。

二次交通対策については、9月から島原半島向けの予約制乗合タクシーの運行を開始しております。昨年度の課題を踏まえ、運行する車種、発着時間、料金引き下げなど、多くの方がご利用しやすいよう改善を図っております。

また、JR九州の長崎駅～諫早駅間と島原鉄道の半島内の列車、バス及びフェリーが乗り放題となるフリーきっぷの販売については、デスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンに併せて、10月2日から販売を開始することとしております。

このほか、開業PR動画の発表等、開業1年前を迎える秋を契機として、県内全体に新幹線開業に向けた気運を盛り上げてまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、去る6月定例会において、「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」ことを基本理念とする県庁舎跡地整備基本構想の骨子案をお示しし、ご議論をいただいたところです。

その後、骨子案に対する県議会でのご議論に加え、経済団体や地元関係者の皆様、各分野の専門家等にご意見をお聞きしながら検討を深め、今般、基本構想の素案をとりまとめました。

構想素案では、賑わいの創出につながる「広場」や、この地の歴史や世界遺産など本県の魅力を伝える「情報発信機能」のほか、県警本部跡地における産学官等の連携によるオープンイノベーションの推進などを含む「交流支援機能」等を効果的に配置して、段階的な整備を推進することとしております。

また、利活用の具体的なイメージのほか、ま

ず広場等の暫定供用に向けた整地や補修などを段階的に進めること等についてお示ししているところであります。

今後、県議会におけるご議論をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、さらに検討を重ね、今年度中に基本構想を取りまとめてまいります。

（長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案について）

平成20年3月に策定した「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく県南地区の振興局の見直しについては、令和元年12月に「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性」としてお示したところであります。

その後、県議会や関係市町のご意見等も踏まえ、このたび、限られる経営資源でも行政ニーズの多様化や災害等に確実に対応できるよう高い専門性と柔軟な機動性を備えた体制整備を図ることとし、緊急性が高い災害対応や窓口業務等については必要機能を引き続き各地区に配置したうえで、3つの振興局を県南振興局として一つに集約し、その庁舎を諫早駅北側に建設する実施計画案を策定したところであります。

地域振興部関係の組織については、当面は、原則として振興局本所に集約して県央地区・島原地区を所管することとし、併せて振興局本所に島原地区の地域振興を担当する次長を配置することといたします。なお、長崎地区については、引き続き本庁直轄で対応いたします。

今後は、この実施計画案に沿って庁舎整備の基本計画を策定のうえ、庁舎の設計・建設に着手し、令和8年度頃の再編実施を目指してまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 皆さん、おはようございます。

議案に対して質問をさせていただきたいと思っております。

公用車の事故について質問させていただきたいんですけれども、公用車を運転するということで職員に負担がかかっておられるかと思うんですけれども、そこも含めて今後の事故防止の対策についてお伺いします。

【浦地域づくり推進課長】 お答えします。

まず、職員の運転に関してでございますけれども、私どもでは、職員の運転に当たりましては、まずは専任運転手付きの公用車であるとか公共交通機関、そして借上車の利用を優先する考えで対応させていただいております。

職員の運転については、職員の申し出に基づくものということで、職員に対して運転の強要はまず行わない、ということで対応させていただいております。

再発防止策についてでございますけれども、各振興局では、職員が交通事故防止の知識を習得し、また、交通安全の認識を深められるように、全職員を対象に警察署の職員を講師に招いた安全運転講習会を開催するほか、幹部職員が集まる定例会の会議において、定期的に安全運転の注意喚起を行っております。

また、私ども本庁の地域づくり推進課の方からも、議会に報告した事案につきまして、議会毎に全振興局に対して情報提供を行いまして、交通事故ゼロを目指して職員へ安全運転の励行、注意喚起の徹底を要請しております。

今回の事案を受けまして、今後はこうした議会への報告を待つことなく、人身事故など重大な事故が発生した場合でありますとか、事故が頻発する場合等については、適時に事故防止の注意喚起を行いまして、安全意識の向上を図るなど、さらなる事故防止対策に努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】公共交通機関を利用するとか、職員に運転は強要してないということでございますけれども、振興局から現地へ移動するといった場合には、なかなか公共交通機関も少ないかと思うんですけれども、そのあたりも含めて何か対策がないのか、お伺いします。

【浦地域づくり推進課長】先ほど答弁もいたしましたけれども、職員運転は職員の申し出に基づくということを徹底しております。

ただ、一方で、職員のほとんどが現在運転免許を所有しております、本県の地域の特殊性でありますとか、あるいは交通事情等からして、県民を直接訪問する業務など、職員運転がより円滑な職務の遂行に資するような場合は職員運転もできるものとして対応させていただいております。今回の事案について振興局にもお話を伺ったところ、職員に対して運転の強要は行っておりませんし、職員が負担に感じる場合は基本的に運転させてははいないということです。

また、一方で、職員運転の利点というのも聞いております。例えば用地交渉や境界線の確認など県民と直接お会いする場合には、やはり専任運転手付き公用車やタクシーを利用する場合には、クレーム等の要因につながるケースもあるとか、あるいは専任運転手付きの公用車はワゴンなどの大型車が多いんですけれども、職員運転公用車というのは軽自動車が多くて、農業の現場等にも行きやすいという利点もあると聞いて

ております。

ですので、饗庭委員からご指摘の、ほかに、という話でありますけれども、私どもはこういう考え方を持って、利点も踏まえて職員運転というのも一つ的手段だと考えて、職員の負担に留意しながら適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ適切な運転に努めていただきたいと思います。

その中で、この人身事故ですけれども、令和元年9月9日に起きたものが、今こういう形で解決ということになるかと思うんですが、その間、時間もかかっておりますし、この人身事故を起こした職員の方のメンタルが非常に心配されるところでございますけれども、そういう事故を起こした方の対応策としてはどのようなことを行っているのか、お伺いします。

【浦地域づくり推進課長】今お尋ねがありました、まず県央振興局についての事故でございますけれども、事故当日は、お聞きしますと、やはり運転された職員も気が動転して、もうこれ以上は運転できないということで、当時、運転していた車につきましては臨時に駐車をさせていただいて、翌日、ほかの職員がそれを取りに行くというような対応をしております。

また、参考までに島原振興局の方の事故につきましては、これも確認させていただいたところ、やはり運転者本人も反省も含めて動転しております、事故後、当面の間は公用車の運転を行わせないというような対応をしまして、本人の負担の軽減ということに努めているという状況でございます。

【饗庭委員】本人のメンタルの面の対応もお聞きしたんですが、その部分もお答えいただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】メンタル面ということでございますけれども、まずは事故を起こした本人に対して、今回の事故についての注意喚起を振興局の中でも行わせていただいております。今申し上げましたように、本人も気が動転するとか、不安定になっておりますので、そういったメンタル面の対応を図るためにも、先ほど申し上げた、しばらくは運転を見合わせるとか、そういう対応を図りながら、本人のストレスが解消するような取組を行いまして、例えば先ほど申し上げた島原振興局の当面の間運転を行わせてないということにつきましては、本人の了解のもとに1年後ぐらいから実際に運転を行うような対応をとっているということで聞いておりますので、引き続き、こうした本人のメンタル面、ストレス面にも注意しながら、安全運転の励行というものに努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】了解しました。安全運転に努めていただきながら、職員の皆さんがそれをきっかけにメンタル不調とかにならないようにしていただきながら、働きやすい職場で職員を守っていただければというふうに思います。

以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第117号議案及び第118号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

審査対象の番号は、41、45、49、52、53、54、55、58、61、67番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】49番ですね。離島振興についての陳情が提出されております。その中身について、一部は今日の所管にかかるんですけれども、一つは内容によっては土木部や農林部、水産部かもしれません。

49番の4ページです。港湾等の整備促進についてというものがあります。いろんな委員会でも発言をしましてまいりましたが、離島振興法の法整備によって、各離島の港湾、漁港、非常にすばらしい港が建設され整備されている。しかしながら、これらの計画の中には、サイズ感が現行不一致するところがたくさんある。またこの陳情の内容もそういった趣旨であろうかと思っております。

吉岐に限らずですが、ほかの離島においても内航海運の基地となっているところが離島は多くあります。そういったところは、行動範囲を非常に広く広範囲に展開している業種が増えておりまして、そうなる必然的に大型化していきます。それらが帰ってくる港が非常に狭隘化していると。さらには、船底が底についてしま

う。そして、最近の気候変動などで非常に台風なども大型化している中で、避難をする港というのも非常に厳しくなっている。

我々は、こういった産業の方々が、外貨を獲得して島に帰ってきて、また島にこれからも住んでいただくことを離島振興の中での人口減少につなげて考えるわけですが、まず、こういった事柄について、一義的には所管は別としても、地域振興の観点からこれらの整備に対する考え方をお聞きしたいと思います。

【徳永地域づくり推進課企画監】港湾等の整備促進につきましては、有人国境離島法の第7条にも港湾の整備に必要な措置を講じるように努めるということがなされており、また離島振興法につきましては、公共事業関係の一括計上の予算、必要な予算の確保ということがありますので、そういったところも含めて関係の土木部等と一緒に、そういった環境の実現に力を注いでまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 こういう陳情内容を、こういったメニューがあるからこういった分野で対応してというところで整理をすると、いつまでたっても、恐らく費用対効果や生活航路や観光客の誘客といった分野だけで整理されると思うんですよ。

先ほど申し上げたとおり、島を拠点に、産業として、生業として行っている方々が、その船が大型化して港との不一致が生まれていると。産業振興や地域振興を考えた時に、そういった環境がこれまでと大きく異なる状況が生まれていることを確認していただいて、そういった要望の趣旨だということをしっかり捉まえて対応していただきたいと。いま一度答弁いただけますか。

【村山地域振興部政策監】 委員ご指摘のとおり、

各離島の様々な漁港、港湾については、ご指摘のような課題があるということをお我々はしっかり認識する必要があると思います。地域振興の観点からは、先ほど企画監が答弁したとおりでございますけれども、そういった様々な課題が拠点となる港にあることについて、しっかり土木部とも情報共有しながら、この要望について、そういった背景があることも認識したうえで、今後に向けてしっかり対応してまいりたいと思います。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

そして、18ページですけれども、6番に離島航路就航船舶の新船建造支援の拡充についてというのがあります。

(3) 番の方にジェットフォイルのことがありますね。日本全体で7社21隻程度が恐らく航路を走っていて、東海汽船や佐渡、隠岐、九州商船、九州郵船、釜山、壱岐、あと種子島・屋久島ですか、こういったところでジェットフォイル、高速船が走っています。これらの船というのが、船体自体は替えていったりする必要もあるかもしれません。エンジンは、30年ぐらいの寿命だというふうに言われます。

東海汽船は、自力で新しく新造をされました。それ以外のところが、これはもうよく皆さんわかる話だと思います。ボーイング社からライセンスを受けた川重さんが建造できるけれども、ラインの構築がなければ、なかなか多額の負担が必要になってくると。しかし、非常に素晴らしい乗り物ですよ。そのことによって地域の交流人口の増、そういったものに期待するところはたくさんあるんですね。

我々は、先ほどの港湾の議論もそうですけれども、必要なものが今ある。または、その環境

を少し拡充することで継続的にその地域に人が訪れたり、人が住んでいけるのであれば、いろんな新しいものもそうですけれども、今のこの現状を維持することにしっかりと支援すべきだと思います。

そういった観点で、この陳情というのは非常に重要なものであると思いますけれども、ご答弁を求めたいと思います。

【小川交通政策課長】委員ご指摘のように、現在、離島航路を走っておりますジェットfoilにつきましては、離島の住民の方々の移動手段、または今後の交流人口の活性化という意味では非常に重要なものだと思っております。

そういう中で、委員ご指摘のように、ジェットfoilの船齢が少し高くなってきておりました、いずれの地域においても、そのジェットfoilの更新等々の議論というのがなされておりました。

今、お話がありましたように、各地域でジェットfoilの運航がある都道府県の協議会というので、私ども長崎県が幹事となりまして協議をさせていただいていたところでございますが、いずれも今回の新型コロナウイルスの関係で、各事業者は非常に経営状況が厳しいということもございまして、現段階においては、先ほどお話があった東海汽船の新造船以降の新たな船舶更新については、今、めどが立っていないというお話をお聞きしております。

その中で、私ども地元の離島の自治体、もしくは航路事業者の方とも意見交換をこれまで重ねてまいりましたが、今、予定しておりますのが、航路事業者と地元自治体と県が入りました協議を、意見交換もしくは情報共有会を今後開催したいと思っておりますし、また、全国各地のジェットfoilの航路がある都道府県との

情報共有についても、今年度、開催したいと思っております。

そういう中で、どういう形であれば今のジェットfoilによる航路というのが維持できるのかということについて、十分検討を進めながら、現状のジェットfoilによる移動が持続できるような形を検討してまいりたいと考えております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、地域振興部次長及び県庁舎跡地活用室長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

【坂野地域振興部次長】九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動きをご説明いたします。

総務委員会補足説明資料の「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」と書かれた資料をご覧ください。1枚のものでございます。

こちらの資料の2ページ目を先にご覧ください。裏面になります。

まず、これまでの状況でございますが、5月31日に佐賀県と国土交通省の幅広い協議が行われるとともに、6月には与党PT西九州ルート検討委員会におきまして、佐賀県が課題としている点について検討が行われ、2ページにございますとおり検討状況が取りまとめられたところでございます。

この中で、在来線につきましては、鉄軌道線として維持することが適当である。その際、JR九州が運行を維持することが不可欠であるとされたところでございます。

また、地方負担につきましては、フリーゲージトレイン導入断念等の経緯を踏まえ、佐賀県の財政負担の軽減を図る必要があるとされたところでございます。

資料1ページにお戻りください。最近の動きでございます。

7月30日には、赤羽国土交通大臣が記者会見におきまして、「並行在来線については、国土交通省としても、在来線を残すことで極力JR九州を説得させていただきたい」と踏み込んで発言をいただいているところでございます。

また、地方負担につきましても、「フリーゲージトレインの導入を国が約束していながら履行できなかった歴史的な事実もある」としまして、「特殊性を配慮して何か知恵を出せないのか、県と鉄道局の協議を進めていただきたい」とされております。

一方、8月26日には、国土交通省が令和4年度予算の概算要求を公表いたしました。新鳥栖～武雄温泉間の環境影響評価、環境アセスの費用につきましては計上されていないところでございますが、国土交通省は、昨年度と同様に「協議次第で臨機応変に対応する」というふうに行っているところでございます。

県としましては、今後、国と佐賀県との協議が精力的な積み重ねられ、協議が進展していくことを期待するとともに、県としまして、関係者の協議の状況を踏まえ、関係者への働きかけについて検討してまいりたいと考えております。

西九州ルートにかかる最近の主な動きについての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして補足説明をさせていただきます。

お配りしております「総務委員会補足説明資料」の右上に「資料1」とございます「県庁舎跡地整備基本構想（素案）について」をお願いいたします。

本年6月に公表しました基本構想の骨子案をもとに、県議会や関係者の皆様からのご意見等を踏まえ、内容を肉づけし、今般、基本構想の素案を取りまとめ公表いたしております。

内容につきましては、6月の骨子案における「広場」や歴史等の「情報発信」、隣接する県警本部跡地を含む「交流支援」等の機能を段階的に整備していくといった基本的考え方を基に具体化を図っております。

具体化等の主な内容の中ほどより記載しております。といたしまして利活用の考え方を本体版などでより詳しくお示しいたしますとともに、にございます利活用イメージを、今回立体的なパース図でお示しをいたしております。

また、にございますように、現在の検討状況として、民間活力の導入可能性や他県の事例などをもとに試算した整備費用の概算を参考としてお示しをいたしております。

そのほか、今後、予定しております広場等の暫定供用の進め方や旧第三別館の検討の方向性について具体的にお示しをいたしております。これらの内容につきましては、後ほど概要版の方で詳しくご説明させていただきます。

裏面の2ページをお願いいたします。

今後の予定でございますが、本定例会におけるご議論に加え、パブリックコメント等による県民の皆様からのご意見等を踏まえながら検討を重ねまして、今年度中に基本構想を取りまとめたいと考えております。

なお、パブリックコメントにつきましては、去る9月22日から10月18日までの期間で、現在

実施をさせていただいております。

その下からは骨子案の概要でございますが、基本理念や導入する機能などをお付けしておりますが、こちらにつきましては資料2の図を用いてご説明をさせていただきたいと存じます。

次にお付けしておりますA3の資料2をお願いいたします。

利活用のイメージ、考え方でございますが、6月の骨子案と同様でございますが、一番上にオレンジで記載をしておりますように「広場」、「情報発信」、「交流支援」などの機能を県庁跡地と県警本部跡地に効果的に配置することとし、まず、広場等から整備し、利用状況を検証しながら段階的な整備を推進することといたしております。

具体的な機能の配置としましては、左上からまいりまして、図の中央、緑の県庁本館がありました石垣上の敷地につきましては、この地の歴史を感じつつ賑わいを創出する広場を基本に、この地の歴史等の情報発信機能、また、多様な人材や分野の交流を支援するための各種スペース等を設置することといたしております。

左下のピンクの部分でございますが、出島側の石垣下の空間につきましては、昨年の調査で出土した石垣を見せることを検討しつつ、その下に生まれる空間に本県の魅力発信機能、石垣上と下をつなぐ階段、バスベイや待合所などを整備することといたしております。

また、右上の青色の部分の県警本部跡地につきましては、産学官等によるオープンイノベーションを推進する機能を配置することとし、民間開発を基本に、企業向けオフィスなどを含め検討することといたしております。

これらの利活用の進め方につきましては、一番下に記載しておりますように、本年度、基本

構想を取りまとめさせていただきまして、令和4年度以降、オレンジの部分でございますが、まず、広場の整地などオープンスペースから利用を開始いたしまして、利用状況等を検証のうえ、その後の整備を検討するなど、段階的に整備を推進してまいりたいと考えております。

このような基本的考え方に基きまして、裏面をご覧くださいと存じます。

今回、利活用の具体的なイメージとしまして、立体的なパース図を整理いたしました。中央部などに赤で記載しておりますように、具体的な建物等の規模や配置、デザインなどは、今後検討を深めてまいりますが、敷地全体の利活用のイメージを持っていただけるよう、今回、お示しをしましてご意見等を頂戴してまいりたいと考えております。

続きまして、その下の資料3、基本構想の素案の概要をお願いいたします。A4横の資料でございます。

こちらは、6月の骨子案をもとに整理いたしております。今回、骨子案から肉づけ、具体化を行った部分につきまして説明をさせていただきます。

まず、4ページをお願いいたします。

利活用における基本的な認識を整理いたしております。

この地の様々な歴史の積み重ねをしっかりと伝えることや、これまで果たしてきた役割を受け継ぎ、本県の発展に資する利活用を図ることに加えまして、一番下の部分でございますが、100年に一度とも言うべき変革の時期を迎える中、県庁跡地だけではなく、エリア全体のまちづくりや産業の動向なども踏まえて、機能や利活用の在り方を検討していくことなどを改めて整理をいたしております。

続きまして、少し飛んで恐縮ですが、11ページをお願いいたします。

具体的な機能や配置につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりですが、旧第三別館につきまして補足をさせていただきます。

旧第三別館につきましては、中ほどに記載をしておりますように、コンクリートとれんがの混構造でございますが、安全面などに配慮した改修に留意する必要があることから、現在、記載しております3つの改修方法を基本に、さらに検討を重ねております。旧第三別館につきましては、こうした改修方法を参考としながら、建物の詳細な調査を実施したうえで、安全性や耐久性並びに利活用ニーズや跡地活用全体の機能分担の整理などを踏まえまして、最終的な在り方を整理してまいりたいと考えております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

整備手法と整備事業費について整理をいたしております。整備手法につきましては、業務委託を実施しながら、民間活力の導入について検討を重ねておまして、現時点の検討状況としましては、県庁舎跡地については、指定管理者制度を基本に民間ノウハウを活用する方向で、また県警本部跡地につきましては、企業向けのオフィスなど収益施設が多くを占めることから、企業等へのヒアリングを実施しながら、民間開発を含め実現可能な事業スキームを検討することとしております。

また、整備事業費につきましては、あくまで他県の類似事例をもとに試算した参考値でございますが、広場や情報発信、交流支援等の機能にかかる整備費用の概算で約20億から30億円程度となっております。なお、この概算には、民間開発を基本としております県警本部跡地の整備ですとか、旧第三別館や石垣の改修、階段

等の整備などの費用は含んでおりません。整備手法、事業費ともに、今後、ヒアリング等行いながら精査を進めてまいります。

続きまして17ページをお願いいたします。

令和4年度から予定しております広場などの暫定供用の具体的な進め方を整理いたしております。

まず、県におきまして整地や仮設の階段の設置など基礎的な工事を行い、使い始めまして、その後の状況を踏まえて暫定供用時に必要となる追加の整備などを検討してまいりたいと考えております。

また、利活用を進めるに当たりましては、運営の仕組みが大変重要になってまいります。右下に記載しておりますような地元や経済界など、実際に利用していただく方々を中心に、行政なども参画いたします効果的な運営の仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

19ページと20ページには、利活用のイメージパース図をお付けしているところでございます。

19ページは真上から見たパース図を、またその次の20ページにつきましては出島側からと市役所側からのイメージとなっているところでございます。

次に、資料4といたしまして、厚い資料をお付けしておりますが、こちらが素案の本体でございます。

要点につきましては、これまでご説明申し上げている部分でありますので、この本体につきましては1点だけ補足をさせていただきます。

資料の21ページをお願いいたします。

広場や情報発信、交流支援など機能の具体的な考え方につきましては、本体版のこの章で詳しくお示しをいたしております。

中ほどの（1）の広場につきましては、既存の段差などを活用しながら、芝生や石畳の空間の整備などを検討することですとか、（2）の情報発信につきましては、ARやVRなどの先端技術を活用しながら、この地の歴史や世界遺産などを体感していただけるよう工夫していくことなど、26ページにかけまして、それぞれの機能毎に整理をさせていただいております。

また、27ページ、28ページのパース図を挟みまして、29ページからは利活用におきまして留意すべき点として、景観やデザイン、また、整備の進め方、並びに31ページあたりからは歴史を体感していただく工夫などにつきましても詳しく整理をいたしているところでございます。

これらの考え方等を含めまして、ご意見等を頂戴しまして、さらに検討を重ね、今年度中に基本構想を取りまとめまいりたいと考えております。

最後に、1枚紙でお付けしております資料5をお願いいたします。

現在、取組を進めております先行的な賑わいづくり等の状況でございます。

昨年度より利用を開始しております第二別館跡地の利便性向上を図るため、10月までの予定で電源や給排水、照明などの整備を進めておまして、完了後は地域の皆様などとともに、さらなる利活用を図ってまいりたいと考えております。

また、江戸町公園の一体活用につきましても、長崎市と連携しながら、記載しておりますように県・市の敷地の貸付申請の相談をどちらでも対応できるよう整理を進めておまして、第二別館の改修による利便性の向上と併せて一体的活用を推進してまいります。

このほか、サポーターズミーティングをはじめ

め地域の皆様などと連携しながら、賑わいづくり活動を継続してまいりたいと考えております。

最後に、口頭で恐縮でございますが、こうした賑わいづくりの活動の一環といたしまして、今年予定されております「長崎開港450周年」にまつわるイベント等に併せまして、期間限定で県庁舎跡地の中を通り抜けができるようにしたり、出島を見渡せる物見台を設置することなどを検討いたしておりますので、ご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

室内換気のために、しばらく休憩いたします。

11時より再開いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で質問はありますか。

【下条委員】 おはようございます。質問通告に基づきまして、再生可能エネルギーについて、過疎対策の観点からお尋ねをいたしたいと思っております。

9月10日の知事の説明にもありましたが、離島振興の中に再生可能エネルギーの活用について言及されております。

また、本年8月に策定されました「長崎県過疎地域持続的発展方針」の41ページに再生可能エネルギーの活用の促進ということが説明されております。

このように、過疎対策について、この再生可

能エネルギーの項目が入った意図についてお尋ねをいたします。

【浦地域づくり推進課長】今回の新たな過疎対策法の特徴としまして、今お話がありました県方針で定める事項が3項目追加されておりまして、その一つが再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項ということになっております。

背景を見てみますと、過疎地域については水源や森、あるいは広大な空間など、再生可能エネルギーを生み出す地域資源の宝庫であるということで、国の検討過程においても、これらを活かした地域内のエネルギーや経済の循環、あるいは災害時を含めた地域エネルギーの自立、こういったことを図ることが重要であるということで、こうした法の趣旨というのが新たに加えられているところでございます。

今ご紹介がありました県の方針でも、新たに項目を立てまして、再生可能エネルギーに関して自然環境の保全と活用を図ることを基本に、洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入、活用を支援するというところで考えております。

この方針を踏まえまして、県内の市町では、今回、具体的な事業等を盛り込んだ持続的発展計画というものの策定手続を進めていると、こういう背景、現状でございます。

【下条委員】わかりました。私も本年の7月でしたか、五島市の議長をお訪ねさせていただきました、海岸沿いだったのですが、実際に五島沖の浮体式洋上風力発電施設を見させてもらいました。

こういった形で具体的に市町の取組が進んでいますが、特に、この五島沖の浮体式洋上風力発電所等について取組が進んでおりますが、このあたりの詳細についてお聞かせ願えないでし

ょうか。

【浦地域づくり推進課長】五島市に限らずということで、少し包括的な説明をさせていただきますと、今申し上げたとおり、各市町で現在、持続的発展計画の策定手続を進めております。

今回の再生可能エネルギーの利用促進については、新たな対策項目ということで、当初、各市町からは何を書いたらいいのかみたいな声も実際聞かれたところでございますけれども、やり取りを通じて、最終的には県内全ての過疎市町において、再生可能エネルギーの利用の促進に関する項目が盛り込まれたところであります。

例えば、今お話があった五島市につきましては、離島での自立分散型エネルギー社会の実現を目指して、特に海洋再生エネルギーに力を入れておりまして、浮体式の洋上風力発電や潮流発電の導入促進のために、現況でありますとか、現状の課題を踏まえた取組をこの過疎計画の中で取り組んでいきたいということで伺っています。

また、その他市町におきましても、この海洋再生可能エネルギーに関わらず、再生可能エネルギー利用推進のための蓄電池等の取組でありますとか、電気自動車の普及、あるいは商社や避難所等への太陽光発電の導入、あるいは木質バイオマスエネルギー、こういったことに関する記述が多くなされているという状況でございます。

【下条委員】わかりました。最初にお聞きしました全体の意図について、地理的に自然というエネルギーを非常に多く有しているというところ、また、それから過疎地域の自立という面で非常に成果というか、そういったものが認められる。ただし、具体的に進めていく中で、先ほど送電線とか蓄電池、また、バイオマス等のい

ろんな課題も出てきたと。

課題についてもう少しお聞きしたいんですが、どうしても利便性的に過疎地域や半島といったところは、たくさん電力を使うところから距離的に離れていたりすると思うんですね。そういったものを含めて、再生可能エネルギーをいかに資本主義社会に導入していくのか。FITなんかの固定買取制度などもありますけれども、県が、今感じておられる課題についていかがでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】私どもで市町からお聞きするなり、あるいは所管の関係部局からお聞きしている中での課題ということでご紹介させていただきますと、例えば今ご紹介の五島市の取組におきましては、五島市の持続的発展計画の中でも課題として記載がされておりまして、再生可能エネルギーの導入・拡大が進む中で、五島市と本土を結ぶ送電線の接続可能量が上限に達しておりまして、再生可能エネルギーへの参入の障壁となっているということでお聞きしております。

また、五島市に関わらず、今ご指摘があったように、特に過疎地域等については、再生可能エネルギーの利用促進に関して、今申し上げた送電網の容量でありますとか、その他出力制限などの課題があるということでお伺いしております。

こうしたことから、離島を拠点とした送電網の整備強化でありますとか、離島に関わらず、余剰エネルギーを有効活用するような仕組みの導入などについて、県としては政府施策要望等で国に働きかけを行っているところでございますし、今回、お示しさせていただいております新たな離島振興法に関する意見書の中でも、重要項目というふうに捉えていまして、事業者の

採算性の確保に向けた取組に対する支援制度の充実強化の必要性を盛り込んでいるという状況でございます。

【下条委員】わかりました。今、私は資本主義という言葉を使って、ご説明の中では事業者さんの採算性という言葉を使っていただきました。2012年から、FIT（固定買取価格制度）がスタートしまして、一部太陽光なんかではFITの方が制度として終了したとか、そういった情報や記事を読ませていただいております。

再生可能エネルギーは、持続可能な社会を目指す取組として、環境問題としても取り組まないといけないと思いますが、もう一つは新産業の観点というものもありまして、やはり新産業が推進力をもって成長していく、導入をして成長していくためには、この事業者、関わった方たちが何らかのメリットといいますか、そういったものがないと、せっかく取り組んだものが途中で減速し、もしかすると方向転換をしたり、それ自体に意味があるかもしれませんが、そういったことがなされるかもしれません。ぜひ、いろんな課題に対して、広く研究をさせていただきたいと思っております。

ここで一つデジタルグリッドという、これは会社なんですけれども、この取組をちょっとだけご紹介します。

このデジタルグリッドという会社は、FITの買取価格なんかに対して少し着眼点を持ちまして、ポイントは大手の電力会社がこの取組に参入するというのが条件なんです。大手の電力会社は、もともと送電線というものを持っております。これをお借りするというのが前提なんです。お借りして、デジタルグリッドは何をするかという、例えば太陽光であったり、浮体式の洋上風力発電所だったり、こういった

発電をする事業者と、意識の高い、SDGsのような持続可能な社会を目指すような企業との仲介をしまして、送電線を使って、より効果的な売電をしていくというような仕組みに取り組んでおります。

このデジタルグリッドをぜひやってくれという意味ではないんですが、このような取組が徐々に見られております。ぜひ研究をされて、自治体で現実的な再生可能エネルギーの導入というモデルケースをお考えいただきたいと思っているんですけども、見解をお願いいたします。

【浦地域づくり推進課長】過疎地域におきましては、先ほど申し上げたように地域資源を有効に活用するということが最も重要な観点かと思っておりますけれども、一方で、課題としては、やはり人口減少が進む中で、地域内で担い手となる人材、あるいは事業者企業が少なくなっているという課題がありますので、今ご紹介があったように、外部の人材でありますとか、事業者等と連携しながら、申し上げた地域内の資源を顕在化させて、地域の付加価値を高めていくというのが重要な観点だと考えております。

全国的にも、お聞きしますと、こういった過疎地域の公益的機能でありますとか、地域課題に着目したビジネス展開を行っているような民間企業の動きも見られつつあるところでございます。こうした民間企業等の力を有効に活用して過疎地域の活性化につなげていくというのは今後求められるだろうと思っています。

なお、現在、私ども地域づくり推進課の事業の一つに地域産業雇用創出チャレンジ支援事業というものがあまして、過疎地域で雇用拡大につながる事業への支援を行っておりますけれども、雇用面のみならず、地域への貢献といっ

た面に着目した事業を、より一層進めることができるような制度構築についても、今回のご紹介を踏まえて、ぜひ検討させていただきたいと思っておりますし、いずれにしても、今回ご紹介のあった事例につきましては、私どもだけではなくて、庁内の再生可能エネルギー関係の部署とも共有させていただきながら、公益的な施策の展開であるとか、優良事例の共有、横展開については県の重要な役割ですので、そういった観点から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【下条委員】ぜひそのような形で積極的に研究をして、意見交換をして、情報共有をして進んでいただきたいと思います。

最初にお話しました過疎地域、長崎県の持続的発展方針の中に書いてありますけれども、本県には広大な海域がありと、こういった再生可能エネルギーの導入のポテンシャルを持っている、本当にそう思います。有効に活用していただきたいですし、ここから先は産業的な分野が強くなりますけれども、長年培われた海洋関連事業といえますか、造船業ですよ。この集積地として様々な、先ほど、人材であったりとか、そういったお話にもなりましたけれども、もともとこういう製造業のエネルギーを持っているというところがありますので、ぜひそういった観点からも、せっかくこのように過疎対策という形で入りましたので、有効なビジョンをつくっていきながら、産業の面でも活性化に取り組んでいただきたいと要望して終わります。

ありがとうございました。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【饗庭委員】では、通告をしていましたので質問をさせていただきたいと思っております。

UIターンの促進についてということでお尋

ねします。

前回の6月議会の時にUIターン者の推移をいただいたところでございます。これによりますと、令和元年度、令和2年度と伸びているところで、令和2年度が少し落ちているところでございますけれども、この状況からいくと、この令和3年度、今、コロナ禍においてUIターン者の数というのはどれぐらいになるのかというの見込んでおられたら教えてください。

【浦地域づくり推進課長】お答え申し上げます。

今、ご紹介がありましたとおり、コロナ禍の中で、令和2年度の実績というのは、前年度とほぼ同様の実績ということで1,452名ということになっています。

ただ、一方、相談件数の推移を見てみますと、やはりコロナの移動制限の期間が落ち着くような時には非常に相談件数が伸びておりまして、第1四半期から第2四半期、第3四半期、最終的に第4四半期にかけて相談件数が伸びているような状況でございます。

そうした中、本年度の4月から6月までの第1四半期の実績を取りまとめしております。本県全体の4月から6月までの実績としましては、452名の実績ということで、これは市町の窓口も含めて取りまとめさせていただいております。

前年度と同期の数字が336名でしたので、令和2年度と比較して令和3年度の第1四半期においては135%ということで、3割増しぐらいになっているという状況でございます。

また、コロナ禍の前の令和元年度と比較しても、数字も伸びているという状況で、やはりよく言われる地方回帰の流れが数字としても現れつつあるのかなということで認識しております。

【饗庭委員】このコロナ禍もあって増えている状況かというふうに思います。

ここのご説明にも書いてありますとおり、今後、地域間競争はますます激しくなるかと思っているんですけれども、その中で、やはり長崎県の特徴として、いろいろ掲げてありますけれども、どれが効果的、いろんなことを今後も考えていかれるんでしょうけれども、地域間競争に勝つにはどのようにしていったらいいかというのを伺います。

【浦地域づくり推進課長】UIターンの促進については、県だけではなくて、市町の方でも相談支援体制というのが充実してきつつあります。特に、部長説明でも申し上げているとおり、このコロナ禍にあっては、情報基盤の整備充実を図るいい期間というふうに考えておりまして、様々な情報基盤の整備に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば昨年度、移住専用のホームページのリニューアルを行いました。長崎の魅力とか移住支援金のページ等を充実したほか、スマホでも閲覧しやすくなるように利便性を大きく向上しております。

また、今年度以降、これも部長説明で記載のとおりですけれども、LINE等を活用した支援機能のデジタル化を図りまして、UIターン別等のターゲットに応じた情報発信というのを効果的にできるような環境整備を進めたいと思っております。

また、様々な統計を見ますと、SNSの中ではYouTubeでの発信も効果的だという調査結果も聞いておりますので、昨年度はUIターン別のPR動画を作成しまして、それを本年度以降もしっかり有効に活用していくようにしております。

また、こういったデジタル系の情報発信だけではなくて、本県に移住した方向けの調査によ

りますと、移住の情報の収集先として、家族とか知人というものが結構多くございまして、情報発信につきましては、県外向けだけではなく、県内向けの情報発信にも力を入れておりまして、特に帰省時期のUターンPRに力を入れて、新聞の全面広告でありますとか、全世帯広報誌、県政番組等での情報発信に力を入れて展開していると、こういう状況でございます。

【饗庭委員】 了解しました。

その中で、やはり長崎県出身の方が戻ってくる率が高いかというふうに思うんですけれども、この長崎県出身者の方へのアプローチの方法、よりUIターンの方を増やすためにはアプローチの方法が必要かと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】 これまでのいわゆるUターン対策としては、今申し上げた答弁と少しダブるんですけれども、Uターン動画の制作とか、SNS等でのプロモーションに併せて、帰省時期に合わせた様々な媒体を通じた県内でのUターンの呼びかけなどを行っております。

今後は、私ども移住分野に限らず、雇用創出や就業促進、あるいは子育て環境など、様々な分野での情報発信等と併せながら、情報を塊として発信してUターン対策を推進するということが非常に重要だと考えておりまして、現在、関係部局との連携強化にも努めているという状況であります。

また、今後の話でございますけれども、アフターコロナに向けて、今後、人の流れが活発化していくだろうというふうに考え、それを見据えまして、例えば航空会社等と連携した情報発信など、民間企業のお力もかりながら効果的なプロモーションができないかということについても検討していきたいと考えておりますし、

また、デジタル化についても、改めてデータに基づく情報発信というのできるようになりますので、本県出身者に対して、登録情報等に基づく効果的なアプローチを行いまして、さらなるUターン促進につなげてまいりたいと考えております。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】 それでは、質問通告を2点しておりましたのでお尋ねいたします。

まず、投票率の向上対策ということで出しておりました。これは2つ聞きたいんですけれども、一つはいわゆるコロナ感染症の対策です。それから、投票率がこの間、若い人がなかなか上がらないという状況があるようでありますので、この2点なんですけれども、コロナ感染症対策については、それぞれ各投票所等々での対策だとか、あるいは期日前投票を充実することによって分散するといいますが、そういうことで一般質問でも少しやり取りがございました。

具体的に今年度の衆議院議員選挙に関する当初予算は、全体で約9億円ですけれども、そのうちの投票所・开票所の経費だとか、あるいはポスター掲示場の経費ということで6億5,000万円ぐらいついているんですけれども、これはこれまでの各市町に交付するというところで6億5,000万円。これは今回のコロナ対策ということで少し経費が上積みされているんじゃないかと思うんですけれども、従来の衆議院議員選挙に比べて、どのくらいそういった対策費ということで増えているのか、その辺は数字として出ますか。

【大塚市町村課長】 投票にかかる経費ということで、市町村交付金で6億5,000万円ほど計上しているんですけれども、これにつきましては執

行経費の基準がございますので、それに基づいて算出をしております。ですから、コロナに伴って特に増えたとか、そういうことではございませんで、基準に基づいて算出しているものでございますので、コロナによって幾らか上積みをしたとか、そういうものではございません。

【坂本(浩)委員】いわゆる感染症対策にかかる経費というのは、各市町で負担するということですか。

【大塚市町村課長】コロナ対策に関して余計にかかった経費がございましたら、特別な経費ということで、そこにつきましては調整費という経費がございますので、その中で市町村の方と協議をしていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。そうしたら、調整費ということで各市町と協議をするということになりますので、ぜひ、従来の基準に基づいた市町への交付ということですが、ぜひ感染症対策はきちんとやっていただきたいと思えます。

開票・投票所は、今までずっと決まっていますよね、人口に応じて。例えば学校だとか公民館だとか、そういうものを地域でもう少し分散するために増やすとかというのは、今からでは間に合わないんでしょうけれども、そういうのは検討されたんですか。

【大塚市町村課長】当日投票所につきましては、投票区毎に1か所設置ということで決まっております。当日の投票所を分けたり、増設したりする場合には、その投票区自体を分割、あるいは再編する必要がありまして、また、選挙人名簿の変更も必要になってまいります。

投票区や投票所につきましては、地元の理解を得ながら設定しておりますことから、至急の

見直しはなかなか難しいところがあるのではないかと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。しかし、そうは言っても、それぞれのところで工夫しないと密になったりする可能性もありますので、可能な限り、期日前でも集中する時があると思うんですよね。そこは、ぜひ有権者の皆様方に周知徹底の方を、県の選管もそうですけれども、各市町の方でも徹底すべきじゃないかと思えますので、よろしくをお願いします。

それから、次の若者の投票率の件ですけれども、若い世代の投票率がなかなか上がらないということがずっと言われておりますけれども、その辺は選管としてどういう認識をされているのでしょうか。

【大塚市町村課長】委員ご指摘のとおり、どうしても傾向として若い世代の投票率が低いということになっております。

ですから、選管といたしましても、特に投票率が低い傾向にある若い世代の方々にぜひ投票に行っていたきたいと考えておりますので、これまでもいわゆる主権者教育と申しますか、選挙が大事であって、選挙に行かないといけないという意識改革の部分について力を入れてきたところでございます。

小・中学校におきましては、将来の有権者である子どもたちの政治、選挙に関する知識、関心の向上を図るための明るい選挙ポスターコンクールであるとか、模擬選挙などを実施しております。また、高校におきましては県内の全ての高校で、少なくとも3年に一度、選管職員による選挙への理解を深めるための説明会を県教育委員会と協議のうえ策定して、平成27年度から実施しているところでございます。

また、選挙時の啓発といたしましては、特に

若い世代をターゲットといたしまして、今回、各種SNSによる広報を強化したいと考えておりました。従来行っておりましたインスタグラムの広告をやっておりましたけれども、加えて若い人の利用が多いツイッターであるとか、それ以外にもフェイスブック、LINEなど、そういったSNSをさらに強化していきたいというふうに考えております。

また、併せまして、県内の高等学校、特別支援学校にご協力いただいて、県内全高校に選挙啓発ポスターを掲示するほか、全ての高校3年生に啓発チラシを配布するなどして、学校教育と連携して啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ぜひ取組を強めていただきたいと思います。

選管の方から投票率の推移というのをいただきました。年齢別の投票率とかもホームページに掲載されているようであります。今年は間もなく衆議院議員選挙が実施されるわけです。前回と前々回と比較したんですけれども、18歳からの投票というのが平成28年の参議院議員選挙から導入されて、この18歳、19歳というところが前回の衆議院議員選挙で42.56%、その後の20歳から29歳までが5歳区切りなんですけれども、29.45%、34.59%ということで、やっぱり20歳を超えて極端にこの世代が低いと。2017年は、県内で57.29%なんですけれども、その前の2014年の平成26年の衆議院議員選挙は、これは極端に低くて51.13%ということになっております。これも若い世代で比較をしますと、18歳、19歳はまだ導入前なんですけれども、20歳から24歳がたった4.65%しか増えてないと。25歳から29歳も4%台。その他の世代は、この投票率全体が51.13%から57.29%に上が

ったのに伴って、約6ポイントぐらい上がっているんですけれども、各世代で7%から10%ぐらい上がっているわけですね。それからしても、この世代というのが上がってないということが数字でもはっきりと出てきております。多分、今、市町村課長が言われた主権者教育とか、高校へ行っての説明ということと、18歳から選挙権が導入されたという社会的な認知度もあって、多分この18歳、19歳というのはそれなりに上がっているんでしょうけど、それ以降、ぐんと20歳から、要するに20代というのが極端に下がっていると。知事選挙においては15%、20%です。だから、そこら辺、ぜひSNSで発信することでありまして、県の選管のホームページもちょっと見にくい部分もありますので、SNSでするんだったら、もう少しわかりやすいような発信をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、県庁舎跡地の活用についてお尋ねいたします。

6月議会に続いて、今回、整備基本構想の素案ということで出されております。今年度中に基本構想を取りまとめるということで素案が出ているわけなんですけれども、このパース図とか利活用イメージとか、資料2に基づくものを見ると、3つの機能のうち、特にこの石垣上については、整地をやりながら利用状況を検証して、いわゆる箱物になるんでしょうか、設計とか整備とか、状況を見ながらその後の整備を検討するというので、これはこれで理解をいたします。

それで、素案の概要について幾つかお尋ねをいたします。順を追って、ページ毎にしていきたいと思いますけれども、まず、4ページのところに基本認識の一番下、これはここに書いてあるとおり、

100年に一度のまちが変わるというふうなことで、企画部の時にもちょっと申し上げましたけれども、本当にまちが変わる、産業が変わるといふ100年に一度の大きな変革期。ここはその中の中心的な跡地じゃないのかなという感じがしています。

それから言いますと、単に県庁があったところをどうするかということだけじゃなくて、長崎の中心部の全体的な考えに基づかなければならないということだされていると思うんですけども、その割には、この県庁舎跡地活用室は、たしか参事監が土木部と兼任ですけども、室長以下5人という非常に少ない体制じゃないかと思うわけです。しかも、事業規模が20億円から30億円と今後なってくるわけで、そういう意味で、皆さん方からは不足していますとなかなか言えない部分はあるかと思うんですけども、体制がちょっと不足しているんじゃないかなと思います。特に、土木部だとか、あるいはまちづくりだとか、そういう担当課のところを含めて、あるいはここは石垣も発掘されて教育委員会ということになるかと思しますので、そこら辺の認識については、室長は言いにくいんでしょうけれども、いかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】室の体制でございますけれども、本年4月から1名増員をしていただきまして、私を含めて室員が6名です。あと兼務職員が1名おりますので、7名体制で効率的に業務を遂行させていただいております。

お話がありましたように、大きなまちの変化の中での対応といったところで、まちづくりの観点なども求められてくるわけでございますけれども、このあたりは先ほどお話のありました参事監が土木部の担当を兼務しておりますので、都市政策部門とも連携しながら対応させていた

だしているところでございます。

今後、お話がありましたように具体の整備ですとか、新たな業務も想定されますので、引き続きミーティングなどもこまめに行いまして、手戻りなどをなくしながら、効率的な業務遂行にも努めまして、職員一丸となって対応してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】これは改めて部長、参事監にぜひ体制の強化を私の方からも要望をさせていただきます。

次に、概要の6ページに基本理念が書いてあります。「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」と。これはもう本当にこのとおりで、歴史が息づく地でありますので、そこで新たな価値を創造するというところで、これは6月議会にも出されておりました。

それで、確かにこのとおりなんですけれども、ただ、「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」ということで、この言葉だけじゃ、なかなかこれが県庁跡地なんですよという、かつての長崎の岬の突端ですね、というふうなことはこれではなかなか伝わってこないというのがあるのではないかなと。例えば出島もそうでしょうし、それから長崎の西坂の丘もそうじゃないかなと。そういう意味でいくと、長崎は部分的に切り取っていくと、ほとんどがこういうのに当てはまるんじゃないかなと思うんですよね。

そういう意味でいけば、これはこれで基本理念はいいんですけども、これに県庁跡地、長崎の長い岬の突端という歴史がある、そういうところに結びつくようなフレーズといいますか、何かそういうのを補完した方がよりわかりやすいんじゃないかという気がしているんですけども、そこら辺はいかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】ご指摘の基本理念の部分でございますけれども、6ページの基本理念の下にちょっと小さい字で趣旨を記載させていただいておりますけれども、今お話のありましたような、この地ならではの特徴といったところを活かした上でやっていくことを考えておまして、この基本理念の一つひとつの言葉には、根底にはこういった様々な思いを込めているわけではございますけれども、お話がございましたように、よりわかりやすいといいますが、伝わりやすい形での表現、工夫といったところはこれから求められてくるものと考えております。

今後、基本構想のさらなる具体化を進めてまいりますので、そうした中でこういった工夫などができるか、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 ぜひお願いします。

それから、17ページに持続的な運営に向けた仕組みづくりということが書いてあります。ここにイメージとか書いてありますけれども、私も6月の総務委員会の時もちょっと指摘させていただきました。この運営の仕組みづくりというのは非常に重要だと。誰が責任を持ってやるのかということを含めて質問したと思うんですけれども、これはこれでこの構想の中で、より練っていただきたいと思っているんですが、ただ、一方で先行的な賑わいづくりということもありますので、そういう意味でいくと、この仕組みづくりにつながるような、暫定的でもいいですから、運営組織というのを何らかの形でつくったうえでこういうのを進めていくということが必要じゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】ご指摘がありまし

たように、持続的な賑わいづくりにつなげていきますためには、仕組みづくりといったところは非常に大事だということをこれまで専門家等含めて様々な皆様から頂戴しているところでございます。

そうした取組の先駆けとしましては、地域で活動されている方々によりますサポーターズミーティングといったものを現在設置しておまして、いろんなノウハウの蓄積ですとか、具体的な活動の中から、今後の運営に向けた課題等の検証、こういったものを併せて進めさせていただいているところでございます。

今後は、より具体的な形で利活用を進めていくこととなりますので、こうしたサポーターズミーティングとかを含めたいろんなノウハウの蓄積を発展させるような形で、早い段階から運営に資するような仕組みづくりといったものを、より具体の形で整理をしていければと考えておまして、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 最後になりますけれども、18ページです。ここに先行的な賑わいづくりというふうなことで、対象エリアが緑色で括られています。この中に入る、いわゆる第三別館ですよ。ここが、11ページのところで先ほど説明がありましたけれども、最終的なあり方をこういった形で整理するということはいいいんですが、先行的な賑わいづくりのエリアの中にあると、当然、一定スケジュールというのかな、そこを示した方がいいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】第三別館の利活用のあり方につきましては、ご指摘がありましたように、先行的な賑わいづくりのエリアの中にも入っておりますので、速やかに検討を進めさ

せていただいているところでありますけれども、一方で、今回詳しく記載させていただいておりますように、いろいろ調べてまいりますごとに、この建物の構造とかによりまして、いろんな安全面とかに配慮したような改修方法などについてもさらに精査をしていく必要も生じてきているところでございます。

昨年度におきましても、こうした中ではございますが、第三別館の中庭とかを活用して地域の皆様などと具体的な活動なども展開してまいりますので、そうした活用できる部分は活用しつつ、また全体の利活用のあり方といったところにつきましても、改修方法等を含めて、今後、速やかに整理を進めていければと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。この先行的な賑わいづくりの中で、非常にこの第3別館は重要な要素があるんじゃないかなと思いますので、あんまり急がなくてもと言うと語弊がありますが、ぜひ検討を早急をお願いしたいと思います。

以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】今、坂本(浩)委員からも質問がございましたが、引き続き、県庁跡地についてお伺いをしたいと思います。

先ほど来、サポーターズの方のご意見を踏まえたり、アドバイザーという方もいらっしゃると思います。しかし、前からの繰り返しになるんですが、サポーターズの方々やアドバイザーの方たちが、今までの懇話会の提言と自分たちは違って、本当にそれがどこまで活かされるのか、どういう形になるのかがわからないということを多くの方々から、私はほとんどの方を知っていますので、言われます。そのあたり、実

態としてどのようにお考えでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話がありましたサポーターズミーティングの皆様ですとか、いろんな分野の専門家のアドバイザーの皆様方から、この間、様々な形で意見をいただいているところでございます。

そうした中で、例えばですけれども、今回、整理いたしましたこの素案の中にも、まず広場などから活用していった、その後の具体的な整備を検討していくといったような考え方を取り入れてほしいといったご意見を頂戴したり、また、建物ありきではなくといったところがしっかり伝わるように表現等も工夫してほしいなど、様々なご意見を頂戴しているところでございまして、そのようなものも踏まえまして、今回の具体的なパース図の表現等含めて反映をさせていただいているところでございます。

また、サポーターズミーティングの皆様からは、具体の活動に向けたノウハウにつきましても様々なご助言、アドバイスをいただいているところでございますので、今後、予定をしております広場等の利活用におきましては、さらにもいただいたご意見などを参考にさせていただきまして、具体の対応に反映させていければと考えております。引き続きご意見を頂戴しながら、適切に対応させていただければと考えております。

【浅田委員】サポーターズミーティングの方々が、第二別館の跡地についてのご意見を言ったりとか、そういったところに関しては日々一緒に協議をしながら進んでいただいていることは、私も地域の人間として感謝しているところです。しかし、一方で、アドバイザーの方々とは先週会議をした時に、ほとんど皆さんはパース図の中にある広場の真ん中にある建物について、せつ

かくというか、こうやって改めて出島も見渡せる跡地のあたりがしっかりと広場になっているにも拘らず、そのど真ん中に建物を建てるのは何なんだろうと、それに関する反対の意見が非常に多かったとも聞いています。

その中で「可変性を確保し、担保しているから」というふうなご答弁があったようではございますが、じゃ、その可変性とは何ぞやと。中途半端なものを造るのであれば、そういったものはどうなんだろうという声は地域の方からも上がっているわけですね。そこはどのように、可変性の建物にしても、中途半端なものはどうなんだろうという地域の声などはいかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】今回、お示したパース図にも赤書きで記載させていただいておりますけれども、具体的な建物等の規模や配置、デザインなどにつきましては、今後、検討しながら決定していきたいと考えているところでございまして、こうした趣旨につきましては、お話ございましたような形でご意見等も頂戴しているところもございまして、しっかり伝わるように表現をさせていただいているところでございます。

可変性の部分につきましても、決して小規模な建物を簡易につくることは考えておりませんので、当然、建物の規模等はございますけれども、一方で、出島と一体となった景観にも配慮したデザイン、佇まいを持ったような空間の整備といったところについては念頭にあるところでございますので、そのあたりにつきましては引き続き留意をしながら検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】可変性といってもしっかりと考えて、デザイン、佇まい、これを百年の計に値する地域づくり、まちづくりの中で、その可変性

というと、ある意味地域の変容性があれば変えられるものなのかどうか、いろいろ考え方があると思うんです。それがすぐプレハブではないよとか、いろんなものだよということなんだろうと思うんですけれども、ここは非常に重要なところだと思うんですね。ある一定建物を造ってしまった後に、幾ら可変性と言っても、そんなに簡単に、予算をかけて造っているもの自体を壊すということもできないと思いますし、その可変性という言葉で何か濁されている感が非常に否めないところがあるんですが、さらにお願います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】恐れ入ります、本体版の30ページをお願いできればと思いますけれども、こちらに「可変性の確保」といったところで考え方を今回詳しくお示しさせていただいております。

大きく2点あると考えておりまして、まず、2つ目にあります低層などの建物の整備、建築物の整備といったところは、景観等にも配慮しながらといったところの部分でございまして、そうしたものと併せまして、1つ目にございますように将来的な拡張スペースを確保するといったところも考えているところでございます。こうしたスペースを確保することで、先ほどお話にございました、壊したうえで建て替えるといったようなことも防げるところにもつながってまいりますので、こうした両面といたしまして、複数の観点から可変性の確保といったものを担保しながら、今後の検討を含めて整理してまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】アドバイザーの方々もいろんなご意見をそこで言ったということなんですけど、木造的なものなのかというようなお話も出ていたというふうに伺っております。

やっぱり地域の声も本当に中途半端なものであってはならないと。一度できたら本当に、先ほどの繰り返しになりますが、なかなか簡単に5年や10年で壊すようなものにはならないわけですから、そのあたりをもう少し、提言とは違うかもしれませんが、アドバイザーやサポーターの方々が、先ほどから言うように大事な存在であるというのであれば、きちっとお伺いをいただきたいと。

併せて、アドバイザーの方々の会議ですごく求められたのが、資料の8ページになるかと思いますが、敷地の南側の石垣の写真がありますが、この石垣がやっぱり今回一番注目されていて、皆様にとっても、これが出てきたということは、非常に地域にとっても県民にとっても、多くの観光客の方が来やすい場所になるであろうと言われております。これはしっかりと見せていただきたいという声がずっと上がっているかと思うんです。こういったところの考え方はどのようになっていますか。

【苑田県庁舎跡地用室長】お話にございました旧県庁舎の南側の石垣につきましては、昨年の調査の時の現地見学会にも500人近い方にお見えいただきまして、関心の高さというものを私どもも身をもって実感をしたところでございます。

現在、この石垣につきましては、専門家の皆様にもご意見を頂戴しながら、こういった改修が可能かといったところを含めて検討を重ねさせていただいております。

状況としては、昨年の調査では壊れた箇所が確認をされておりまして、こうしたところをどういった形で改修していくかといったところにつきましては、専門家の方からもなかなか難しい課題などもいただいているところでございま

す。現在、より詳細な図面等を準備いたしまして、さらにご意見をいただきながら、整理をしていく形で進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、地域住民を含めた皆様の思い等も踏まえまして、こういった利活用が可能かといったところをしっかりと検討を重ねてまいりたいと考えております。

【浅田委員】素案が年内ということでありまして、その部分と併せて考えると、ここの調査・検証というのは非常に重要なところで、ここはかなりのスペースを占めるわけですから、そういったところがきちっとわかって、そこに対しての協議、論議ができた後に決定というものはしていただければと思います。

また、先ほど坂本(浩)委員の質問の中にもありました、あの地域の中で、説明の中であったんですかね、450周年のイベント時などには出島と県庁の方を行き来できるようにということがございましたが、これに関しても多くの皆さんから、イベント時だけではなくて、できれば日々そういうふうに、見れることによって人がそこに集積するわけですから、そういったこともしっかりと考えていただきたいというご意見も出ています、イベント時だけではなく。

また白い壁に関しても、これは再三、私も何度もお願いしているところですが、今も新幹線に関するポスターが申し訳ない程度に貼られているわけですが、通さないのであれば、せめてああいう壁の活用の仕方、今、駅前にしても市役所跡地にしても、これも何回も申し上げておりますが、しっかりとやられている、そのあたりをいま一度考えて、予算取りなどもしていただく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】1つ目にご質問が

ございました県庁跡地の敷地の通り抜けにつきましては、私どももできるだけ実現していきたいという思いがある一方で、やはり安全面とか考えますと、常時の開放というのは現時点では難しい状況もございまして、そうした関連イベント等に併せまして周辺地域全体の賑わいづくりの一環として、私どもも協力することができればいったところで現在検討をしているところでございます。

次年度以降は、広場等のオープンスペースから利活用を始めていければと考えておりますので、そうした中では具体的な形で、そうした通り抜け等を含めて、検討ができる部分が出てくると思いますので、引き続き留意してまいりたいと考えております。

白い壁の活用につきましては、以前から委員からもお話を頂戴しておりまして、出島側の方にも少し大きなポスターなども張らせていただいております。県庁坂の方について、まだ情報が不足しているというのご指摘のとおりだと思いますので、今後は、秋には県政150周年の事業なども予定されておりますので、そうしたイベントや催しも連携するような形で、この白い壁の活用につきましても、引き続き、関係課と相談しながら工夫、充実を図ってまいりたいと考えております。

【浅田委員】ぜひとも充実をお願いしたいと思います。

また、パブリックコメントに関してなんですけれども、今まさにやられているんですけれども、実はこのパブリックコメントをやっていることを知らない方がたくさんいらっしゃると思います。県庁のホームページを皆さん随時見ているわけではないでしょうし、また新聞に関しましても、先日、23日に一度載っておりましたが、なかなか

閲覧するところも限定的なものであります。

今回のパブリックコメント、多くの方々の声をいただくには、やりましたというだけでは困って、大体どのくらいのパブリックコメントを集める覚悟があつて、百年に一度のまちづくりに対して多くの方たちのご意見を本気で聞こうとしているのか。通常のパブリックコメントは非常に少ないんですよ、県庁として。その辺、部長も含めて、これがそれだけ大きなものであるとするならば、本気でここの意見を聞く体制をとっていただきたいと思っているんですが、目標値はどれくらいでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】具体的に目標値といったところまではあれですけれども、庁内のそういったパブリックコメントの件数がどういう状況かといったところは私どもも把握しているところでございます。

そうした中で、ご指摘がありますように、やはり周知のやり方を含めた、その辺の充実というところは大変欠かせないところだと考えておりまして、通常のホームページとか、仮囲いにポスターなども掲示させていただいておりますけれども、それだけではなく、関係者の皆様への直接の個別メールでございましてとか、また、当室の方は公式のツイッターも開設をいたしておりますので、そうしたツイッターとかを活用して周知をしたり、先ほどのサポーターズミーティングの皆様などにもご協力をいただきまして、インスタグラムですとか、SNSを活用して、情報をより広くの方にお知らせいただくなど、ご協力を賜りながら、様々な形で周知に努めているところでございます。

今後のご意見の状況なども踏まえまして、さらに充実が必要な場合には、様々な形での周知の仕方を工夫いたしまして、多くの意見を頂戴

できるように、これからも努めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】かなりいろいろ観光の側面からも、地域づくりからも、ここは大きなウェートを占める重要な地域だと思っています。

そういう意味においては、通常のパブリックコメントと同じ数ではなく、しっかりと、ここあたりも部長、これは要望にしますけれども、覚悟を持ってそのあたりの周知徹底をしていただきたい。

どうしても県のパブリックコメントは、とりあえずやりましたよみたいな感じの、担当の方がやりましたという言い訳のためだけに終わっているようなパブリックコメントでは意味がないということをしっかりお伝えをし、この県庁跡地の質問に関しては終わらせていただきます。

もう1項目質問通告をしておりました。UIターンについての質問でございます。

これも移住のあり方ということで、今までお二人から出ているものと重複が多かったので、1点だけお聞かせいただきたいんですが、東京から長崎へのUIターンを考えている方向への補助金が今出ております。

これがどうしても、いろんな方々から問い合わせをいただくと、東京23区に住んでいる人だけの補助金というふうに思われていて、これ自体が国予算ということも知られてなく、県がやっているとしたら、なんでもっと幅広くやってくれないんだろうという意見が多々寄せられているんですね。

これに関しても周知徹底のあり方だったり、もしも、今後分析をする中で、ここの中に当てはまる対象以外のところからのUIターンが多いのであれば、県としても、私たちももっと考えていく、施策としてやっていく必要性がある

かと思いますが、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】今お尋ねのありました件、移住支援金というものについてのお尋ねであります。

もともと令和元年度に国が制度化したもので、目的として、まず東京一極集中の是正をするという目的があって、要件としては様々な要件があって、私が見ても非常に複雑でわかりづらい制度になっているのが実情でございます。

その中で一つ、移住元の要件というのがございまして、今お話があった5年以上東京の23区内に在住することとか、または、東京圏内から23区に通勤していた者というふうに非常にわかりづらい要件になっております。

我々も電話で直接相談を受けることがございまして、なんでこういう要件になっているんですかという相談を受けるような状況なので、正直私も、制度がなかなか複雑でわかりにくいということと、そうしたことから、この制度の周知がまだまだ十分とは言えないというふうに認識しております。

そうしたことから、国に対しても、改めまして、今年度行った政府施策要望に移住支援金の内容の充実について新たに盛り込んでおまして、制度の充実でありますとか、制度の周知、こういったものについても声を上げていく必要があると思っております。

今申し上げたように、移住相談者の声でありますとか、県内市町の意見に耳を傾けて、必要な制度改善を国に訴えていきたいと思っております。

また、現状の傾向の分析でございますけれども、現在は、都道府県別の移住の分析までにしか至っておりません。今後、デジタル化を進め

る中で、例えば23区内か外か、そういったことまでわかるようになるのかどうかも含めて、より効果的な分析にも努めてまいりたいと思っております。

【浅田委員】補助金の対象であることを分析するには、その細かな部分というのは非常に必要だと思いますので、そういったところを今後しっかり見ていただきたいという部分と、本当に非常にわかりづらい。ホームページを見ても私もわかりづらい。だけど、わかりづらいのを県がわかりづらいままにするのか。わかりやすく、もう少し、これだけ移住者を増やしている長崎県で、皆様のご努力は既に皆さん認めているところではあるんですけども、一步二歩進めるために、そういうSNSを使ったり、先ほど本人たちじゃなくて家族から聞くこともあるということでした。ということは、新聞社の方とかもいらっしゃいますけれども、新聞などでもっともっとわかりやすくそれを載せていただく工夫をするとか、そういったところを今後、より厚くやっていただければ誤解が解けるのではないかと考えておりますし、また、数的なものも増えるかと思しますので、ぜひよろしくお願いたします。ここはもう要望にかえさせていただきます。

以上です。

【大場委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、午後1時30分より再開いたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【石本委員】午前中説明いただいた部分で、議案説明資料の中で、長崎！県市町スクラムミーティングの開催という中で、「脱炭素社会の実現及びSDGs推進における火力発電所の在り方について協議を行った」という記載がありますけれども、この内容についてお伺いしたいと思います、どういう意見があったのか。

【浦地域づくり推進課長】今回、スクラムミーティングの中で、今ご指摘のテーマにつきましては、市長会の方から提案がありました。説明については松浦市長からご説明いただきまして、要点としましては、脱炭素社会の実現に向けて、気象条件によって左右されやすい再生可能エネルギーが増えるほど、その調整電源として火力発電所の重要性が増してくると。この調整電源としての役割について意見の共有を図りたいという旨の説明がありました。

この説明を受けまして、ほかの市町からは、カーボンニュートラル及びSDGsの実現のための調整電源であるということ、また、電気の安定供給の確保という観点から共感するなどの意見をいただいたところであります。

県の担当部局からは、こうしたやり取りの中で、調整能力に優れ、電力の安定供給の役割を担う石炭火力発電の低炭素化が必要であり、併せて、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることでカーボンニュートラルの実現を目指してまいりたいという説明をさせていただいたという内容でございます。

【石本委員】カーボンニュートラルについては反対することは何もありませんし、世界的にそういった方向に進んでいるというのは理解できるわけですけれども、当面の課題としては、松浦の火力発電所については全国でも有数の規模であり、当然松浦市の財政、また雇用情勢、経

済等に大きく貢献しているという現状があります。

また、県についても、電力の移出県等交付金の収入もあるということで、今後の対応については大きくそういったものに影響が出てくるということで心配しております。

いずれにしても、地域振興にもつながっており、雇用、労働環境、また、さっきありました持続可能な地域社会の形成なり、地域活性化の向上に不可欠であるという位置づけであると考えております。

そういったことから、今回は地域振興部だけでなく、県の組織としては産業労働部や県民生活環境部も含めて、部局横断的な対応として、県の今後の方向性というか、そこら辺の考えについてお伺いしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】この問題につきましては、6月の本委員会でも取り上げていただいている中で、一方で私ども所管の過疎法の対応をしていく中で、今、お話があった産業労働部、あるいは県民環境生活部とも意見交換を重ねながら、取組についての共有等を図っているところでございます。

今後の方向性、考え方はというお尋ねですけれども、基本的には、県としては脱炭素社会の実現に向けまして、まず、安定的な電力供給を維持しながら脱炭素化を目指すうえでは、石炭火力発電の低炭素化が必要不可欠だと考えておりまして、先ほども話が出ましたが、再生可能エネルギー導入拡大と石炭火力発電の低炭素化を促進しながらカーボンニュートラルを目指すということが重要だと考えております。

国の方でも、グリーン成長戦略ということで掲げている洋上風力産業につきましても、県としても力を入れて推進しておりますので、こ

した海洋エネルギー関連産業の活性化等にも力を注ぎながら、今申し上げた石炭火力発電については低炭素化に向けた国への要望等の取組を連携しながら進めてまいりたいと考えております。

【石本委員】石炭火力の低炭素化ということですが、これは昨年の一般質問でも出しておりますが、県では、松浦のほかに松島がございます。松島については、既に電源開発との話が進んでいるということもありますし、松浦火電についても松島の3倍、全体では4～5倍あるんですかね、もっとあるような規模でありますので、本当にさっきも話がありましたとおり、再生可能エネルギーを目指す過程としては、やはり電力調整時の必要不可欠な石炭火力の存在感というのがありますので、これをできる限り低炭素化するとか、CO₂を限りなく小さくする技術も今開発されつつありますので、そういった方向性で、存続させる方向性でいかに低炭素化に取り組んでいくかというのが重要だと思いますので、今後とも、国に対してもしっかりとその辺の要望活動をしていただきたいと思いますし、また、九州電力、それから電源開発、2つありますので、双方に向けたそれぞれの交渉なり協議なり、しっかりとやっていただきたいと思いますし、ふうに要望しておきたいと思っております。

それから、もう一点ですけれども、再生可能エネルギーの一つとして太陽光発電、風力発電、海洋・洋上発電も含めてありますけれども、私の地元でも、最近特に大型の風力発電の設置について、市内を二分するような争議が発生しております。こういった面に対して国なり県なり、基準といいますか、いわゆる環境問題とか、人体や動物に影響力があるということで、いろんな観点から論議がされているようですけれども、

何らかの設置基準とか規制等があるのかどうか、確認したいと思います。

【浦地域づくり推進課長】申し訳ございません、今ご質問の設置基準等の資料を、今手元に持ち合わせておりませんので、別途確認させていただきたいと思います。

【石本委員】いずれにしても、むやみに、本当に小さな規模から大きなものまで、風力発電にしても、あらゆるところに今設置されているんですよね。だから、一つ私も相談されたのが、設置場所について県の許可が取れるかどうかというところがありまして、いわゆる松浦の地元では地滑り地帯というのがありまして、そこにかかるところは無理ですよという話があるんですけれども、それが危険かどうか証明するのは設置する方の証明責任があるということで、県の方は全く関知しないというお話をちょっと聞いております。

だから、安全基準といったことも含めて、設置については現地と設置業者の責任でやっていただくというふうになっているのか。今後いろんなところでそういう問題が出てくると思いますので、しっかりと、県の方も全く関知しないということじゃなくて、やはり将来的には、さっき言いました環境問題とか、人体に影響があるという問題も含んでいると思いますので、今後の課題として、そこら辺はしっかりと取り組んでいく必要があるんじゃないかと。

海上風力についても、いろんな漁場とか、そういった問題もありますし、あらゆる面で環境に対しての課題が出てくるのではないかと思いますので、今、回答は要りませんけれども、併せてしっかりと協議して対応していただきたいと思いますので、よろしく願います。何か一言あれば。

【浦地域づくり推進課長】今のご意見は承りたいと思います。

改めて、私も松浦市、今回、新しい過疎法に基づく過疎地域の持続的発展計画の策定を進めていまして、その内容についても拝見させていただいております。その中でも、松浦市においても再生可能エネルギーの導入を進めるということで記載がありますし、もうご承知かもしれませんが、松浦市の方では本年6月に「再生可能エネルギー導入推進計画」というのを策定しておりまして、その中で再生可能エネルギーの導入に当たっては、地球温暖化というグローバルな課題だけではなくて、今ご指摘がっております地域の雇用の創出でありますとか、地域の活性化等に非常に効果的だということで、ローカルの面でも地域の住民等の意見なんかも併せ持ちながら、地域経済と環境の好循環につなげていく必要があるんだということでお話を伺っていますので、そういう視点を踏まえて、私ども、あと関係部局とも、あるいは地域の県北振興局の方でも、産業の振興にも関わっておりますので、そういったところとも連携を図りながら、松浦市の取組、あるいは国への要望についてを後押しするようなそういう動きを積極的にしてまいりたいと考えています。

【大場委員長】石本委員、もう一問、九州新幹線で県北への影響についてというのが挙がっておりますから、続けてどうぞ。

【石本委員】西九州新幹線開業に伴う県北地域への波及効果対策ということで、これも午前中の資料説明の中で、二次交通対策ということで今年の9月からですかね、島原半島向けの宿泊客をターゲットとしたキャンペーンが実施されているということになってはいますけれども、こういったことについて、これも前回、昨年も同

じような質問をしたかもわかりませんが、この新幹線開業に向けて、今、県央・県南についてはある程度の案として具体的に見えていますが、県北地域、特に佐世保以北の方面については、直接この新幹線の開業に伴う波及効果というか、二次交通対策も含めて、あまりまだ見えてこないというものがあります。

佐世保～武雄間の高速化というのは今見えていますけれども、それ以上のものがまだ具体的に見えないと思っています。だから、県北地域に対しても、この新幹線の開業した時点で二次交通対策としていろんなキャンペーンができるだろうと思っているんですね。佐世保線にしてもMR線にしても、佐賀、長崎をつなぐ路線でありますので、長崎県だけじゃなくて、佐賀県あたりとも連携した対応ができるのではないかと思います。その辺についてはどんな考えでしょうか。

【峰松新幹線対策課長】県北地域への西九州新幹線の開業効果ということでの質問でございます。

新幹線開業効果が沿線市だけではなく、県内全体に波及できますように、まず新幹線開業に向けたアクションプランを県において策定いたしまして、気運醸成の取組や誘客促進、地域の受入体制づくり、二次交通対策等々に取り組ませていただいております。

そういった中で、県といたしましては、各市町の取組が順調に進みますように、開業対策準備補助金ということで、開業対策の事業費補助金を準備しております。

本年度は、佐世保市の方で佐世保コンベンション協会が西九州新幹線を活用したモデルコースを造成するという形で、武雄とか嬉野の方からの入り込みを狙ったようなモデルコースの取

組を検討されておりますので、そういったところにご支援をさせていただいているところでございます。

また、今週末から、10月1日からDCのプレキャンペーンが始まります。それに併せまして、10月1日から3日間の1日ずつ、佐賀を出発した長崎～佐賀、長崎～佐世保を経由いたしました観光列車がトライアングルで走るようなことを予定されております。そういった際に、経済団体の青年部を中心とした実行委員会とか、地元の経済団体の皆様とともに、佐世保駅や長崎駅において、おもてなしをやるということを取組が今検討なされております。

こういったことが続くことによりまして、例えば鹿児島ルート例でいきますと、新幹線開業を契機に鹿児島県内に観光列車が走るようになったとか、そういった例もございまして、こうしたおもてなしを続けていただくことで、県北地域への観光列車の誘致につながるのではないかと考えているところでございます。

また、DCのプレキャンペーンに併せまして、西九州フリー切符ということで、佐賀駅から西側の長崎本線、佐世保線、大村線、唐津線、筑紫線の一部及びJRバスの方もございまして、そういったものを乗り放題ということで、来年の3月31日まで発売をされるということで、こういったことで県北地域の方にもかなりDCのプレキャンペーンと併せて新幹線の開業効果を波及させていただけるのではないかと考えております。

【石本委員】しっかりとやってほしいんですが、いずれにしても、県北といいましても、佐世保までは何とかですね、今後はIRも含めて幾らか道筋が見えるんですが、佐世保以北、例えば

平戸・松浦方面となると、今のところなかなか目が向かないというか、足が向かないというか、もう一つPRが足りないのかなという気もします。関係自治体と連携のもとで、もう少し県北の方も積極的なPRをぜひともしていただきたいと思っていますので、キャンペーンも含めて、今後、各市町と連携して、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

以上、要望して終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮島委員】午前中、坂本(浩)委員からもご質問がございましたが、私からも通告をいたしております各種選挙の投票率向上についてお伺いしたいと思います。

ご案内のとおり、間もなく衆議院も任期満了を迎えまして、いよいよ総選挙が行われます。また、来年は、早々に知事選挙が行われますし、7月には参議院議員選挙も予定されていると。この1年以内の間に3つの県下全域を対象とした選挙が行われるということであります。

また、1年半後には、統一地方選挙も行われるということで、選挙の投票率向上にとっては非常に重大な場面を迎えることかなと考えております。

投票率の向上につきましては、これまで県も、あるいは県の選挙管理委員会も鋭意取り組まれてきたことだと思いますし、また、昨年、私も予算決算委員会の決算審査の総括質疑で選挙管理委員会の委員長とやり取りをさせていただきましたので、その委員長からも前向きなご答弁もございましたので、その進捗もお聞きしながら、今日は質問をさせていただきたいと思います。

これまで、投票の利便性の向上に資する取組として、県内の各所に期日前投票所を設置して

こられたと思います。その際にも、令和元年の参議院議員選挙を引き合いに出されまして、その時には県内で6か所の商業施設、また、3か所の大学、また28か所の高校に期日前投票の施設設置をされたというお話もございましたし、商業施設では2万5,499名の方が、また大学では408名、高校では582名の方が投票をされたというお話もございました。

その中で委員長も、こうした投票の利便性の向上に資する取組、そして利便性の高い施設への期日前投票所の設置、これを今後とも市町の選挙管理委員会に働きかけをされていくというようなお話をいただいたわけではありますが、今後の選挙でこの期日前投票所の設置の拡大、どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

【大塚市町村課長】お答えいたします。

委員からご指摘がございましたように選挙人の利便性を高めるため、また、混雑を防ぐためにも期日前投票所の増設は望ましいと考えておりまして、これまでもいろんな機会を捉えまして、各市町の選管に対し、利便性の高い商業施設、大学、高校などへの期日前投票所の設置を求めてきたところでございます。

期日前投票所を設置するためには、一定の広さでありますとか、投票の秘密を確保するための構造であるとか、安定的に借りることができる場所であること、こういった条件が必要になりますので、簡単に増やすことは難しいところもあるところでございますけれども、衆議院議員選挙に向けまして、新たに商業施設に設置を目指す動きもあると伺っているところでございます。

このほか、幾つかの市町におきましては、増設や既存の期日前投票所の設備の増強などを検

討しているところもあると伺っているところでございます。

【宮島委員】もう選挙も間近にあるわけですが、具体的に何か所増えるかということについては、まだお聞き及びではないということでしょうか。

【大塚市町村課長】何か所というのは、一応伺ってはいるんですけれども、まだ選挙期日が確定してないということで、場所毎の調整等もございまして、現時点で何か所とは申し上げられないんですけれども、今伺っておりますのが、3市から、より利便性の高い場所への設置や増設、それから増強ということを伺っているところでございます。

【宮島委員】申し上げましたとおり、選挙は来年もあるわけでありまして、ぜひこの拡大にお努めいただきたいとお願い申し上げたいと思います。

また、各種啓発事業につきましても、委員長からは投票率が低い若い世代向けの啓発に力を入れるとともにSNS普及等、時代の変化に即した新たな啓発に取り組んでいく必要があるというご発言がございました。このことは、午前中の質問の中で課長からも、若い皆さん方、学生さんへの意識改革に努められてきたこと、また、SNSにつきましても、これまでインスタでの公告を行ってきたが、今後はツイッターやLINE、フェイスブックなどにその媒体を拡大して行っていきたいというご説明でありました。

もうおわかりのことかと思っておりますけれども、そうしたSNSも、やはり内容を工夫しないとなかなか若者にも響かないところがあるかと思っておりますので、十分にその辺の内容を工夫していただきながら、少しでも投票率の向上に資す

ようご努力をいただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

そして、もう一点でありますけれども、近年の投票の傾向といたしまして、高齢者の方が、期日前、あるいは投票日におきましても、なかなか投票所に行く交通手段がないがゆえに投票ができないという方が増えているということを去年お話をさせていただきました。

その中で、選管の委員長からも、高齢者が投票しやすい環境整備は重要な課題であると認識をされているというご発言があって、その中で平戸市、対馬市、五島市、この3市で好評を博している、自動車を投票所として中山間地域等を巡回する移動期日前投票所の導入を各市町の選挙管理委員会にも検討するようお願いをするというお話もございました。この移動期日前投票所の導入につきましては、その後進んでいるのかどうか、確認をしたいと思っております。

【大塚市町村課長】委員ご指摘の移動期日前投票所につきましても、この取組につきましても、委員からありましたように先行の3市で進んでおりますので、この導入事例集などを作成し、その他の市におきましても、ぜひ検討していただきたい旨を働きかけているところでございます。

既に幾つかの市町におきましても、導入に向けた検討をされていると伺っているところでございますけれども、衆議院議員選挙につきましても、コロナの影響もあって十分検討ができていないということで間に合わない見込みと伺っておりますが、今後とも引き続き導入に向けて働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

【宮島委員】その際にも申し上げたんですけれども、こういう高齢者の方は非常に投票意識が

高い方です。ぜひ投票をしたいと思われる方
ありますので、こういう皆さん方が投票でき
ないということは非常に残念なことでありま
すし、こういう皆さん方が投票をしないと、
やはり投票率もおのずと下がっていくとい
うことになるかと思っておりますので、ぜ
ひこの移動期日前投票所は積極的に県の方
からも各市や町に導入を進めていただきま
すように、引き続きの努力をお願い申し上
げたいと思います。

いずれにいたしましても、これからある意
味、この大きな選挙の投票率というのは民
主主義の根幹に関わることだと、改めて申
すまでもございませんけれども、そういう意
味では候補者自身も、候補者側の方も努
力をして有権者の皆様方に響く、いろい
ろな広報戦略などもっていく必要があろ
うかと思っております。しかし、いずれに
いたしましても、大変重要な問題でありま
すので、引き続き、市町村課におきまし
てもご努力をいただきたいと重ねてお願
いを申し上げまして質問を終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【山本(啓)委員】通告をいたしておりま
したが、県庁舎跡地につきましては、午前
中、十分なご議論がなされたと思いま
すので割愛させていただきます。

移住の取組について少し質疑を交わさせ
ていただきたいと思います。

説明でも述べられたとおり、移住という
のが人口減少対策や地域振興においても
中心となり得る施策として展開がしば
らく続いております。しかしながら、我
々は、人口減少対策の一つの方法とし
てこの移住政策を、事業を展開してい
るところがあるだけけれども、先ほどの
説明であったように、ややもすると、
そうではなくて、今、日本中がいろ
んな観点から、いろんな観点

というのは人生100年時代であったり、
3.11以降の危機管理であったり、さら
には、昨今のコロナウイルスの感染
拡大の状況などを見ながら、ひょ
っとすると人の人生観や暮らし方
というものが大きく変化していると。
人口減少の一つの方法だけではなく、
方策としての角度だけじゃなくて、
国民が求める一つのトレンドにな
っているのではないかと、そうい
ったところの切り口を先ほどの説
明からも読み取れるものがあり
ました。

今後、これらを、もちろん離島や半島
などの過疎地域に対する人口減少
対策のものも捉えながらも、新た
に国民が今望む新たな生活体系
や人生観に基づいたものに切り
替えていく、そんなポイントにな
るのであれば、もう少し明確な
打ち出しが必要なのかなとい
うふうな気もします。いま一歩
踏み込んだ説明を求めたいと思
います。

【浦地域づくり推進課長】今お話があ
りましたとおり、特にコロナの感
染拡大を踏まえまして、様々な
社会経済情勢の大きな変革が
進みつつあるかと思っておりま
して、私どもの施策に関しては、
特に大きいのがリモートワーク
等の拡大によりまして、場所
に捉われずに働くことができる
環境が広がりつつありまして、
そうしたことから、例えば都市
と地方、あるいは地方と地方、
こういった地域間での人材の
流動性というのが飛躍的に高
まってきているものと考えて
おります。特に、生活の場、就
業の場の自由度が比較的高ま
っていると。

こうした中で、「関係人口」とい
う言葉が、国の方も地方創生
の取組の中で取り上げられて
いますし、私どもも新しい総
合計画、あるいはまち・ひと・
しごと総合創生戦略の中でも
取り上げてきているんですけ
れども、こういった関

係人口の創出拡大にも取り組みながら、加えて移住の促進にもつなげていきたいということが一つと、あと関係人口の拡大に当たっては、地域との接点、関わりの場というのがどうしても必要になってきますので、そういった意味からすると、移住とか関係人口だけではなくて、普段からの地域づくりの取組というのが最終的には関係人口につながったり、あるいは移住につながったりという連動性が生まれてくるのではないかと考えております。

私の地域づくり推進課では、地域づくりの部門、あるいは移住の部門、関係人口の部門を統括して取り扱っておりますので、市町の担当課とも、そういった中で連携しながら、新しい人の流れに対応しながら、より多くの方に長崎県に関わっていただいて移住していただけるような、そういうまちづくりを目指していく必要があるものと考えております。

【山本(啓)委員】まさしく、そうなれば離島・半島地域に限らず、本県全体にわたって長崎県の魅力や人や企業というものが関わっていく、そういう機会を増やしていくことが重要であろうかなと思います。

ここ数年で国境離島新法を含め、多くの業を起こす起業が島で展開されていますけれども、従来から行われている企業誘致などにおいては、ややもすると関わりのある方、ゆかりのある方が中心にそれらの島に支店であったり、新たな生産場所としての工場を誘致したり、そういう展開も行われているということを見れば、今の説明というのも少し納得できることかなと思っています。

ただ、そういったことを全国の都道府県が行っていると。その中で選ばれる場所となるにはどうすればいいかということだとは思って

す。

もちろん企業であれば、水であったり、生産するための資源であったり、そこで働く人材であったりというもの、もう少し言えばコストの低いインフラだったり、そういったことを求めて来るんだと思うんです。かつてはそういったものを前面に打ち出しながら、全国的に広告を打つ自治体もたくさんあったと思うんですけれども、最近はあまりそういうのはないですね。

改めてそういった取組をすることと、もう一つは冒頭申し上げた、個人の方が新しい人生観の中で島や半島に移り住もうとする場合の必要な環境、働く場所であったり暮らす環境であったり住居だったり、そういったものを改めて見直す必要があると思うんですけれども、そういった観点についてはいかがですか。

【浦地域づくり推進課長】先ほど、移住、関係人口、地域づくり、まちづくりという視点で答弁させていただきましたが、人、企業等呼び込んでいくためには、今ご指摘があったとおり、呼び込むための魅力づくりというのが欠かせないものだと思っております。

幸いに、これまでの間、移住者等の増加が進む中で、一方で集落対策ということでまちづくり協議会等、地域運営組織の拡大も進んでおります。

今後は、長崎県の魅力を外に発信していく際に、おもてなしというんでしょうか、そういった移住してきた方、あるいは関係人口の関係の方、そしてまちづくりに関わるような方、あるいはゆかりのある企業、事業者、そういった方々の交流の場づくりというのが、一つはそういった魅力づくりのためのきっかけになるかと考えておまして、今後、そういう地域住民との交流も含めて、様々な方の交流の場づくりにも

努めながら、魅力的なまちづくりというものを、外向けに発信できるような魅力的なまちづくりというものを目指していくことが重要だと考えております。

【山本(啓)委員】日頃から、この議論になると、じゃどっちが先なのかと。企業であれ個人であれ、いずれにしても、外から招くために様々な見栄えのよいものを提供したり、アナウンスしたりして、また内側にはそういったものを整えていくことに尽力すべきなのかと。いやいや、そうではなくて、そもそもその島に暮らして、地に足をつけて、腰を据えて産業を継承している、1次産業を今でもしっかりとやられている。そしてまた、若い人たちが帰ってきて、そういった業を担っていく。担い手が育っていく。少ないながらもそういったものが継承されていく姿、どっちを大切にするかと言ったら、どっちも大切にしなければいけないわけです。だから、どっちかに舵を切るわけにはいかないけれども、その辺を地元の方と話す時には、やはり島の外からのものにばかり目を向けるのではなくてと、そういった資金があるならば、今、歯を食いしばって頑張っている我々の産業を下支えしてくれよと、そういう声がどんどん出てくるんですね。

こういったことを行政が、市町も一緒ですけども、行政が右に左にと振られるようであれば、今までのことと同じように、しっかりとした環境、インフラは備わったけれども、しっかりとした働くためのメニューはあるけれども、しかし、人はなかなか増えませんかというところに陥ってしまう可能性があると思うんですよ。

だから、ぜひともそこは、県であっても市町であっても、行政はその真ん中にいながら、やはりそういったことをうまく展開する人材を地

元に育てる方法が必要なんではないかなと、そういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】私も同様に考えています。地域づくりが、移住、関係人口の拡大にも連動していくという話を先ほど申し上げましたが、地域づくりはまさに人づくりの世界ですので、今後、外から入ってくる移住者、関係人口だけではなくて、まちづくりを進めながら、地域住民の方が積極的に、あるいは主体的に、そういった方々からも意識をもらいつつ、様々なまちづくりに取り組むような、そういう環境づくりが必要だと思っております。

現在、集落対策の一部で、人材育成のための研修会を行っておりますけれども、今後、そういう人材育成的な取組を各地域毎にステークホルダーあたりを巻き込みながら展開するような、そういうことができないかということも考えていきたいとは思っています。

いずれにしろ、今後、移住、定住、関係人口、あるいはまちづくりを支えるためには、地域全体でそういった動きを支えることが大事だと考えておりますので、決して外部人材だけを優遇するというわけではなくて、地域住民の方もうまく巻き込みながら関係施策、取組を進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】私も議員にお送りいただいて10年たつんですけれども、ひょっとするとこの10年は、県行政に対して、離島で言えばもっと振興局に人を置いてほしいとか、もっと島民の近くに行政の考え方やメニューというものを届けてほしいと、もっと県民に近づいてほしいというような言い方を恐らくしてきたと思います。それを全て否定するつもりはないんですけども、あまりにもそういったものが近くにありす

ぎて、予算というのは非常に人々のガイドをするような形があるものですから、予算や事業の中だけに可能性を見出そうとしているような展開があったような気がします。

もう少し距離を置いて、地元のそういった方々がしっかりとご自身でお考えになられて、自分たちで動き出すと、そこに行政の支援があるというところを、いま一度、少し今やっていることはスピード感と量というものが必要であるけれども、それはしながらも、長期的に見たゆっくりとした流れの中で、ゆっくりとしたつながりの中で、その地域を盛り上げていく、そういう仕掛けをやっていく必要があると思うんです。そこは今一致したと思うんです。

じゃ、具体的に何をするかという話ですけども、市町では、今、まちづくり協議会という形で、小さいところは小学校区毎にそういった取組をしています。SNSを見れば、今話している、お互いやり取りしているようなことが現場で展開されています。

そういう時に、市町があって、公益調整の立場を担う県がどういう役割を果たしていくのか。コンサル業の人たちを中に落とし込むとか、そんなのじゃなくて、もっと全体的な調和の中で県の役割というのを見出していく必要があると思うんですけども、考え方だけではなくて、具体的にどういったことを今後行っていこうとされるのか、ご答弁を求めたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】予算の関係もありますので、どこまで具体的に申し上げられるのかというのは難しい課題ではありますけれども、私どもの方で様々な制度がございます。例えば移住コンシェルジュ制度、あるいはながさき移住倶楽部とか、あるいは国の方で用意している地域おこし協力隊などの仕組みもあります。あ

るいは、今お話があったまちづくり協議会等の地域運営組織の方々もいらっしゃいます。

そういった方々の交流の場といいますか、人材育成の面での交流の機会、そういったものをそれぞれの、県の役割として公益的な観点で地域毎に取組を進めることができないかということをし少し検討してまいりたいというふうには考えております。

【山本(啓)委員】時間がきましたので最後にしますけれども、もう一つは離島振興だったので、ほぼ同じ内容でありますけれども、ぜひ政策監にお答えいただきたいと思うんですけども、今のやり取りの中で、やはり全体的に日本全体が地方回帰の流れの中で、個人もそうですけれども、ビジネスの世界でもそういったリモートなどを活用しながら地方に広がっている状況が今あります。

他方で、我々は、長年にわたって人口減少対策の方策として移住とか、企業誘致というものを進めてきました。

しかし、急いで行うこととは別に、もっと地元からの風景を見ながらやっていく、その時にはやはり市町の人材ももちろんですし、地元の人材も必要です。ともに育成していかなければいけないし、県の担当者ももちろん学んでいかなければいけないと思う。それを具体的に施策に落とし込むというのは、具体的なものというのが一つあるわけではないと思うんですよ。だから、そういったところを少し全庁的に学んでいくような、地域学じゃないですけども、もう少しアカデミックなところに引き上げないと、ほわっとした曖昧な言葉だけでやっていくわけにはいけないと思うんですよね。そういったところを最後にまとめてご答弁いただけないでしょうか。

【村山地域振興部政策監】今、委員からご指摘のありました島の振興に向けて、どういった役割を県が担えるかということにつきましては、先ほど課長が答弁したように、今やっていることについては一定限られる県の施策だと思います。外部の人材を連れてきて専門的なお話を聞いていただいたり、あるいは地元の方の意識を自分事するために先行事例をしっかりと見ていただく、あるいは実感していただくような取組が県の役割としてある。それは、県が広く市町を見れる立場にあることから、広域的な立場でそういった役割を担えるというふうに思っています。

ただ、今、委員ご指摘の地域の方々にもっと頑張ってもらいたくための後押し部分については、なかなか特効薬的なものが今あるとは思っておりません。集落維持活性化対策に向けて、県がどのような役割を担うかという部分につきましても、全庁的に議論してまいりますので、その中でしっかり、次の時代に担えるような県の役割を検討してまいりたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】新幹線に関連して佐世保線の複線化について議論させてもらいたいと思うんだけど、肥前山口～武雄温泉間の複線化はなぜ全線複線化ではなくて、部分複線化で終わってしまったのかね。私はどうしても納得できない。どう考えても、この新幹線スキームでやる方がJRにとっても負担が、一律でやるわけだからそんなに直接の負担は出てこない。後々やるとすると大変なことになる、後々やるとするとね。これはなぜそうってしまったのか、ちょっと聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】佐世保線の肥前山口～武雄温泉間がなぜ全線複線化にならなかったの

かということのご質問です。このことに関しては、一般質問の田中委員のご質問に対して部長からもお答えさせていただいている内容でございます。内容が重複するような形になるのですが、もともと九州新幹線西九州ルートということで、平成24年の認可時点ではフリーゲージトレインの導入を前提に新幹線ネットワークに支障を及ぼさないように在来線区間のうち武雄温泉～肥前山口間の複線化というものは計画をされておりました。

その後、フリーゲージトレインの導入断念ということになりまして、対面乗り換えということでリレー特急が走ることで新幹線区間への乗り入れがないということになりましたので、平成31年の変更認可において、大町～高橋間が複線化されたということでございます。

この際、国の方としまして、この区間についての複線化、この部分複線化によりまして、対面乗り換えによる特急列車の本数増加に対応は可能ということを示されておりましたので、県といたしましても、開業後の運行に必要な線路容量が確保されているということで確認できておりますので、部分複線化というふうな経緯になっているところでございます。

【田中委員】ダイヤに支障ないという話がすぐ出てくるんだけど、支障ないダイヤを組むだけでね。単線より複線の方が安心・安全でしょう、列車の場合は特に。単線だと、こういうとはあり得んかもわからんけど、正面衝突の可能性はあるけれども、複線だと正面衝突の可能性がないわけだからね。だから、なぜJR九州が必要ないと言ったのか。JR九州が新幹線の負担するのは、先取りした利益は負担するけれども、部分的にこれで負担するというわけじゃないから、これをやってもやらんでも負担は変

わらないと私は理解しているね。だから、将来を考えて、JR九州がなんでここを、いやいや全面複線化でいきましょうという話にならなかったのかね。また、県もそうですかで済ませたのか。私は、この問題は本当に納得できない。

もう工事は終わってしまったんですか、この6.9キロの複線化の工事は。

【峰松新幹線対策課長】この工事につきましては、我々の所管というよりも土木部の所管になるので、工事の逐一の進捗につきましては我々の方も把握はしておりませんが、まだ工事といったしましては継続されているものというふうに我々も考えております。

【田中委員】どのくらい費用がかかって、無駄遣いというような形で決着がついたのかね。

13キロ600ぐらいかな、全線をやると。それが高橋～大町間で6.9キロだけ済ませたと。あとはやらないと。肥前山口～大町間、高橋～武雄温泉間はそのままと。

大変でしょう、一緒になったり、また離れたりしてやるのはね、ダイヤを組むのが。複線だったら別に両方やるわけだから、何の問題もないだろうしね。

たかだかとは言えんかもわからん、費用がね。だけでも、もう二度とこういうチャンスは訪れないわけだから、新幹線スキームでやると、今は県の負担は1割で済むわけだ。将来、長崎県は負担しない。新しくやるとすれば、これは佐賀県とJRが負担してやるわけで、長崎は関係ない。佐賀県も怒っていると私は聞いているのよ。なんで部分複線化で終わってしまったのか。長崎県がなんで救いの手を差し伸べなかったのかね、一緒にやりましょうと。

どうもそこら辺が、私はもうこの話を聞いてから2年ぐらいたつけれども、どうしても納得

できない。納得できる回答をお願いしたい。どうですか。

【峰松新幹線対策課長】回答につきましては、繰り返しの面があるんですけども、やはり我々といったしましては、国の方から一定の線路容量が確保されているということを確認できているということや、工事の変更認可の際にも、鉄道・運輸機構の方がJRに意見を求めて、この部分複線化で大丈夫だということでの判断をなされているというところもございます。

委員がご指摘のような新幹線スキームで整備をした方がいいのではないかとということのお話なんですけど、一定その新幹線スキームで整備をいたしますと、地方負担も軽減されて有利な面がございますが、やはり新幹線スキームということで、新幹線を運行するために必要となる施設等を整備するための工事が前提となっておりますので、実際先ほど申しましたように国とかJR等々が、この区間は十分線路容量が確保できているというようなご判断の中で、それ以上の新幹線スキームでの要望というところはなかなか難しいものではないかと考えております。

【田中委員】課長の立場はわかるけれども、あなたは結論を出せるわけじゃないのですね。

ただ、私は最近に乗ったことないけれども、前、佐世保線、どうしたって対向車線との関係で時間待ちというのがあったんですよ、時間待ちというのがね。今はもう解消しているのかな。時間待ちは一切ないという感じなのかな。

時間待ちがあるからこそ、新幹線で短絡ルートになった時に、仕方ないなど。せめて、しかし、あそこは佐世保線に加えて長崎本線の分が入ってくるわけだから、過密になるわけだから、複線化なんか当たり前の話じゃないかと。単線

が複線になるのは当たり前じゃないかと。佐世保線だけだったのが、長崎本線の分が入ってくるわけだからね。

ましてや、将来、IRをどうのと、これは将来の話かもわからんけれども、そこまで考えれば、これはもう本当必然的に、あと6キロぐらいかな、半分しかしてないからね。やっていた方が禍根を残さないと思うんだけどね。後々になって、いろいろと、なんでこういうことで決着したのかと、私は言われるのは必然と思う。どうしても私は納得できない、このことについてはね。

幾ら言っても課長の判断で「はい、やります」とか言えるわけじゃないわけだから、とどめますけれども、納得できないことは納得できない、このことはね。当時、短絡ルートに我々がオーケーした時のいきさつからしても、このくらいのことは県北のためにやってくれるだろうと期待したことが何も、半分は残ったけれども、半分は部分複線化やってくれているわけだから。もう残念でならない。

終わりますが、もう一つ資料をもらってびっくりしたのは、11.7キロの高速化というのが入っているのね、高速化事業というのが。肥前山口と高橋間がね。これはどのくらいの費用で何分ぐらいの効果が生まれるのかな、この高速化というのは。これは私も知らなかった。よろしく。

【峰松新幹線対策課長】肥前山口～武雄温泉間の部分複線化及び高速化の件で、高速化についてどうなのかということでのご質問です。

高速化につきましては、今、佐世保線の有田～佐世保間と同じような形で枕木の方をPC枕木に変更したり、レールを長尺レールとか、ロングレール化して、あと路盤を強化いたしまし

て、高速走行に耐え得るような形で整備をされているところでございます。

また、その効果といたしましていかなものかということでございます。効果につきましては、約3分程度時間を短縮できるんじゃないかということで、高速化の効果として考えられているところでございます。

【田中委員】そうすると、成果のほどはあったということかね、この11.7キロの高速化と。

これは費用がどのくらいかかったのか知らないけれども、これは新幹線スキームでやったんだね、高速化費用はね。これは我々は想定してなかったし、そういう要望を出したこともなかったんだけどね。複線化というのはずっと頭にあったけれども。

有田から手前の高速化、これは佐世保線対策で県が単独でやっているわけだから、これとはまた別にね。新幹線スキームでやったんですよという成果があれば、我々もやっぱり地元に対しては、せめてこれだけはやったんですよと言えるわけです。これは事業費をどのくらいかけているんですか、高速化事業というのは。今、3分ぐらいの時間短縮になったという話を聞かせてもらったけれどもね。

【峰松新幹線対策課長】工事費につきましては、我々の方の所管ではないので、詳細につきましてはご説明ができないんですけれども、当時、平成31年4月時点で5,009億円の新幹線の総事業費が6,197億円に増高しましたが、高速化及び部分複線化についても一部含まれている額になっているということでお聞きしております。そのうちの詳しい数字までは我々は把握いたしておりません。

【田中委員】そうすると、我々の立場としては、3分の高速化はできたんだよと、新幹線スキー

ムでね。複線化は半分だったけれども、しかし、高速化ということで3分短縮した感じでやってもらったんだよという話はできるわけだよね。もうそれで諦めざるを得ないね。一件落着だろうからね。今から蒸し返しても、どうしようもないことはどうしようもない。

終わります。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時29分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【宮本副委員長】 委員長のお許しをいただきましたので、私も質問させていただきます。端的に質問いたします。

「長崎！ 県市町スクラムミーティング」について質問いたします。

今日の部長説明資料の2ページにもあります。そして、7月20日ですけれども、地域づくり推進課長名で資料をいただいております。それを含めて質問させていただきます。

この資料については、非常に読み応えのある資料で、毎回読ませていただいております。この中からピックアップをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

部長の説明資料につきましては、3ページになりますけれども、「地方回帰の機運を捉えた新しいひとの流れの創出」についてということで質問いたします。

これは、県提案分の意見交換テーマということで、県が提出して、各市町に投げかけたということで伺っております。

この中で現状とか問題点4つ、そして協議を行いたい事柄、事項について3項目にわたって様々な意見交換をされているようです。

この中ではUターン対策が重要であるということだとか、リモートワークについていろいろな提案、そしてまた課題が出ております。転職なき移住だとか、2地域居住など新しい動きが出てきているので、これに対して長崎県としても各市町を挙げて取り組んでいきたいと思います。しかしながら、いろいろな課題、問題があるので、市町で解決していきましようというような意見交換がっております。

その説明資料の中でリモートワーク環境の整備効果などの具体的事例の紹介を通してとあるんですが、この具体的事例の紹介、これについて確認させてください。

【浦地域づくり推進課長】 スクラムミーティングに関するリモートワーク等の意見交換の内容についてのお尋ねですが、会議の中では、リモートワーク等の新しい人の流れを呼び込むためには各地域での受け入れ対策が重要だということで、今お話があったような意見交換をさせていただいております。

その中で、事例としましては、壱岐市の方から、壱岐市ではテレワークセンターを開設して、島外の企業の利用を促進した結果、成果としまして、センターの利用を通じて島内の古民家を改修して事務所の開設に至った複数の実績があると。さらに、センターを利用する企業が、その後も後を絶たない状況ということで事例報告をいただきました。

また、併せて、こうしたテレワークセンターの活用なども含めまして、関係人口を増やすことによりまして、定住人口の増加につなげていくことが大事という考え方もご紹介がありました。

これに対して、スクラムミーティングのご出席者の中で意見交換が幾つかありまして、その

中で長与町からは温浴施設をテレワークの拠点にしようとする取組事例の紹介なども併せていただいたという、そういう概要でございます。

【宮本副委員長】各市町でそういった取組があるというのは、非常に喜ばしいことであると思えます。

しかしながら、企画部になるかと思えます、次世代情報化推進室だったですかね。前の委員会でもいろいろ議論させていただいたんですけども、光ファイバーやテレワークとか、リモートの環境整備について、長崎県は離島が多いので大丈夫なんですかという質問をさせていただきました。しかしながら、先ほど、課長からは具体的事例として壱岐市、離島である壱岐市が最先端をいっているということは非常に喜ばしいんですが、ここの意見交換の中でもリモートワークを推進していくとあるんですけど、そもそもこういうものを長崎県がうたって大丈夫なのかという疑問があります。環境整備、しっかりとした光ファイバーの整備等をきちんとやってなければ、こういったものをうたって、移住だとかUターン対策に資することはできるのだろうかという疑問がちょっとあります。そのリモートワークにおける環境整備について、現状を再度確認させていただいて、長崎県はこういった状況なので大丈夫ですよというものがあれば教えていただきたいと思えます。

【浦地域づくり推進課長】リモートワークの受け入れの環境についてでございますけれども、民間事業者等と話をする中で、このリモートワーク推進に当たっては、ポイントとしまして、例えば地域資源等を活用した魅力的なりモートワーク施設でありますとか、あるいは地域の特色を活かした滞在プログラム等、こういったものがポイントとして挙げられるという話なんで

すが、とりわけ、今ご指摘のあった快適な通信環境、ワークスペースというのは大事だとお伺いしております。

こうしたことから、所管の次世代情報化推進室とも適宜情報交換をさせていただいております。総務省の調査における光ファイバーの利用世帯可能率というのがございまして、少し古いんですが、令和2年3月末現在の可能率については、県全体で92.8%となっております、全国平均を下回っている状況でございます。また、市町別に見ますと、21市町のうち、100%到達しているのが11市町のみでございます。

ただ、一方で、その他の10市町についても、総務省の令和2年度の補正予算を活用しまして整備が現在進められておりまして、今年度末までには一部の離島、あるいは二次離島を除いて整備が完了する見込みと聞いております。

これまでは、県内の未整備地域の多くは、どうしても民間通信事業者で不採算が見込まれる離島、過疎、半島地域が多くなっておりまして、リモートワークを所管する私どもとしては、こういった地域こそ自然環境を活かすことで魅力的なりモートワーク環境を整え得る可能性があると考えておりまして、今後の情報通信環境の基盤整備によりまして、より一層の県内でのリモートワーク拡大を期待しているところでございます。

【宮本副委員長】おっしゃったとおり、長崎というのは非常に風光明媚で快適な暮らしもでき、そしてまた海に近かったり、自然も多いところなので、ぜひとも、環境整備は急いでいただきたいと思えます。

ちょうど今日の新聞にもNTTがリモートを基本とするということで打ち出しがっております。要は、転勤だとか、そういったものを廃

止しますよということになっています。大手企業もそういう動きを大々的に表明しています。転勤や単身赴任は廃止する方向で検討しており、地方都市への組織分散は2022年度から進めるということで、農業とか漁業など1次産業に関連する事業の展開を加速させる方針だということですので、これは狙い目だなというふうにちょっと思ったところです。よって、こういったところに働きかけを、県としても加速度を上げてしていただきたいと思っています。

併せて、サテライトオフィスも60から260以上へ増やすということで、社員が働きやすい場所を選んで、リモートワークを中心とする、基本とするということも大手が打ち出しています。今に始まったことじゃないかもしれませんが、そういった動きもあっていますので、環境整備をいち早くして、長崎はこういうふうに自然もあり環境整備も整っているところですよと、ぜひとも来ていただいて仕事をしてくださいというようなものも、他部局と連携をしながら推進していただきたいということを要望させていただきます。

もう一点、同じスクラムミーティングの中から、先ほど石本委員からもありましたけれども、脱炭素社会の実現及びSDGs推進における火力発電所のあり方についてということで、同じくスクラムミーティングの中での議論がございました。

いろいろ確認をさせていただきました。詳細は石本委員の質問に対する答弁でもありましたので、1点だけ私の方からは確認と申しますが、脱炭素社会に向けて、カーボンニュートラル宣言というんですか、脱炭素社会実現に向けた宣言みたいなものが今どんどん出ているかと思えます。実は、これは長崎県もやるべきですよと

いうことを地域づくり推進課長に申したら、いやいや長崎もしているんですよということでありまして、私自身が知らずにおりましたので、それを踏まえて長崎県としても、県は発信してはいるものの、なかなか知れ渡ってないという状況があります。これはもうちょっと大々的に公表していただきたいということと、併せて、こういったスクラムミーティングの中でもこういう議論がなされたのであれば、各市町においてもゼロカーボンシティを目指しましょうという訴えもあっていいんじゃないかと思えます。この取組、こういった訴えと併せて、今現在、長崎の21市町の中でどれくらいがゼロカーボンシティ、脱炭素社会に向けた取組を宣言しているのか、併せて確認させてください。

【浦地域づくり推進課長】脱炭素社会実現に向けての表明の件でございますけれども、環境省の方で2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体というものを公表しております。今年8月末現在で40の都道府県も含めて、全国で444の自治体が表明しておりまして、長崎県についてもその一つということになっております。

まず、お尋ねのあった県内の市町の状況についてですけれども、8月末現在、県内市町において環境省の表明自治体に含まれているのは、平戸市、五島市、西海市、長崎市、長与町、時津町ということで6市町になっております。

今お話があったとおり、こういう表明と申しますが、宣言というものの重要性と申しますが、そういったものについては、この委員会での議論は所管であります県民生活環境部の方とも共有させていただきたいと思えますし、また、私どもが所管しているスクラムミーティングというのは、県の方針も踏まえながら、市町と併せて同じ方向を向きながら、県全体で効果的、効

率的な施策の推進を図るうえでの貴重な場面です。そういったところの活用も含めて、所管の県民生活環境部ともお話をさせていただきたいと思っております。

【宮本副委員長】ぜひとも、スクラムミーティングの際に、こういった取組も促していただきたいと思っています。こういった取組をすることによって、さらに新しい火力発電所の整備であったり、そういったところも後ろ向きではなくて、前向きに進んでくるというふうに考えておりますので、どうか推進していただければと思います。

併せて、先ほど申しましたNTTについても、ちょうど時を同じくして脱炭素の取組をやるということで、2040年度にグループ全体で排出を実質ゼロにして、紙媒体をなくすという方向も打ち出しがっておりますので、我が県はいち早く、どこの県よりも率先して、脱炭素社会については各市町と連携しながらやっているんですよというのを表明する一助にもなるのかなと思っていますので、そういったものもこのスクラムミーティングを通して、さらに加速していただければと思っております。

部長、総称して、今このスクラムミーティング、非常に大事な会議であると思っていますし、私もこれは非常に興味深く毎回読ませていただいております。今、様々、リモートワークの推進であったり、脱炭素社会に向けた取組、長崎県としても主導していると。各市町とも共有しながらやっているということもありながら、いろんな課題もあるのが現状です。

今後について、これだけではないんでしょうけれども、私はこの2つだけ取り上げさせていただいたんですけれども、今後に向けた方針とか、ご決意があればお聞かせいただければと思

います。

【早稲田地域振興部長】県市町のスクラムミーティングにつきましては、本年7月に開催したところでありますけれども、意見交換項目としまして、副委員長ご指摘がありましたような議題を含めまして、Society5.0の実現に向けたデータ連携基盤の構築でありますとか、地方回帰の機運を捉えた新しい人の流れの創出など、そのほかにも報告事項として、特定複合観光施設（IR）区域の整備推進でありますとか、長崎空港24時間化の推進などについて報告させていただき、また、意見交換をさせていただいたところであります。

今後におきましても、この県市町スクラムミーティングの機会というのは非常に重要な機会であると思っております。意見交換の中でも、これからの本県の発展を捉える時に、Society5.0の推進でありますとか、IR区域整備の推進、それから西九州新幹線の開業といった大きな流れというものがありますので、このような本県の発展に資する大きなプロジェクトについて、様々な分野で情報を共有し、また、意見交換をしながら、県全体が発展するような、施策の推進につながるような取組というのをこのスクラムミーティングを通して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【大場委員長】それでは、以上で議案外所管事務一般に対する質問を終わります。

最後に、意見書審査を行います。

先日、9月2日の離島・半島地域振興特別委員会において、「新たな離島振興法に関する意見書（案）」の本定例会への提出が決定されております。

この意見書は、離島振興法の期限切れをもつ

て、これまで更新をしてきた経緯があります。平成3年以来、平成12年、平成23年と10年毎に離島振興法の改正・延長についての意見書案提出を総務委員会並びに離島・半島地域振興特別委員会で共同提案し、9月定例会において決法のうえ国に提出をしているところであります。

よって、今回も同様に両委員会の共同により意見書提出の提案を行うことといたします。

事務局より文案の配付をお願いいたします。

それでは、下条委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【下条委員】意見書における経緯については、先ほど委員長からご説明いただいたとおりです。

現行の離島振興法が令和5年3月末で期限を迎えるということから、新たな離島振興法についての提言を今後もしっかりと取り組んでいかなければならないと思いますので、本委員会として国の関係機関に提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、意見書案について読み上げさせていただきます。

新たな離島振興法に関する意見書（案）

現行の離島振興法は、令和4年度末をもって期限切れとなる。

昭和28年に、「本土より隔絶せる離島の特殊性よりくる後進性の除去」を目的に制定された離島振興法は、6次にわたる延長・改正とともに施策の充実が図られ、この間、公共投資による社会資本の整備をはじめ、ソフト事業に充当できる交付金の創設など、離島の振興に大きな役割を果たしてきた。

また、平成29年度には、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持を目的とする「有人国境離島法」が施行され、これまでの離島振興法に基づく施策に加え、新たな関連施策の積極的

な推進により、一部の市町においては人口の社会増が実現するなど明るい兆しも見え始めているものの、人口減少や地域の衰退といった構造的な課題の解決には至っていない。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域の保全や「癒しの空間」の提供、食料の安定的な供給など国家的・国民的に重要な役割を果たしており、離島の衰退が進むとその役割を果たせなくなる恐れがある。

このため、本県においては、離島の新たな振興を図るため、総合計画の中に政策横断プロジェクト「ながさき しまの創生プロジェクト」を定め、市町と一体となって、各種施策を積極的に展開することとしている。

しかしながら、本県及び地元の努力だけではその実現に限界があり、国においても、引き続き総合的な離島振興対策を充実・強化するとともに、離島の特性を活かした「新たな日常」の実現と離島がその受け皿となるための情報通信基盤の整備、地域づくりの担い手不足解消に向けた関係人口の創出、地域の課題解決と持続可能な地域社会実現のためのスマートアイランドの推進、離島の豊富な資源を利用した再生可能エネルギーの活用、生活環境整備や航路・航空路の維持・確保、物資の流通等に要する費用の低廉化といった条件不利性を克服する取組など、次の時代に合った施策を講じていただく必要がある。

よって、国におかれては、このような離島の厳しい現状や離島が担っている役割をご賢察いただき、単なる現行法の改正・延長にとどまらず、新たな視点に立った離島振興法の制定を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は新たな方々になると思いますので、名称は割愛いたします。

以上です。取扱いについては、委員長に一任したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】 それでは、下条委員から説明がありました「新たな離島振興法に関する意見書（案）」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時50分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

本提案のとおり、「新たな離島振興法に関する意見書（案）」を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「新たな離島振興法に関する意見書（案）」については、提出することと決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、そのようにいたします。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 2時51分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の委員会は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時52分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年 9月30日

自 午前10時 0分
至 午後 3時25分
於 委員会室 1

秘書課長	石田 智久 君
広報課長	椿谷 博文 君
人事課長	今富 洋祐 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	浦田 浩次 君
財政課長	小林 純 君
財政課企画監	松尾 由美 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	犬塚 尚志 君
税務課長	原 清二 君
税務課企画監	山口 俊也 君
債権管理室長(参事監)	田尾 康浩 君
情報システム課長	吉村 邦裕 君
情報システム課企画監	井手 潤也 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
"	浅田ますみ 君
"	山本 啓介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	宮島 大典 君
"	石本 政弘 君
"	饗庭 敦子 君
"	下条 博文 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	多田 浩之 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長(参事監)	宮崎 良一 君

総務部長	大田 圭 君
総務部次長	伊達 良弘 君
総務文書課長	鳥谷 寿彦 君
県民センター長	和田木詳広 君

【大場委員長】 おはようございます。

それでは、委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

総務部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明を申し上げます。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料及び追加1をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、報告第22号知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第23号知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

歳入予算につきましては、地方交付税155万8,000円の増、県債13億4,760万円の増となっております。

次に、予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）をお開き願います。

第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年8月11日からの大雨による被害等への対応を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に実施するため必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、県債2,500万円の増となっております。

総務分科会関係議案説明資料の1ページにお戻り願います。

次に、報告議案についてご説明申し上げます。

まず、報告第22号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてであります。これは、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する必

要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づきまして、令和3年8月20日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入予算は、繰入金3億2,354万8,000円の増となっております。

次に、報告第23号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてであります。これは、まん延防止等重点措置の適用を受けまして、飲食店や大規模集客施設等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づきまして、令和3年8月26日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入予算といたしまして、繰入金5億910万円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分、第124号議案のうち関係部分、報告第22号議案のうち関係部分及び報告第23号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

危機管理監及び総務部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、危機管理監より所管事項の説明をお願いいたします。

【多田危機管理監】 危機管理監関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、8月11日からの大雨に対する対応について、防災ヘリコプターによる離島からのコロナ患者搬送体制の拡充についてでございます。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

まず8月11日からの大雨に対する対応でございますが、九州北部地方に停滞した前線に向かって温かく湿った空気が流れ込み、11日からの総降水量が平年の2倍から4倍以上となるなど記録的な豪雨となりました。この大雨により、県内では5名の方がお亡くなりになり、住家被害、がけ崩れ、道路損壊などの被害も多数発生しております。

県では、11日から警戒態勢をとっております

たが、14日に大雨特別警報が発表されたことを受け、直ちに災害対策本部に格上げし、全庁一丸となって、被害状況の把握や復旧活動に取り組みました。

8月13日に雲仙市小浜町で発生した土砂崩れにつきましては、同日、自衛隊に対し災害派遣要請を行い、警察、消防、地元消防団等とともに安否不明者の捜索、救助活動を実施いただきました。

また、8月21日には、棚橋防災担当大臣による雲仙市の土砂崩れ現場の視察が行われ、被害状況の説明を行うとともに、災害復旧事業の早期実施や雲仙地域の再生支援などの要望を行ったところでございます。

引き続き、各防災機関と緊密な連携を図りながら、災害時に的確な初動対応を実施できるよう努めてまいります。

次に、防災ヘリコプターによる離島からのコロナ患者搬送体制の確立についてでございますが、コロナ感染症患者の離島から本土医療機関への搬送については、これまで、海上自衛隊や海上保安庁へ要請を行い、実施してまいりました。

県防災ヘリコプターでの搬送に向けて、医師の助言をいただきながら、感染防止対策を検討するとともに、運航委託先との協議、保健所や消防等との連携体制の構築、実際の機体を用いた検証や訓練等を重ねまして、令和3年8月1日より、防災ヘリコプターでのコロナ感染症患者の搬送体制を整えました。

引き続き、防災ヘリコプターによる有事即応体制の維持、強化を図り、救助活動、救急活動、空中消火活動などの任務を的確に実施できるよう努めてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、総務部長より所管事項の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明申し上げます。

総務部の総務委員会関係資料及び追加1をお開き願います。

はじめに、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄について。

1件50万円以下である長崎県看護職員修学資金貸与金1件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項としまして、専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案について、県南振興局庁舎整備基本計画（素案）について、中期財政見通しについて、東京オリンピック・パラリンピックにおける本県ゆかりの選手の表彰、綱紀の保持であります。

まず、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案についてですが、平成20年3月に策定いたしました長崎県地方機関再編の基本方針に基づく県南地区の振興局の見直しにつきましては、令和元年12月に、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局の見直しの方向性としてお示しをしたところであります。

その後、県議会や関係市町のご意見も踏まえて、このたび、限られる経営資源でも行政

ニーズの多様化や災害等に確実に対応できるよう、高い専門性と柔軟な機動性を備えた体制整備を図ることとし、緊急性が高い災害対応や窓口業務等については、必要機能を引き続き各地区に配置したうえで、3つの振興局を県南振興局として1つに集約し、その庁舎を諫早駅北側の諫早市の先行取得用地に建設する実施計画案を策定したところであります。

総務部関係の組織につきましては、税務部門におきまして、原則として県南振興局本所に集約して、長崎地区、県央地区、島原地区の全域を所管することとし、併せて納税者の皆様の利便性を確保するため、島原地区に配置している窓口対応のための出張所を継続配置するとともに、長崎地区には同様の出張所を新たに配置することといたします。

その他の部局の関係につきましては、農林部問及び建設部門では、農業普及機能や土木維持管理事務所などの必要機能をそれぞれの地区に配置したうえで、原則として振興局本所に集約することといたします。

また、管理部門及び地域づくり部門は原則として振興局本所に集約するほか、保健部門、水産部門については、それぞれの地区で現在の機能を継続配置することといたします。

今後は、この実施計画案に沿って庁舎整備の基本計画案を策定のうえ、庁舎の設計・建設に着手をいたしまして、令和8年度ごろの再編実施を目指してまいります。

なお、この件に関しましては、後ほど新行政推進室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、県南振興局庁舎整備基本計画（素案）についてですが、ただいまご説明いたしました長崎県地方機関再編の基本方針に基づく

振興局の見直し実施計画案を踏まえ、新たに建設する庁舎に関する基本的な考えを取りまとめるため、県南振興局庁舎整備基本計画（素案）を策定いたしました。

本計画では、今後予定しております設計や施工が円滑に進むよう、新たな庁舎に備えるべき設備・機能をはじめ、事業手法の方針などを定めたいと考えており、引き続き県議会のご意見を伺いながら、本年中の計画策定を目指してまいりたいというふうに考えております。

なお、この件に関しまして、後ほど管財課企画監から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、総務委員会関係議案説明資料（追加1）をお開きいただきたいと思います。

中期財政見通しについてであります。今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和4年度から令和8年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月10日に公表をいたしました。

この中期財政見通しは、令和3年度当初予算を基礎といたしまして、今後見込まれる県税や地方交付税等に係る税制改正や地方財政対策などについて、一定の仮定に基づきまして試算を行ったものであります。

今回策定いたしました中期財政見通しでは、新型コロナウイルス感染症による本県財政への影響は不透明なものの、国の地方財政措置や継続的な収支改善対策、公債費の減少等によりまして、現時点においては、令和3年度から令和6年度は財源不足額が生じない見込みとなっております。

しかしながら、令和7年度以降につきましては、公債費の増加に伴いまして再び財源不足となることを見込まれることから、今後において

は、新型コロナウイルス感染症による影響等を十分に注視しながら、引き続き歳入・歳出両面から収支改善対策に力を注ぐとともに、将来の公債費負担の抑制に向けた一層の事業の重点化、効率化と経費の削減を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、国に対しましては、今後の社会保障関係費の増加や地方創生、人口減少等の課題に適切に対応するため、地方税財源の充実・強化を強く要請してまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の2ページにお戻りを願います。

次に、東京オリンピック・パラリンピックにおける本県ゆかりの選手の表彰であります。オリンピックでは、柔道競技の永瀬貴規選手が男子81kg級で金メダル、混合団体で銀メダル、ソフトボール競技女子の藤田 倭選手が金メダルを獲得されました。

また、サッカー競技男子の吉田麻也選手が4位、陸上競技の廣中璃梨佳選手が女子1万mで7位に入賞するなど見事な成績を残されました。

また、パラリンピックでは、車いすバスケットボール競技男子の川原 凜選手と鳥海連志選手が銀メダルを獲得、卓球競技の浅野 俊選手が知的障害男子シングルスでベスト8に入るなど、輝かしい成績を収められました。

こうした選手たちの活躍は、スポーツを愛する子どもたちをはじめ、県民に大きな夢と感動を与えるものであり、県では、そのご功績をたたえ、表彰することとし、2大会連続のメダル獲得となった永瀬貴規選手には「県民栄誉賞」を、藤田 倭選手、川原 凜選手及び鳥海連志選手には「県民表彰特別栄光賞」を、その他のオリンピック・パラリンピックに出場された選手には、「県民表彰特別賞」をそれぞれお贈りす

ることといたしております。

次に、綱紀の保持であります。先般、県央振興局で勤務していた平成29年度から令和元年度にかけて、自らが監督員を務める公共工事の請負業者1社から飲食の供応接待等を受けた職員に対して、令和3年8月6日付で減給10分の1・3月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。審査対象の陳情番号は、41、42、45、49、52、60、61番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 陳情番号60番であります。議案外の質問でも通告を上げさせていただいているんですけれども、離島における救急搬送体制の維持についてということで要望が上がっています。

こちらの西海市のそれぞれのしまは、非常に本土から離れていることは変わらないんですけれども、今回の要望の趣旨は、自衛隊との連携

の中において、少し変更がっているような書きぶりになっています。

この対応について、まず県側の答弁を賜りたいと思います。

【近藤危機管理課長】 離島からの救急搬送体制の維持につきまして、西海市、このほか各離島の市からもご要望をいただいているところでございます。

今回、海上自衛隊第22航空群のUH救難機が除籍されるということで、海上自衛隊そのものの運用が大きく変わること。そして、今までは救難という立場でヘリポートにも降りていただいたところではあります。これからは哨戒業務が主任務ということで、離島の、しかも夜間にヘリポートに降りるような、いわゆる慣熟訓練と申しますか、訓練が十分できないということが海上自衛隊の中で意思決定をされたとのことで、基本的に海上自衛隊はもうヘリポートには降りないという通告を受けたところでございます。

そういったところから、私どもとしては、患者の病状で命に係わることもあり得ますので、何とかそこをお願いできないかと。事前に政府施策要望で、統合運用で対応するという回答をいただいておりますので、航空自衛隊、陸上自衛隊等をお願いを再度申し入れしたところ、そこは対応いたしますというような回答を得たところでございます。

しかしながら、場所が少し離れるところでもありますので、時間的にも、患者ファーストで考えた場合は、直接現地に行って、現地のお医者さんも乗せて大村に運ぶこともあり、これまで大村の医師を離島に連れて行って患者さんだけ運ぶという運用の仕方が若干変わる可能性がございますので、そういったところを含めて今、

各市町と協議をしているところでございます。

【山本(啓)委員】 議論は、陳情の内容にとどめますけれども、自衛隊の国家における位置づけは国防という観点が一番中心にあることは間違いないわけでありますから、そのうえで、こういった事態における対応を今後も設けることができるかどうかという議論は一つあるかと思えますけれども、その前に長崎県として、これだけ多くの離島を有していることはこれまでもこれからも変わらないわけですから、そういったことを置いた長崎県が取り組む離島の救急搬送や医療体制というものを、いま一度考えるべきだと思うんです。

危機管理監でありますから、この緊急搬送の部分だけでも、いま一度、この要望に対する考え方、今後の方向性、国への要望はもちろんでしょうけれども、長崎県としてどうするんだというところを問われているんだと思えますけれども、いかがですか。

【近藤危機管理課長】 委員ご指摘のところは、本当に必要だと思っております、いろんな面から協議をしているところでございます。

まず、自助の努力というものをもっとやるべきであろうということで、防災ヘリにつきましては昼間の運航という形でやっているところでありまして、直ちに夜間というのは難しいところではあります、少しでもその時間が延長できないかと、今、委託会社、そして隊員等と協議をしながら、訓練から始めていく対応をとってまいろうと思っております。

そのほか各医療機関、そして市町、消防、必ずそのヘリに頼ることなく、それぞれが自助できるところをお願いしております。空港だと自衛隊に今までどおりお願いできますので、何とか迅速に空港へ運ぶ手段の確保なり体制なり

というものを検討いただいている状況でございます。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておりますことといたします。

次に、議案外所管事務一般について、新行政推進室長及び管財課企画監より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【大瀬良新行政推進室長】 私の方から、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案につきまして、補足してご説明させていただきます。

資料をお手元に2種類お配りさせていただいております。こちらでございますが、よろしいでしょうか。私からは、この薄い方の概要版というものでご説明させていただきたいと思っております。こちらの概要版をご覧ください。

長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局の見直しにつきましては、令和元年12月、見直しの方向性につきまして公表させていただき、その後、県議会や関係市町など各方面のご意見も伺いながら、改めて検討を重ね、このたび実施計画案という形で取りまとめたところでございます。

具体的なその概要についてご説明いたします。

1、背景等でございます。今回の見直しの背景といたしまして、地方分権の進展、それから市町村合併により、基本的に県の役割は縮小し、より専門的、広域的な役割に変化していること。交通網の整備、それからICT技術の飛躍的拡大により、生活圏域が拡大しているということがございます。

2番目の振興局見直しの必要性につきましては、大きく3つございます。

1つ目が、限られる経営資源の中でも行政ニーズの多様化、重要事業の推進、災害等に確実に対応できる体制の整備が必要となっていることとあります。2つ目が各振興局庁舎は老朽化が進み早期建て替えが必要であること、3つ目に厳しさを増す財政状況がでございます。

3、振興局見直しの計画につきましては、集約後の振興局の名称につきましては、県南振興局としたいと考えております。新たに建設いたします県南振興局庁舎の完成、集約につきましては、先ほど総務部長からも説明がございましたが、令和8年度ごろを予定しているところでございます。また、県民サービス水準の維持のために、長崎・島原地区にも必要な体制を配置することとしておりますが、具体的な部門別の見直し計画については、後ほど説明させていただきます。

4、振興局集約の効果につきましては、組織の集約化により、県民サービスを維持しながら、重点事業や災害対応に集中的に経営資源を投入できる体制を実現することが可能になるというふうに考えております。また、行政コストの経費削減効果といたしまして、人件費、それから庁舎建設費の削減というものを見込んでおります。

5、庁舎につきましては、資料の右側に図を載せていますが、位置図にありますとおり、県南振興局は諫早市永昌東町の諫早市先行取得用地内のうち、薄く丸い印を付けておりますが、ここの北側の方に配置したいと考えております。

また、庁舎整備に当たりましては、庁舎の整備基本方針を定めまして、基本方針に沿って整備を推進してまいりたいと考えておりまして、

その内容は記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。

具体的な部門別の見直し計画を整理した表でございます。

一番上の管理部門につきましては、原則といたしまして振興局本所に集約をいたしまして、長崎地区、県央地区、島原地区の全域を所管することといたしております。なお、規模等に依りまして、調整担当等の職員も配置したいと考えております。

次に、地域づくり部門につきましては、当面は原則として振興局本所に集約して県央地区、島原地区を所管することといたしまして、併せて振興局本所に島原地区の地域振興を担当する次長を配置することといたします。なお、長崎地区につきましては、引き続き本庁直轄で対応したいと考えております。

税務部門につきましては、先ほどの総務部長の説明にございましたとおりでございます。

保健部門、水産部門につきましては、各地区に現在の機能を継続配置することとしたいと考えております。

農林部門につきましては、原則として諫早市内に建設する振興局本所に集約をいたしまして、長崎地区、県央地区、島原地区の全域を所管することといたしますけれども、農業普及機能につきましては、島原地区に継続配置するとともに、長崎地区におきましては西海事務所を継続配置することといたします。また、家畜保健衛生所につきましては、島原地区に継続配置するとともに、農業の基盤整備機能につきましては、振興局本所に集約することに加えまして、当分の間、島原地区に農業農村整備事業の推進のための機能を残すことといたします。

最後に建設部門につきましては、原則と

いたしまして振興局本所に集約をし、長崎地区、県央地区、島原地区の全域を所管することといたしますけれども、道路等の維持修繕工事のほか、災害時の迅速な初動対応、県民の皆様からの相談対応、各種申請等のために長崎地区、島原地区に維持管理事務所を新設することといたしまして、併せて当事務所には建設工事の現場対応等を専門的に行う職員を配置いたします。また、長崎南北幹線道路や島原道路といった大規模プロジェクトにつきましては、事業の状況を踏まえ、現場近くに建設事務所の設置を検討することといたします。併せて島原地区におきましては、雲仙普賢岳の防災・減災機能を配置するほか、長崎港湾漁港事務所は長崎地区に継続配置することといたします。

それから、次の3ページが地区別の体制図、4ページが集約後の全体の体制図でございます。ご説明は省略させていただきます。

なお、もう一つ配付しております27ページから成る資料が、今ご説明したことの詳細を記載しております実施計画案の本文でございます。ご説明は省略させていただきますけれども、ご覧いただきながらご質疑いただければ幸いに存じます。

以上で、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局の見直し実施計画案についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【犬塚管財課企画監】 県南振興局庁舎整備基本計画（素案）について補足してご説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料、県南振興局庁舎整備基本計画（素案）概要版をご覧ください。A4横長のこのような資料でございます。

資料1ページ左側、「1、はじめに」をご覧ください。

ください。先ほどご説明いたしました長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案を踏まえまして、新庁舎整備の基本的な考え方を取りまとめたものが、県南振興局庁舎整備基本計画（素案）でございます。

資料右側、「2、庁舎整備の基本方針」をご覧ください。

庁舎整備においては、先ほどご説明したとおり、3つの基本方針を掲げております。また、それぞれの基本方針の実現を目指し、16の導入機能を記載しています。

資料2ページをお開きください。

こちらには、代表的な導入機能といたしまして、窓口機能、防災拠点機能、利用への配慮、環境への配慮について抜粋して記載しております。

資料3ページをお開きください。

「3、庁舎の規模等」でございますが、職員数は500名程度、床面積は1万3,000平米程度、庁舎建設費は約60億円程度を予定しております。

建設予定地は、先ほど新行政推進室長から説明がありましたとおり、諫早市の先行取得用地でございます。現県央振興局敷地及び駐車場敷地との等積交換について諫早市と協議中でございます。

資料4ページをお開きください。

「4、事業手法（PPP / PFI 導入可能性検討）」について。

本県では、施設整備費が10億円以上の場合、設計や建設を個別発注する従来式の事業手法に先立ち、民間活力を導入できないか検討することとしております。具体的には、DB（設計・建設一括）方式、加えて管理も一括とするDBO方式、そして資金調達も民間にゆだねるPF

I方式について、可能性調査を実施いたしました。

その結果、設計・建設を一括で行うDB方式が事業費削減効果を最も見込めることから、民間活力を導入する場合はDB方式が望ましいと考えております。

資料右上をご覧ください。

「5、事業手法（従来方式とDB方式の比較）」でございますが、今後は、従来方式とDB方式のメリット・デメリットを比較しながら、どちらの方式を事業手法とするか、引き続き検討してまいります。

最後に「6、今後の事業スケジュール」でございます。

今回は素案としてお示ししておりますが、事業手法の検討を進め、次期定例会において基本計画案をお示し、県議会のご意見等も伺いながら、本年中の基本計画策定、令和8年度ごろの庁舎完成、移転を目指してまいりたいと考えております。

もう一つお配りしております35ページから成る資料が、詳細を記載しております県南振興局庁舎整備基本計画（素案）本文でございます。A4横長の資料でございますが、ただいまの概要版の説明をもちまして、本文の説明は省略させていただきますと存じます。

以上で、県南振興局庁舎整備基本計画（素案）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案外所管事務一般について事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【近藤委員】振興局の見直しということで、ず

っとやっているんです。大変ですけども、今回、ある程度の形が出てきているんです。

振興局見直し実施計画案について、改めて今回の見直しの狙いや必要性をちょっと確認したいんです。わかりやすくお願いします。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま近藤委員から、振興局見直し実施計画案の必要性、狙い等について改めてということでございます。

振興局見直しにつきましては、平成20年以降の話になりますが、この間、検討してまいりました。

大幅な交通事情の改善とかICT等の情報通信技術の発展により、県民の皆様の生活圏域がかなり広がっております。

それに加えまして、平成10年代から進めておりました市町村合併、地方分権の進展、これらを踏まえますと、今後、県の役割は、より広域的、専門的などころに変わっていくだろうというふう考えております。

そうした中で、平成20年に基本方針等を策定いたしまして、本土地区を県北と県南の2地区に分けて、総合的な地方機関にしていくという方針を定めたところでございます。

その後、この間、特に課題でありました新しい庁舎をどうするかという問題につきまして、諫早市内に庁舎建設予定地の確保のめどが立ったこと、それからその後、島原道路等を含めまして道路事情がさらに改善をして、環境が概ね整ってきたのではないかとこのように考えています。

そこで、令和元年12月に方向性をお示ししまして、改めて関係皆様のご意見等も丁寧にお聞きして検討を深めてきたところでございます。

そこで、改めて必要性についてでございますが、そういった背景の中におきまして、振興局

の庁舎の老朽化の問題、それと財政の厳しさというものも当然ございます。今後、行政のあり方というものを考えていきました時に、特に行政ニーズが非常に多様化していると。また、人口減少等により、県の経営資源、特に人員を含めました経営資源もさらに限りが出てくる状況にございます。

ただ、そういった中におきましても、県民に対する行政サービスの中でしっかりと対応していかないといけない責務も抱えているところでございますので、そうしたことをさらに推進していくためにはどうしたらいいのかということで、改めて我々としましては、振興局の集約を進めながら、人員体制等もしっかりと確保しつつ、高度な専門性と柔軟かつ機動的に対応できるような組織体制をつくっていく必要があるのではないかというふうに考えたところでございます。

ただ、今後、集約に当たりまして、長崎地区、島原地区、それから県央地区もそうですけれども、これら県南地区の振興に向けて、県の姿勢としましては、集約後の組織も生かしながら、しっかりと振興を進めてまいりたいと考えておりますので、こういう必要性で今回進めていこうというふうに考えているところでございます。

【近藤委員】それで、関係市町など関係者への説明はもう終わっているんですけども、理解はしっかり得られているんでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】これまで、県議会の皆様をはじめ関係市町、関係団体、いろんな業界団体等にも足を運びまして、具体的な内容、考え方の説明を何度となく行ってまいりました。

そういった中で我々としましては、やっぱり行政経営の効率化も考えていかないといけない中で、その効果を生み出しつつも、皆様のご意

見も踏まえまして、我々として再度検討し直すところもあろうかということで、今回、令和元年12月の方向性からさらに検討を加え、ご意見を踏まえて検討をしまして今回の案を取りまとめたところでございます。

そこで、市町、関係団体、県議会を含めて、各種のご意見を含めまして、我々としまして丁寧に説明をしてきました結果、一定のご理解は得られたものというふうに考えまして、このたび改めて県議会にお示しさせていただいたところでございます。

【近藤委員】 よろしくをお願いします。

もう一つ、管財課にです。振興局見直しに伴い新たに整備される庁舎についてはWTO、政府調達協定の対象となると思うんです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の企業は疲弊しています。庁舎建設工事における県内企業の受注機会の確保についてはどのように考えているのか、お願いします。

【犬塚管財課企画監】 県南振興局庁舎については、先ほどご説明したとおり、建設費を約60億円と見込んでおります。そのため、23億円以上の建設工事に適用されるWTO、政府調達協定の対象になりますので、国内外の企業を平等に取り扱う必要があることは、どうしても避けられないと考えています。

一方、発注に当たりましては、県内への経済波及効果を高める観点から、できる限り県内企業の受注機会の拡大を図りたいというふうに考えています。具体的には、県内企業で施工可能な工事は、分割して発注することにより県内企業への発注に配慮してまいりたいと考えております。

また、分割発注が困難な場合はJV、共同企業体の構成員として参入していただくことで、

県内企業の受注機会の確保が可能となるように、過去の県庁の本庁舎の発注方式なども参考としながら、できるだけ工夫してまいりたいと考えております。

【近藤委員】時代や環境が大きく変化する中で、組織のあり方も変わらざるを得ない中、今回の振興局の再編は一定やむを得ないと考えております。県民サービスが大きく落ち込むことがないように注意してほしいと思います。

また、庁舎の建設に当たっては、県内の企業ができるだけ関わることができるよう、発注に当たっては、できるだけ工夫をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【下条委員】質問通告に基づきまして、2項目、ペット同行避難とDXによる行政改革について質問させていただきます。

まず、ペット同行避難ですけれども、今年の5月14日、生活衛生課から、ペット避難への対応についてという情報をいただいております。現状ということで、ペット受け入れ可能な避難所がある市町が5つあります。佐世保市、五島市、南島原市、長与町、小値賀町、大村市については調整中ということです。

県のホームページも拝見しました。ここにペット同行避難に関わる情報が書いてあります。中身を見ますと、長崎市は検討中、対馬市、雲仙市も検討中という状況が書いてあります。

最後に、今後の対応というところでまとまっているんですが、5月18日現在で、先進的な市町の取組を未設置の市町と共有し、引き続きペット同行避難所の設置を促すというふうに書いてあります。

その後、何か新しい進展といいますか、動きがあるのか、現状をお尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】ペット同行避難所の関係でございます。現状としましては、今回の大雨の時に各避難所を設置されていますけれども、併せてペット同行避難所を開設された市町は3市4町、佐世保市、諫早市、平戸市、長与町、川棚町、波佐見町、佐々町となっております。

ただ、事前に開設する準備をされたところは6市3町ということで、先ほど申したところ以外に大村市、壱岐市、五島市が、その対応の準備は行っていたと伺っております。

【下条委員】わかりました。私も、長崎市が調整中、検討中ということでしたので、長崎市防災危機管理室に伺いまして、ペットの同行、同伴避難について少しお話をさせていただいたんです。

熊本市は、これは恐らく室内だと思いますけれども、プールサイド、観客席を用いて実証実験的なペット同伴避難をされています。ここで、普通はしつけをされていておとなしいペットだったんですけれども、人がワーと、また他の動物がいると興奮して、これがもとで言い合いになる、飼い主同士がトラブルになったりとか、また、若干においの問題があったりとか、実証実験をやると、非常に問題点というものが出てきたというお話を聞きました。

話を進めていく中で、今現在、避難所という形で設定されているところに、ペットの同行避難を実証実験的に行うのは、現在、ここに避難をされている方にとっては、もしかするとアレルギーを持っているとか、ちょっと問題点かわからないので、なかなか実証実験的にしにくいというお話を聞きましたので、あえてやっていないところ、例えば長崎市であればビッグNスタジアムとか、屋内の市民プールとか、こういうところは多分まだ避難所としてオープンされ

ていないと思います。こういうところをペット同伴、同行避難の実証的な取組として進めていくお考えがないか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】今ご指摘がございましたビッグNにつきましては県有施設ではございますが、長崎市の指定避難所の指定はされていないところでございます。併せて市民プールは、市の施設ではございますが、ここも指定はされていないという確認はしております。

委員がおっしゃいましたように、通常の避難所の中でペットの同行避難も一緒にやることは、アレルギーを有されている方、ペットが非常に苦手な方もいらっしゃる中で、その対応としては非常に難しい現状があるとお聞きしております。そこで、新たな場所で少し実証的なことをやるのは必要なのかなというふうには思っております。

しかしながら、施設所管のところの意向もございまして、危機管理課といたしましては、その所管の部局とよく協議をしまして、併せてペット同行避難の技術的な支援ができる生活衛生課とも協議をさせていただきながら、その所管課に対して前向きに検討をしていただくようお願いをしまいたいと思っております。

【下条委員】ぜひ前向きに取り組んでいただきたいんです。

5月14日にいただいた生活衛生課のペット避難対応に、先進的な他の市町の取組を横展開してとあります。他の町でもやられているので、情報共有はされていると思いますが、今検討中とされている市町自体が、実際に実証実験として一歩取り組んでいくことが重要だと思います。一つやっていくと、そこに携わっている皆さんが、問題点が何なのか、どこをクリアすればい

いのかというのがわかっていくと思いますので、ぜひ、検討中だったり調整中のところを中心に、一つ踏み込むような取組をぜひお願いしたいと思います。

私事ですが、私、事務所を合わせまして7匹の猫がおりまして、いつも避難の時に、現実問題、避難所には行けないんですよね。車でどこかに避難するしかないのかなという話を家族としております。そういう方も多数おられると思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

次に、DXによる行政改革についてお尋ねをいたします。こちらは今議会の一般質問でも取り上げましたが、組織の行政改革的な側面を少し掘り下げてご質問したいと思います。

まず、総務部には情報システム課、新行政推進室があり、企画部に次世代情報化推進室があります。当然これは中村知事が、早い着眼点でデジタル化を推進していこうという思いの表れで、他の県よりも先んじて編成された組織のかなと思っております。

この3つの大きな組織で、今から来る行政のDX、行政のデジタルトランスフォーメーション化に対応できるのか、そして、対応できるのであればどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま下条委員から、県庁内のDXについてのご質問がございました。

先ほど、一定のご評価をいただいたものと考えていますが、我々長崎県の組織といたしまして、今後も将来を見据えた時に、やはりデジタル化、単なるICT化ではなくてDXという観点の中でどういったことをしていけないといけないのかと。さらに、庁内の話だけではなく、

県民サービスの観点においても、その変革を進めていかなくちゃいけないというふうに考えてきたところでございます。

そこで、昨年度の4月に、総務部にありました情報政策課をまずは改組をいたしまして、情報システム課として残している。情報システム課では、庁内のデジタル化に向けた検討を進めているところでございます。

さらに次世代情報化推進室というものを企画部に設けました。ここで全体的なところ、県全体としての旗振り役という機能も持たせつつ、市町、それから産業のところ、施策の中でどういったことがDXとして必要になってくるかという旗振り役の機能をつくっていったと。そこで、全庁を動かしていく中であって企画部に置いたということです。

さらには新行政推進室、私どもでございますが、以前から行政の見直し、行政のあり方、県庁内の仕組み、こういったものを改正していくという役割を担っているところでございます。そこで効率的な働き方であったり、県民サービスの向上ということを進めていまして、それぞれの役割をしっかりと認識しながら、この間、取り組んできたところでございます。

したがいまして、先ほどの質問の最初に戻りますが、現段階におきまして我々としましては、この組織体制の中でしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますが、組織というものは、やっぱり環境変化、状況等に応じて検討は進めていかないとはいけませんので、組織改正が必要であれば検討はいたしますし、今の体制をもっと強化するという形であればまた体制の強化と、いろんな対応の仕方がありますので、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

【下条委員】今の室長のお答えを、もう一つ具体的に掘り下げて質問したいと思います。

今、マイナポータルというポータルサイトがあります。これはマイナンバーカードを使って、ご自身の行政サービスとか様々な状況を確認できるポータルサイトであります。もしかすると、これが非常に強化され発展的になるのかもしれないし、また国が新たなポータルサイト、行政サービスのオンライン化を進めていくかもしれないけれども。

今現在、本県のオンラインの状況を改めて確認をさせていただきます。どのようになっているのでしょうか。

【井手情報システム課企画監】本県におきましても、行政手続をオンラインで実施することができる電子申請システムというものを導入しておりまして、現在は127様式を活用可能となっております。ただ、このシステムにつきましても、キャッシュレス決済に対応していないなど機能面においてちょっと改善していくべきところがございます。今後の課題というふうに認識しております。

お尋ねがありましたマイナポータルは、マイナンバーカードにございます公的個人認証機能を利用してログインをして、各種手続をスマートフォンでできるポータルサイトとして国が整備したものでございます。

昨年度、総務省が策定をいたしました自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画におきましては、その中の重点的な取組事項の一つとして行政手続のオンライン化が挙げられておりまして、マイナポータルの活用を推奨されております。

一方で、マイナポータルにつきましても、マイナンバーカードでログインすることが前提に

なっておりますので、事業者とかマイナンバーカードを所持していない方が行う行政手続では今は活用ができない形になっております。行政手続には、事業者が対象となる手続とか、個人認証を必要としないような手続もございますので、オンライン化を幅広く進めていくためには、マイナポータルももちろんですけども、別途の電子申請システムも運用していく必要があるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、マイナポータルにつきましては、今後、市町村を中心に多くの手続で活用されていくものと想定されますので、本県といたしましても、マイナポータルの活用も含めて、行政手続のオンライン化をデジタル改革の重点的な取組の一つとして推進してまいりたいというふうに考えております。

【下条委員】わかりました。組織について新行政推進室長、それからポータルサイトのツールについての状況を情報システム課企画監からご説明いただきました。

今のような内容のことが、このDXの性質上、ものすごいスピードで変化していくというところ。今回、行政改革というか、組織の再編についても一般質問で少し触れさせていただきましたが、まず、この組織を構成しているのは人ですよね。どういう人が今のお話をされたような内容に対応するのか。

対応していくことは大体見えてきていると思うんです。具体的に言うと、行政サービスがポータルサイト化し、電子化され、それがわずらわしさを排除し、自宅に居ながらも何らかのアクセスができていくと。そこでセキュリティ面を担保しながら、速やかに行っていくと。それを行っていく皆さんがおられるということですので、これをどう対応していくのかという人

ですよ、人。どのような人材というか、どういうスキルを持った方が、この組織内で今のような運営をしていくのかということをお尋ねしたいのが一つ。

これは速いので、非常にスピードが速いので、今、具体的にどういう人間を育成、確保していくのかということをお考えいただいているのであれば、スケジュール的に、どれくらいまでにこういった方たちを確保したり育成をしていくようなお考えがあるのか、そういった計画についてお尋ねをいたします。

【井手情報システム課企画監】まず、こういった人材が必要になってくるかということですが、本県におきましては、現在、デジタル改革を担うような特別な職種とありますが、そういったものは設けておりません。

職員の中にはSE経験者も、いるにはおります。そういった職員とか、情報システム課の職員で、知識や業務経験を生かして、民間の知見も生かしながら、行政のことをしっかりわかったうえで、ICT技術はどんどん進んでおりますが、こういったものをしっかりと業務に落とし込んでいくことが必要となってくるかなと思っております。また、全庁を見据えながら、それを動かしていくことをしっかりと担っていく必要があるのかなと思っております。

委員ご指摘のように、デジタル改革の分野は非常に速く回っておりますので、県庁デジタル改革の目的をできるだけ早く、簡潔に、低コストという形で達成することができるように対応していく必要があるのかなと思っております。

今後のデジタル人材の確保、育成についてということですが、これも、先ほどちょっと申し上げました、総務省が出しております自治体デジタルトランスフォーメーション推進

計画の中で、体系的な育成方針の策定とか、外部人材の活用といったところが推奨はされております。ただ、県におきましては、デジタル人材に限っての体系的な確保、育成方針というもの、現在、定まったものがございませんので、まずは本県の状況をよく見て、他県の事例なども参考にしながら、県としての方針を定めまして、今後のデジタル人材の確保・育成を進めてまいりたいと思っております。

方針の策定につきましては早急に取りかかって、今年度、来年度には形を整えて実施していけるようにしたいというふうに思っております。
【大瀬良新行政推進室長】ちょっと補足して説明させていただきます。体制の関係がございます。

令和3年度から情報システム課に課長級職員を配置していること、それから、庁内には推進体制として各部局に推進員を配置して取り組んでおります。

その人材育成につきましても早急にしていけないといけないということで、県の研修所管が私の方でございますので、既に今年度の中でもデジタル人材の育成という研修項目を掲げまして研修を始めたところでございます。

さらに近いところでは、今度の10月、11月以降にも推進員等に研修をするということで、その際に、今、次世代情報化推進室に民間出身の戦略アドバイザーがいますので、この方に講演をいただきながら、人材育成について既に始めているので、さらに引き続きやっていきたいと思っております。

【下条委員】時間がありませんので最後にしますが、情報システム課企画監が言われるように、行政の仕事がわかっていて、DXの性質やプログラミング言語がわかるというところ、室長も

説明していただいたように育成をしていくということですので。

もう一つ重要な観点、先日、企画部で山本(啓)委員が、デジタルというツールを使って、県が主体的にもっと情報を取っていく必要があるんじゃないかというような質問をされておりました。私も非常に同感をしておりまして。

デジタルはあくまでツールでございます。行政の仕事がわかる、そしてプログラミング、DXの性質がわかることに加えて、デジタルというものをいかに有益なものとして、ツールとして活用していくのか、こういった知恵が働く人材ということをぜひ主体的に置いて育成、確保に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

【大場委員長】 それでは、室内換気のため、しばらく休憩をいたします。11時15分より再開をいたします。

午前 11時 分休憩

午前 11時 15分 再開

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

【饗庭委員】 質問通告に基づいて質問したいと思っておりますけれども、5項目ありますので、先ほど委員長からもありましたが、簡潔にお願いしたいと思います。

最初に災害対策についてというところで。

8月11日からの大雨で、県内では5名の方がお亡くなりになり、大きな被害が発生しております。すごく悲しいことだというふうに思っております。

最近、災害が予想しないところで発生することが増えているかと思っております。危険地域に指定されなくても災害が起きているという状況

の中で、防災対策、災害対策としてどのように取り組まれるのか、お伺いします。

【近藤危機管理課長】確かに委員ご指摘のとおり、ハザードマップで危険箇所をそれぞれお示ししているところがございますけれども、それ以外のところでも災害が起きているところが、今回の大雨の事例としてあっております。

雨量がかなり多くなっておりますので、私どもとしましては、市町と協力をしまして、ハザードマップの確認はもちろんですが、危険と思ったら早目早目に避難をしていただくための十分な周知、広報、そして防災意識の向上について、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭委員】今回の事案をもとに、具体的に何か対策は、早目、早目と言っているけれども、なかなか避難されない。今回ここに避難するよう指示があったのかどうかは確認できていないところですが、それも含めて教えていただければと思います。

【近藤危機管理課長】早目の避難対策というふうに申し上げているところでありますけれども、まず気象情報をよく確認をしていただく。警報、土砂災害警戒情報、そして特別警報という段階がございます。その時々に合わせて市町が避難情報の発令、高齢者等避難から避難指示、そして緊急安全確保というレベルの段階がございます。そういったところの周知を十分やっていただく。

マスコミも併せて巻き込みながら、そういったところを十分に広報していただいて、各住民の皆様意識の向上を図っていただく、そういった対策をとっていく必要があると思っております。

【饗庭委員】ぜひ、マスコミとも連携しながら、

命を守るというところを徹底していただきたいと思っております。

次に防災ヘリコプターの件です。先ほど陳情の中でご説明等ございましたけれども、8月1日よりスタートされて、活動状況がわかれば活動状況と、夜間飛行については今後進めていくというお話でございましたが、その間、自衛隊ヘリ、ドクターヘリとの連携体制はどのようになっているのか、お伺いします。

【近藤危機管理課長】まず、防災ヘリコプターの実績でございますが、件数、時間で申し上げますと、令和2年度で218件、時間数では通算で260時間飛んでいるところでございます。活動内容としては、救助が21件、急患搬送が41件、消防活動が1件、災害情報収集1件、他県への広域応援が4件、訓練飛行が115件ございます。

夜間を含めた形で、防災ヘリ、ドクターヘリと自衛隊ヘリとの連携という形でございますが、まず昼間につきましてはドクターヘリ、防災ヘリが飛びますので、全てカバーをする連携体制をとろうと思っております。

ただ、夜間につきましては、今現在のところドクターヘリ、防災ヘリは担うことができませんので、自衛隊に全てお願いをしている。場合によっては海上保安庁へお願いすることもございますけれども、そのほとんどは今、自衛隊にお願いしています。

深夜はなかなか難しいとしても、日没後、まだ少し明るい時に、防災ヘリは有視界飛行という形でありますので、外が見えて、今自分がどこにいるという位置、そして体勢がわかれば、夜間でも飛べないことはないということですので、そういったところを訓練を含めて飛ぶことができるように調整をしているところでございます。

【饗庭委員】では、その訓練調整をして、今後いつぐらいに飛べるという見込みがもしあれば、教えてください。

【近藤危機管理課長】先の見込みについては、これからのところでございます。まずは訓練をやって、できれば早い時期には思っておりますが、来年度以降にはなろうかと思っております。やはり安全あつての運航ですので、そこら辺のところをしっかりとやりながら、そして体制整備をしっかりとやりながらというふうに考えているところでございます。

【饗庭委員】了解しました。

では、次に広報公聴についてお尋ねしたいと思います。

先日の一般質問で、キャラクターについて「びわ太郎」、「こびわちゃん」というご紹介がございましたけれども、長崎県のキャラクターとしては「がんばくん」、「らんばちゃん」というキャラクターが活躍しておられます。

最近、県民の方から寄せられた意見なんですけれども、がんばくんが隊長で、らんばちゃんが副隊長と、男の子が隊長で女の子が副隊長ということであれば、ジェンダー平等の観点からはどうなんだというようなご意見をいただいたので、県の考えをお伺いしたいと思います。

【椿谷広報課長】がんばくんとらんばちゃんにつきましては、平成26年に開催されました「長崎がんばらんば国体」と「長崎がんばらんば大会」を契機に誕生したものでございまして、両大会の終了後に、県政の広報活動を担うことで「長崎がんばらんば隊」というものが設立され、その際に隊長としてがんばくんが、副隊長としてらんばちゃんが就任したものでございます。

隊長、副隊長の役職につきましては、男女の役割とか主従の立場を前提にしたものではござ

いまして、いわゆる「長崎がんばらんば隊」という名称の中で、当時一般的に考えられる呼び方を使用したものであること、また、これまで一般の県民の方から、がんばくんとらんばちゃんの役職が男女の格差を表しているとか、または助長する、こういったジェンダーを視点としたご意見をいただいたこともございませんので、現時点では、直ちにジェンダー平等の問題につながるものとは考えておりません。

【饗庭委員】県に直接届いていないということではございますが、私が女性ということもあるのかしれませんけれども、ジェンダー平等の観点では、県の考え方が、やはりそもそも男性が女性がというのがあるんじゃないかというようなご意見もいただくので、がんばらんば大会があつてから約7年経過しているかと思っておりますので、この役職が必要でなければ、ぜひ、このプロフィールを変えていただけないかということをご意見としていただいておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【椿谷広報課長】確かに、がんばくんとらんばちゃんが誕生した当時に比べまして、ジェンダーに対する社会の意識が高まっていることは承知しております。現在のコロナ禍におきましては、まずは長崎がんばらんば隊のあり方が課題になっているところもございまして、その検討の中で全体的な見直しにつきましては行っていきたいと考えております。

【饗庭委員】なかなか見直しできるということではないのが、非常に残念なところでございます。

その中で、やはりジェンダー平等を進めている方は細かいところにもよく気づかれるところで、文章の中で、「長崎がんばらんば国体・大会の成功に向けて頑張るがんばくんの奮闘を見

て、がんばくんをサポートして一緒に、全国から集まってくる選手や県民の皆様を一生懸命応援しました」というのが、らんばちゃんのご紹介なんです。

これを見た方が、「がんばくんをサポートして」というこの「サポート」が、やはり女性はサポートするんだみたいなところであるので、せめてこの文章だけでも変えていただけないかということですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【樫谷広報課長】ご指摘の文章につきましては、がんばらんば国体とがんばらんば大会の開催時における、らんばちゃんのプロフィールを引用したものでございます。現時点では、特にらんばちゃんのプロフィールとして紹介する必要性はございませんので、そういった議論があるのであれば、この点につきましては削除をさせていただきたいと思っております。

【饗庭委員】じゃ、ぜひ削除していただいといます。

削除していただけるということですが、けれども、このジェンダー平等に関しましては、皆さんもご存じのとおり、SDGsで2030年までに達成すべきことというふうになっております。それも含めた中で、今までの経過を含めて、最後に総務部長の考えをお聞かせください。

【大田総務部長】先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり、がんばくん、らんばちゃんのこと自体が直ちにジェンダー平等の問題とは考えておりませんが、ただ一方で、やはり社会の意識として、こういったことが非常に高まってきているということですので、広報部門という意味で、県民の方々と接する機会の多い総務部といたしましても、そういった意識を改めて徹底をしまして、今回のがんばく

ん、らんばちゃんというよりは、やはり全体の意識としてジェンダー平等ということについて、引き続きその徹底をしていきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】ありがとうございます。ぜひ、やはり意識改革というところで、皆さんも大分意識改革は進んでおられると思いますけれども、こういうところからでも進めていただければと思います。

次に、長崎県地方機関再編基本方針についてお尋ねします。「長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画（案）」の12ページ、行政コストの経費削減効果についてお伺いします。

この中で、これまで54名の削減を行い、今後は30名程度の人員削減を見込んでいるということです。こういうふうに削減していくと経費削減効果はあると思います。しかしながら、働く人への負担、職員の負担は増えているのではないかと思います。そのあたりをどのようにお考えなのか、お伺いします。

【大瀬良新行政推進室長】饗庭委員から、職員の負担についてのご質問がございました。

人員削減というふうには書いてはいるんですけども、この間、例えば集約につきましても、管内の規模でいきますと、まずは県北地域、それから県南の今回の地域、ほぼ変わりません。一番遠い地域、諫早から考えて1時間ちょっとということで、そう負担は出ないだろうと思っております。

ただ、ご指摘の人員削減という話のところですが、今後、人員削減ということだけではなく、業務の改善ということをしっかりやっていかないといけないと思いますので、職員の負担にならないように努めてまいりたいとい

うふうに考えております。

【饗庭委員】人員削減は行わないということであれば、今言った12ページの「現時点ではさらに30名程度の人員削減を見込んでいます」というのは、行わないということでは理解してよろしいのでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】行わないということではなくて、現段階で見込んでいます。ただし、実際上の人員配置につきましては、事業量によって変動することがございます。具体的な人員の体制につきましては、令和8年度の直前ぐらいの状況を見ながら検討してまいりたいと思いますので、人員削減しないということではないというふうに考えていただければと思います。

【饗庭委員】令和8年までに考えるということで、その直前に、極端に30名ということにはならないんだと思うんですけども、年間に何人とか、退職した方をというようなお考えではないということではよろしいのでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】再編というものは一回でやってしまうので、年次計画でどうこうということではないと思っています。

ただし、業務量はその時点の部分で考えないといけないので、実際の試算としては管理職員等の統合等も可能だというふうに考えておりますので、現段階のあくまで試算という形では30名程度削減になるのではないかとこのように考えているということではございます。

【饗庭委員】すっきり理解できたということではないんですけども、働く人への負担が増えなければいいのかなと思うんです。人数が減ることによって一人当たりの負担が増えるのではないかと危惧するところと、昨日ありました振興局の交通事故も、過重労働とまでは言えないかもわからないですけども、負担がきている

のではないかとこのように思うところなんです。

もう1点だけ。人が減ることによる行政サービスの低下、先ほどもそういうことにはならないというご説明だったかと思うんですけども、そのあたりを再度お伺いします。

【大瀬良新行政推進室長】行政サービスの低下というものはあってはいけないと考えています。さらに職員の業務負担が増えていくという話も、それはいけないというふうに考えています。

したがって、私としましては、先ほど方針的には申し上げましたけれども、業務負担にならないように、ICT等の技術等もしっかり活用しながら、そこは負担にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

【饗庭委員】ぜひ、負担にならないように進めていただければと思います。

最後に、公用車についてお伺いします。昨日も議案のところでお伺いしたところではございますけれども、公用車の事故について、どのように捉えておられるのかお伺いします。

【松田管財課長】事故についてどのように捉えているのかというご質問であります。職員が業務を遂行する上では、安全運転をするというのは第一義的な考えでありますし、職員の事故がないように、様々な講習会と注意喚起をすることが必要とは考えております。

このため、毎年、長崎警察署の職員の方とJAFの職員の方を講師としました講習会を実施しているほか、都度都度、注意喚起を行っているところでございます。

【饗庭委員】その注意喚起によって事故が防げているというふうに理解されているのか、お伺いします。

【松田管財課長】なかなか事故が減らずに、修理代とか、保険料の値上がりとかということに

もつながっておりますので、講習会や注意喚起だけでは行き届かなくなっているのが現状かなという認識は持っております。

【饗庭委員】公用車を使ったり、レンタカーを使ったりというお話でございましたけれども、タクシーの利用というところも、必要に応じて使われているというお話は聞くんですけども、なかなか使いにくい。部署でいくと、もちろん車を運転するということになるかと思うんですが、車の運転が苦手な方とか、いろんな職員の方もいらっしゃるの、そういう点でタクシーの利用とかに関してはどのようにお考えでしょうか。

【松田管財課長】公用車の利用の優先順位、それからタクシーを使う場合と、それぞれ業務の内容、目的地、そういったもので判断すると思っています。もちろん運転経験が浅い職員とか、近場で目的地が1か所だけの場合はタクシーも利用しております。そういったところで、運転をするのかタクシーを利用するのかという判断をしているところでございます。

【饗庭委員】事故も減って、働く人の働く立場が守れたらいいかと思っておりますので、ぜひタクシー利用も考えながら進めていただければと思います。以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】先ほど、ジェンダーについての質問等々が出ていたのですが、女性活躍における人材登用についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

私たちぐらいの世代で、県庁の職員の管理職への登用というか、ご本人たち自身も管理職を目指さないというような方々がまだまだ多かったのではないかと思います。年代が上がると女性の職員の割合も減っているような状況であり

ましたし。

そのあたりの課題とか分析など、どのように考えているのか教えていただければと思います。

【今富人事課長】女性登用に向けての課題等についてのご質問でございます。

女性職員は、過去におきましては委員からお話ございましたとおり、結婚や出産を機に退職される方が多く、年代が上がるごとに構成割合は低くなる状況にございました。また、管理職登用に向けたキャリア形成が十分でなかったために、管理職への登用に不安を抱く職員も多いという状況でございます。

昨年10月に実施しました職員アンケートにおきましても、昇任についての設問に対しまして女性職員の回答は、「昇任したい」「できれば昇任したい」は、男性の29.2%に対しまして12.7%、逆に「昇任したくない」「できれば昇任したくない」は、男性18.2%に対しまして44.8%と、昇任に対する意欲が低い状況でございます。

また、アンケートでは昇任を望まない理由につきまして「自身の能力不足等」が30.3%、「責任が重くなるのを避けたい」が18%、「家事、育児の両立が難しい」が19.4%となっており、女性職員の昇任に対する不安解消や意欲向上、及び家庭と仕事の両立支援が課題であるというふうにご考えております。

【浅田委員】やはり女性自身の考え方、思いの違いというものもあるのかなというのが、アンケートの状況でわかったわけですが、女性自身が能力不足であると思って、できれば昇任したくないと思っているというのは非常に残念だなと。

私のところにも今、女性の大学生がインターンで来ていますが、男女全く関係なく、しっか

りと活躍をしてくださっている方々も多くいる中で、もっともっと女性自身にも自信とか、自分のこれからのキャリアパスについてのあり方を考えていただけるような機会を増やしていただくのが一番なんだという気がしました。

そういう意味において、県自身が今やっていること、そうやって女性が自信がないとおっしゃっている状況を解決する策としては何をやっているのか、そういったところがあれば改めて教えていただければと思います。

【今富人事課長】女性職員の昇任への不安解消とか意欲向上を図るための取組としまして、大きく2つ取り組んでおります。

まず1点目は、計画的な人材育成、登用がございまして、具体的には、出産等のライフイベントを踏まえまして、採用直後から本庁等において多様な経験を積めるような計画的キャリア形成に努めますとともに、より一層の能力活用と多様な分野への積極的な配置を推進するため、政策の企画立案部門とか財政部門など、県政を幅広く俯瞰できる部署への配置、また、管理職としての役割を早期に担えるよう、本庁課長補佐や係長ポストへの積極的な登用に努めているところでございます。

また2点目としまして、女性職員のキャリア形成支援として、個人のキャリアパスに応じて成長機会が提供され、家庭と仕事を両立しながら、より良いキャリアを形成できるよう、研修や所属で、面談を通じたキャリア目標設定支援を行っているところでございます。

また、女性のためのミドルマネジメント講座への参加とか、女性管理職との意見交換会、係長職の女性職員を対象としたセミナーなども実施しているところでございまして、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいと考えており

ます。

【浅田委員】今のお話を聞いて、いろんなことを県でも取り組んでいただいて状況は変わってきている。確かに十数年前からすると女性の管理職は増えたかなというのは、委員会等々を見ていて私としても実感としてあるところです。

やっぱりどうしても出産だけは男性ではできない。ジェンダー平等と言いながらも、そこはやっぱりある中で計画的に考えていただくこと。途中で辞めるようなことがないようにしていただくのは、入った時からのあり方、県の取組方が大きく関わってくるのではないかなというふうに改めて感じています。

先ほど、女性管理職との意見交換会とかをなさっているということですが、十数年前と比べて、こういうことをやりだしてから、どれくらいの方たちが積極的に管理職を目指すようになったのか。まだまだ昇任意識は、44%ができれば管理職になりたくないというような状況でありますけれども、そのあたりの変革とか、よければ部長、今後の目標をどういうふうに設定しているのかということも併せてお伺いできればと思います。

【大田総務部長】過去のデータとの比較は、私は持ち合わせておりませんが、今後の取組という意味では、まさに今おっしゃっていただいたとおりだと思っております。

能力というところに関しましても、本来能力をお持ちであるけれども、ロールモデルといいますが、上に実際にやられている方々がいらっしやらないことが、今までそこにつながってこなかった部分もあると思っておりますので、ポストということもありますけれども、裾野の拡大とか、より一層の登用をしていく中で、そういう方々を手本として意識が高まっていくこと

が重要だと思っております。

その中で、登用という意味では、今後の話としまして、年齢構成と同様のポストへの登用というあたりを目指しまして、具体的な数字は今あれですけども、今、実は非常に意欲的な目標数値を掲げています。そういう意味では、男性であっても女性であっても、まさに分け隔てなくといいますか、年齢構成に応じて管理職あたりに登用ができるようにということで、そこにつながる手前にどういったポストを歩んでいたかということも含めまして、まさに出産ということもそうですけれども、計画的な形で全体を取り組んでいきたいというふうに考えております。

【浅田委員】 ロールモデル、本当に大切だなと思います。

実は私は、今の仕事の前にマスコミに勤めていた時に、上を上を目指している方って、正直言って結婚をしていなくて仕事に邁進するという姿を見ていて、そうでなくてはいけないのかなと20代とか30代前半は思っていた状況で、選択肢がたくさんあるんだよということをお示しいただくのはとても重要なことではないかと思っております。

働き方改革の中で、このコロナ禍を受けてフレックスだったりテレワークだったり、今までとは違う働き方が市内でも出てきているかと思っておりますので、そういうことをより普及していただければと思います。

びっくりしたのが、県庁は毎月19日を育児の日に設定して、育児を行う職員を応援する職場づくりを推進しているんですね。実は、すみません、私はそれを知らなくて、我々も知らなくて。

私たちも知っていたら、例えば委員会の質問

とか、そういう時にちょっと配慮しなければ、今日は19日だと、女性は今日は早く帰らせてあげないといけないわというようなですね。やっぱりこれは議会も行政も相互関係でありますので、そういったところを多分みんな知らなかったと思うので、そういうことも何か必要なのかなという気もしました。

女性の皆さんが、男女だからではなくて、県庁の職場において本当に生き生きと働けるような環境づくりをしていただければと思います。

もう1点、この点で聞きたいのが、民間から中途採用された人で、男性にはよく出くわす気がするんですが、女性が。民間から来てくれた人がまた新しい息吹を吹き込むということもあろうかと思うんですが、民間から中途採用された職員とか、その中での管理職の割合とか、お示しできるものがあればお伺いしたいと思います。

【今富人事課長】 民間採用につきましては、平成12年度から開始をしているところでございます。平成12年度から平成17年度までやりまして、試験採用については一旦中断がございまして、平成26年度から復活した制度となっております。

そこで見た時に、実は平成12年度から平成25年度までの期間におきましては、女性職員は1名だけの採用になっております。平成26年度以降は29名の採用がございまして、そのうちの6名女性の採用という状況になっております。

ただ、年齢等はまだ管理職になるような状況にございませんので、管理職に登用された実績はない状況でございます。

【浅田委員】 民間から来た方々が20%ということで、これはやっぱり女性からすると県庁は働きづらいと思われているのではないかなと。

民間と比べて差異がなければ中途でも挑戦しようかなとか、UIターンで帰ってこようかなと思う方が増えるかもしれません。そのあたりをぜひ人事課長、さらにもっともって工夫をしていただいて、そういったところの人数も増え、民間から来た人の様々な経験が県庁の中で生かされることも非常に必要かと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移りますが、危機管理の方に2項目、災害と空き家対策、そして地域のあり方ということについてご質問をさせていただきたいと通告をしておりました。

本来であると、こういったところは市町村が請け負うべきところもあるかと思うんですが、どういうふうな指導をしているのか。

さっき饗庭委員からもありましたように、想定外の災害があつて、特に長崎市は斜面地で、空き家が非常に今は多くなつていて、そういうところからの災害に対する不安の声とかがたくさんあるんです。そのあたりを市町村と、どのように解決していこうとなさっているのかがあれば教えてください。

【近藤危機管理課長】空き家対策でございますが、委員ご指摘のとおり、非常に今、空き家が多くて、本来であれば所有者の方が自らの責任で管理すべきものでありますけれども、それが放置されている。それが危険家屋となつて、災害時にほかの方の財産まで影響を及ぼすというような状況になっているものですから、空き家等対策の推進に関する特別措置法という法律まで制定されて、対策をやっていると聞いております。

ただ、主体は市町になるものですから、県としては技術的な助言や情報提供を行うとされております。

本来の業務は土木部の住宅課がされているところでありますけれども、危機管理部局もそこは情報を共有しながら、市町に対しまして会議等を通じて情報を共有し、円滑な対応ができるように情報提供を図っているところであります。

長崎県空き家対策協議会というものを不動産関係団体と建築、住宅関係団体が連名で設置をしている中で、管理活用とか解体について、相談とか情報提供を行っているところでございます。

【浅田委員】土木部、市町村という担当割があるのはもちろんわかっているんですけども、それが最終的には危機管理課が所管するところにきてしまうわけですから、防止策は今後ともしっかりやっていただいて、不安を少しでも軽減していただく必要があるかと思いますので、県の方からもしっかりとやっていただければと思います。

併せて、災害時の地域のあり方ということについてお伺いをします。これも市町村のことになるかとは思いますが。

消防団に私も入っており、また、県がそもそも所管をしておりました防災士の資格も、県の予算で取らせていただいております。防災士の方とかも各地域で今、どんどんどんどん増えていて、ここの部分は県が担っているわけですね。

そういう方々が、市町村の中において災害があつた時に、なかなか生かしていない状況があつたり、先ほど避難所の話などもありましたけれども、避難所の設置の時に、そういう地域の方々、防災士の方々がご協力をしていただくだけで、また違ったものがあるのではないかとと思うんですが、その辺の連携があまりとれていないように思えないんですけども、いかがでしょ

うか。

【近藤危機管理課長】ご指摘のように、自助・公助・共助の中の共助部分、地域として自分たちで災害から守るという取組が非常に重要だと認識をしております。

その役割としまして、自主防災組織で今、自治会を単位として自主防災組織をつくっていただくように市町を促しながら、私どもとして、その核となるリーダーを研修・育成しているところでございます。

自主防災組織は、令和3年4月1日時点で74.8%のカバー率になっているところでございますが、防災士を取られた方が地域に帰って、その地域に自分の知識を還元し、その地域の皆様と一緒にやっているかということ、まだまだ活動としては薄い部分があるかというふうに認識をしております。

そのため、今年度から、防災士を取られた方々を集めて、フォローアップと申しますか、地域地域のネットワークをつくる事業を組み立てられないかという検討もしております。併せて、その中には消防団との連携が非常に重要だと思っております。

鳥原地区においては、消防団と自主防災組織を連携させるモデル的な取組もっておりますので、そういったところを各地域に広げていく展開も図ってまいりたいと考えております。

【浅田委員】今、そうやってこれからの計画をしてくださっているというお話を伺いました。

実は私は、10年前の東日本大震災で何度も何度もボランティアに行った経験をもって、防災士の資格を割と早目に取ったんです。

その時にも、県に地域との連携を随分お願いをしてきました。取った方たちのその後もしっかり把握をしたうえで、お手伝いをしていただ

くことが非常に大事だと思うということも随分前に申し上げて、今やっというような状況で、やっぱりそこは早急に。

本当に未曾有の災害とか、いろんなことがあっている中において、せっかく県がリードして多くの方々を防災士に育て上げているわけですよ。

これは個人で取ったら非常に高かったんです。私、調べた時に、個人で取ったら大分金額がするのを、県がやらせてくれるということで、わざわざ平戸に行って受けたんです。

それだけ県が注いでいるわけですから、国としてもそういう事業をやっているわけですから、そこはもったいないなと非常に思いますので、しっかりと取り組んでいただいて、その成果というものをまたお示しいただければと思います。

【近藤危機管理課長】全く委員ご指摘のとおりだと思っております。現在のところ、リーダー研修で1,253名の方が防災士として資格を、本県が実施した研修を通じて取得をされました。まだまだ増やしたい一方、その1,253名の方が地域にどう還元していくかということが非常に重要かと思っておりますので、その取組を市町と一緒に、そして防災士との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【浅田委員】ぜひお願いします。私も、防災士を県に取らせていただいたことを還元したいと思って消防団に入ったわけですし、そういう方もいらっしゃると思います。なので、ぜひともしっかりと、長崎県民を守るためにお願いしたいと思います。以上です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

【山本(啓)委員】先ほど、饗庭委員の質疑で、広聴広報についての質問の中で、がんばちゃん、らんばちゃんのやり取りで、行政が発表してい

る資料について、削除をするというふうな答弁があったと思うんです。

やりとりは聞いておりましたので、様々な価値観や、それに対する考え方というのは理解しますけれども、どのような決定、どのような経緯を経て、先ほどの答弁で削除をするということになったのか。

また今後そういった指摘があれば、何か検討する機関が設置されていて、そのうえで削除や変更をする、そういった手順が庁内にあるのか、資料でいただきたいと思います。委員長の方で取り計らいをお願いします。

【大場委員長】今、そのような要望が出ておりますが、資料提出は可能ですか。庁内のいろんな組織の中の仕組みだと思いますので、そういったもののこういう過程での決定というふうな、県庁内の意思決定の過程での資料ということになりますので。

【椿谷広報課長】今の委員のご指摘を踏まえまして、今回のWebサイトのページの修正につきましては、部内でも協議をした結果で今のような答弁になっておりますので、こういった過程でその協議がなされ、こういった結論が今回出てきたのかといったところも、時系列的に整理をいたしまして、説明にお伺いしたいと思っております。

【大場委員長】では、提出方をよろしく願いいたします。（発言する者あり）

【浅田委員】総務部長、先ほど私もその時に、簡単にすぐ削除だとおっしゃるなと思って、伺いたいと思ったんですけれども、今後もこういうことで、今まで決定していたことが、あややって簡単に「削除です」というのが。

【大場委員長】浅田委員、質問ではなくて、資料提出だから。

【浅田委員】そうです。そういう決定が、ほかのものにおいてもあり得るのかということが、庁内でそういうのがあれば、併せてそれも教えていただきたいということです。

【椿谷広報課長】今回は、Webサイトのこの文章につきましては、あくまでも平成26年のがばらんば国体とがばらんば大会時の、デザインガイドマニュアルという部分に掲載されているプロフィールを引用してきたものでございましたので、現在のがばくん、らんばちゃんのプロフィールといった整理には、正直、表現としましても、「一生懸命応援しました」といった過去形で掲載されているものでございましたので、議論があるようでしたら、過去のもを現在もとどめておくことは適当ではないという考えのもと、削除をするといった決定に至ったところでございます。

【大場委員長】いずれにしろ、決定をした過程について、その資料の提出をよろしく願いたいと思います。

それでは、午前中の審査はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 1時38分 再開

【大場委員長】お待たせしました。それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【石本委員】危機管理課になると思いますが、先日的一般質問で、原子力防災に関しまして、佐賀県肥前町の、鷹島における星賀港線の一時通行止めになっている部分の早期復旧について、佐賀県に働きかけをというお話をしておりましたけど、早速、先週の金曜日ですか、交互通行

ができるようになりましたことを、まずもお礼を申し上げます。ありがとうございます。

引き続きまして、前回の一般質問でも、原子力防災の中で、離島におけるヘリポートの設置についてお尋ねしておりました。

今回、国の原子力災害時避難円滑化モデル事業で、松浦市の黒島、飛島の2か所にヘリポートの設置が今、進んでおりますけれども、その中でもう一つ、松浦市の中では大きな離島である青島というのがありまして、そこについても、10キロ圏内からはちょっと離れているんですけど、被害とか災害の避難とか考えた時に、ほとんど変わらない。また、今の2島以上に人口も多いし交流人口も多いということで、この青島からもヘリポートの設置について依頼を受けておったわけです。

青島については、現在の2島で実施されている原子力災害時避難円滑化モデルの実証の結果、検証の結果、今後どうするかという話になるという回答を、この前いただいておりました。それで、もう少し中身を確認をしたいと思っています。

青島におけるヘリポートの設置について実現するためには、今後、具体的にどのような方法なり、段取り、手順があるのか、そこら辺についてちょっとお伺いしたいと。

【近藤危機管理課長】委員のお話がありましたように、現在、原子力のモデル事業で、全て100%の国の補助金で実施しているところでありますが、黒島、飛島を対象としてやっております。

これはあくまでもモデル事業でありますので、その事業をやった効果、そしてそれが次につながるものかどうかという普及の部分の検証が必要です。来年度、その検証作業をすることにな

っております。

具体的な検証方法については、同じ事業を佐賀県もやっておりますので佐賀県、そして国の指導を仰ぎながら、来年度実施のために、現在、そこを含めて検討をしているところでございます。

また、今はモデル事業でやっていますけれども、今年度から円滑化事業という本事業が新たに構築をされましたので、それにのせて、引き続き、もう一つの青島を実施したいというふうにご検討しているところでございます。

ですので、今やっているモデル事業の効果をうまく出して、これが青島にもどうしても必要なんだというところを数字的に出しながら訴えかける必要があるかと考えているところでございます。

【石本委員】今年度から来年にかけて検証を行うということですので、これは佐賀県も相当の数が進められておりますので、佐賀県としっかりと連携のうえ、今後必要と考えられるところについては実現できるような対応をしていただきたいと思うんです。

これも原子力防災の一環として話を出していますが、本日はほかの委員の皆様からも、離島における緊急搬送等の医療体制の問題も含めまして上がっておりますが、ここも離島については診療所の問題、医師の確保の問題も併せてあります。そういったことも含めて、やっぱりぜひともそういった対応をしていかねばならないと思っていますし、ぜひ実現に向けた対応を、また今後ともお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

【近藤危機管理課長】一般的な避難の円滑化事業というものについては、どのような避難をするか、避難に時間がかかるかという避難の推計

時間をはじき出して、既存の何もない状態、そしてモデル事業でやった状態を比較するという形になろうかと思っています。

ただ、今回、ヘリポートをつくるということでございますので、何も空路で避難をするということではなくて、離島であるがゆえ、時化て海路避難ができない場合にどうするのか、そこで急患が発生した場合にどうするのかという別の代替手段での空路という意味でのヘリポートでございますので、そういった離島の医療体制も含め、十分説得力がある数字を何らか見出すような形で、今後ともそれを含めて国に訴えかけて、整備につなげてまいればと考えているところでございます。

【石本委員】ぜひ、そこら辺の違った方向からもしっかりと対応していただきたいと思えますし、先ほども言いましたけれども、同じ離島であっても、人口、また交流人口も3倍から5倍超ありますので、そういった面からもしっかりと、防災、医療、緊急搬送等の問題を含めて対応していただければと思えますので、よろしく願います。以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】それでは、質問通告に基づいてお尋ねをいたします。

まず、振興局見直しの実施計画案についてです。説明を受けましたけれども、幾つかお尋ねします。

部門別の整理というようなことで、それぞれ管理部門から建設部門まで示されておりますけれども、建設部門が一部集約ということになっておりまして、災害対応や県民相談窓口となる維持管理機能を長崎、島原に配置と、それぞれ土木維持管理事務所ということで新設をすとなっております。

先ほども災害の関係でちょっとやり取りがありましたけれども、近年、災害が頻発化する中で、そういう災害の現場との距離が広がって、初動対応等に支障が生じないかというふうな懸念もあります。

そのことについては、災害予見時には振興局、本所、本庁を含めた応援体制を整え、速やかに現地での対応を実施ということになっておりますけれども、そういう災害の予見というのが果たしてきちんとできるのかどうなのか、そこら辺についてはいかがお考えですか。

【大瀬良新行政推進室長】坂本(浩)委員から、土木の維持管理事務所についてのお話でしたが、そもそも災害対応ということで考えていきました時に、土木の特に道路、河川等のところが初動体制としてまずは動くというのが非常に大事だと思っています。そこで、まずは現場の方に維持管理事務所を置くんだという姿勢で我々は取り組んでいるところでございます。

最近、委員もご指摘がございましたけれども、やっぱり災害の甚大化、それから大雨もかなりひどくなっているところを踏まえまして、予見時の対応というのも強化していこうというふうに考えております。そこで、どういう形で予見ができるかという話になってまいるわけですけれども、これはもうちょっと研究する必要があると思っています。

例えば先般の大雨の時も、一定、線状降水帯といったことで地域的に発生していきだろろうというのは見えるところがありました。現実的にこれをもうちょっと、土木部も含めまして、より具体的などころでどうしたらいいかというのは、検討を深めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】確かに災害の予見という意味で言うと、最近のテクノロジーの発達によって

事前の予測は一定できているのではないかと、そこはわかります。

ただ、午前中の質疑で危機管理課長からありましたけれども、それに基づいてハザードマップ等々つくっているんですけども、今回の夏の大雨についても、要するにそこから外れたところで、予想しないところで発生している傾向も見られておりまして、そういう面でいけば、なかなか災害予見というのが、それはどうなのかなということもあります。

それと、初動体制にしても、例えば長崎振興局に建設部門で90名ぐらい配置されていますね。これが土木維持管理事務所となった時に、何人ぐらいの規模感なのかと。例えば初動体制が現状だったら何とか対応できるとして、仮にそれが減った場合に、県南振興局という新しくできる部分が諫早ですね。例えば1982年、昭和57年の長崎大水害級の災害になった時に、あの時は完全に諫早と長崎とは、道路も鉄道も含めて寸断されましたよね。そうなった時に、いわゆる初動体制での応援がどうなのかなと。もちろん災害予見が完璧にできれば、それはそれで事前の何らかの対応ができるかと思うんですけども。

そうは言っても、長崎のこの間の8月の大雨でも長崎市内、昨日やっと片側通行になりましたけど、茂木の宮摺の主要道路だとか、あるいは国道202号とか、そういった非常に広範囲になった場合に人員が当然割られるわけですから、そこら辺の規模感がわからない中でこういった話が進むことについて、やっぱりそこはきちんと、現場の皆さんからも、大丈夫かなというふうな声が上がっておりますので、そこら辺の規模感を含めて、ちょっとわからないところがあるわけですね。そこら辺について、今後どう

していくのかということは何があるんですか。

【大瀬良新行政推進室長】まず、過去の事例という話で申し上げたいと思います。

長崎大水害というご指摘がございました。昭和57年の際におきましても、当時、急激に雨が降って、ああいう災害が起こったわけです。そこで初動体制としまして、当時の話でいきますと、長崎土木事務所で対応しつつ、その際には、例えば本庁からの応援で初動対応をやっていったということがございます。さらに、復興の場面になってきますと、他県からの応援であったり、採用を強化して人員体制を増やしていったりと、そういったことも含めて考えていく必要があるだろうと思います。

さらに、ご指摘のように、災害がいつ、どこで、どういう形で起こるかという完璧な把握、もしくは予測は非常に困難だろうと思っています。そこで、我々の体制としてもまだ検討を深める部分はございますけれども、仮に起きた時の予防のためにも、いろいろな災害が起きないためには、今、国土強靱化という対策の事業等も進めているところでございますので、いろいろな観点から災害から県民の皆様を守る体制はつくっていきたいと思いますし、具体的な人員体制等につきましても、今後さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】ぜひお願いします。

2年前ですか、地方機関再編の最終形態の当時の説明を受けた時に、今、長崎振興局が約270人ですかね、それが約半数ぐらいという規模感が示されました。それでいくと、当然この建設部門90人も一定、人を割かれると現場では想定されるわけです。

午前中もありましたけれども、災害対応というのは、本当に緊急かつ人手がたくさん要る現

場でありますので、ぜひそこは慎重に判断をしていただきたいと思います。

それと2つ目は保健所です。保健部門で存置ということですね。今現在は保健所が、この管内でいうと西彼と県央と県南と3つありますね。もともと13あった保健所が今は8つになっているわけですね。ご案内のとおりコロナ禍の中で、保健所機能は、県内だけじゃなくて全国的にも、いろんな行政改革の流れの中で統廃合が進められて、非常に逼迫をしているというふうな状況も指摘されているわけです。

これは存置ということですからいいんですけども、ただ「当面」というふうに書いているんです。この「当面」というのは何を意味するのか、そこを教えてください。

【大瀬良新行政推進室長】保健所の体制と機能の面から、当面というのはどういうことかというご指摘でございます。

まさしく委員ご指摘のとおり、我々はこの間、新型コロナウイルス対策ということで対応してきたわけでございます。この間の対応は、保健所に対する増員をかなりやってきた。さらに応援体制も含めてやってきた。その際に保健所だけの話ではなくて、振興局全体の中での応援体制を含めた体制を組んできたところでございます。

そういった経験も踏まえながら、今後、医療・保健体制というものを検討していくに当たっては、先ほどのお話ではございませんが、やっぱり医療、保健全体の中で検討していく必要があるだろうというふうに考えています。

そこで、今回の再編の実施案の中で「当面」というふうにしたところでございますが、必ずしも集約を前提にしているということではございませんが、いずれにしても、そういった全般

的なことも検討していく必要があるだろうと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。

今回は県南振興局ということで、長崎県内に2つ、県北と県南という最終形態が提起されているわけです。

平成21年に県北振興局の再編が、概ね基本方針どおりに実現したということです。その時に、田平土木事務所、大瀬戸土木事務所と、結構距離感があると、そういった出先と振興局が離れていることで決裁に時間がかかるだとか、業務が煩雑になったとか、そういった声も聞いているんです。

県北振興局をまず先行して再編した、その時の総括に基づいて、今回のこの県南振興局の再編が練られたのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【大瀬良新行政推進室長】平成21年4月に県北振興局を、大方、現在の形に再編したということでございます。その際に、委員ご指摘のとおり、職員ともいろんな意見交換等してきた中で、田平土木事務所だったところが維持管理事務所になって遠くなったということであるわけです。

例えば決裁の話も、この間、電子決裁というものをかなり進めてまいりました。ただ一部、どうしても電子決裁でできないような話もありますので、その際に書類を運送するような対応をとってきた。例えば土木の関係でいきますと、地区制というものをとりまして、対応の仕方を変えていった。

そういった経験を踏まえた上で、さらに今回、再編の実施計画をつくるに当たりましては、先ほどの災害の関係もありますけれども、一つはやっぱり現場の管理、特に建設部門等の話ですけども、施工管理等についても課題があるん

だというご指摘等をいろんなところからいただいていたので、それに対応するために、建設工事の現場対応等を専門的に行う職員を維持管理事務所に配置しようと。これはまさに、この県北の対応、この2年間の議論を踏まえて今回の案につなげたと、こういったことも我々は検討した上で今に至っているということでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それと、この項目での最後になりますけれども、振興局の集約の効果です。これも12ページにあります。先ほど、行政コストの経費削減については、饗庭委員とのやり取りがありました。

これを読んでも、あるいは室長の説明を聞いても、1番目の集約による施策、事業の重点的な推進と行政サービス面での効果ということで3つ挙げられていますね。高度な専門性の確保、組織の機動性、柔軟性の強化による重点事業等の推進、行政サービスの標準化、業務量の均一化、迅速化と。これがどうもなかなか、理由としては、効果といいますか、ちょっとどうなのかなというふうな感じがしてですね。

例えば、なぜ今の組織体制でそのことができないんですかというふうな率直な疑問がありまして、やっぱりそこはきちんと総括をして、そういった提起をしていただかないとですね。

振興局の集約の効果が、単なる行政コストの経費削減ということであれば、人員の削減の問題も30人とか人数が入っておりますので、これは当然職員の皆さん方のモチベーションだって下がるんじゃないかというふうに思いますので、その前段の、なぜ高度な専門性が確保できるのか、なぜ組織の機動性、柔軟性が強化されて重点事業が推進をされるのか、そして行政サービスがきちんと迅速化、均一化するのかというところを、もう少しわかりやすく提起をしていただきたい。これはもう要望です。お願いをいたします。

次にいきます。公文書の保存活用ということで出しております。

この7月に、歴史的文書等の収集基準及び廃棄予定簿冊に対する意見募集がされました。これが8月25日までだったですかね、締め切られております。パブリックコメントとはちょっと違うみたいですが、今回初めて、こういったものをしたということで、その意義と、こういった意見等々があったのか、そこら辺について教えてください。

【鳥谷総務文書課長】 本県におきましては、歴史的文書等の収集及び保存に関する要領というものを制定いたしまして、県の行政とか県民生活の推移がわかるような歴史的・文化的価値を有する文書について収集、保存を行っております。

令和4年3月に開館予定の県立図書館郷土資料センターの中に公文書コーナーを設置することとしておりまして、そこで歴史的文書を保存、活用しようと考えております。

これを契機に、今回初めて、今おっしゃったように、廃棄予定文書の名称とか歴史的文書の収集基準につきまして、県のホームページとか県民センターの情報コーナーで公表して、県民からの意見募集を行ったところです。

意見については15名の方からございまして、主な意見といたしましては、文書の選別に際して学識経験者や住民による第3者機関を設置してはどうかとか、収集基準については時代の要請に合わせて数年に一度見直してはどうか、また、原爆被爆者関係とかカネミ油症関係の文書については幅広く収集すべきではないかという

ふうな意見が寄せられております。

これらの意見のうち、制度的なものについては、どのように対応するかということを経済文書課において現在検討を進めておりまして、また個別の、この文書は歴史的な文書とすべきではないかという意見については、もともとのその文書を管理してありました所属と協議のうえ対応を決定して、今後、結果についてホームページ等で公表する予定としております。

【坂本(浩)委員】わかりました。それぞれ貴重な意見もあったのではないかと思います。

私、去年の2月、一般質問の中で、被爆75年ということで、いわゆる被爆資料関係も、これは長崎市はもちろんですけれども、特に長崎市外にも結構あると聞いていてですね。そういうのは県が音頭をとって、どこに保存活用するかは別にして、いわゆる公文書館みたいな機能を持ったものが要るんじゃないかというふうなことも提起をさせていただいたんですけれども、被爆の資料とか、あるいは長崎の場合はカネミ油症の問題もありました。それから第三者機関も非常に重要だと思いますので、そういったものの設置に向けてお願いしたいと思います。

そういう意見が出された結果は、ちゃんとホームページ等で公表するということですか。大体、いつ頃公表されますか、予定としては。

【鳥谷総務文書課長】時期を明確には示すことはできませんけど、今検討しておりまして、検討し次第、1～2か月の間で公表したいとは考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】公文書コーナーが来年の3月に郷土資料センターの中にできるということですが、概要を簡単に説明していただけますか。

【鳥谷総務文書課長】先ほど説明しましたけれ

ども、歴史的な文書というものの収集基準を定めて収集しております。これは県の条例に関するものとか、儀式とか、組織の新設・改廃とか、選挙とか、総合計画とか、また長崎大水害とか、そういったものを収集しております。これらを公文書コーナーで保存し、県民の閲覧などに活用していきたいと考えております。

また併せて、国、県、市町が作成、刊行した資料等につきましても配置する予定としております。

【坂本(浩)委員】それはそれで、ぜひ充実をさせていただきたいんですけども。

平成21年に公文書管理法ができて、平成21年の10月現在で、都道府県レベルで30の公文書館があります。もちろん各市町でいくと千幾らの自治体がありますから、設置率は低いんですけども、それぞれ市町、基礎自治体になるとやっぱり財政的な問題もあって、なかなかできないんだろうと思います。

それで、公文書コーナーは公文書コーナーでいいんですけども、これは図書館法に基づくものですから、本来の公文書の保存、活用ということからすると限界があると思うんです。

そういう意味でいくと、例えば福岡は共同公文書館というのを、県と福岡市と北九州市、政令市を除く市町村で共同運営という形で開館しています。

ですから、ぜひそういったところも検討してもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

【鳥谷総務文書課長】今、委員がご指摘のように、他県ではそういう公文書館をつくっているところもあるんですけど、本県では、原子爆弾とか立山庁舎の火災がありまして、実は公文書の数自体が他県に比べて著しく少ないという事

実がございまして、そういう中で、今保存しているものについては公表しようということで、公文書コーナーを設置しているという現状でございます。

【坂本(浩)委員】 それはそれでわかっているんです、戦災で焼けて、なかなか古い資料がないというのは。

ただ、これは数の問題じゃなくて、この公文書を、あるだけでもいいんですが、貴重なものですから、それを保存して活用すると、いわゆるアーカイブス機能、そういうのをするためには公文書館が必要だと思っておりますので、ぜひこれは先行的なところを調査をいただいて、ご検討をいただければというふうに思います。以上です。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【宮島委員】 1点だけ、新型コロナ対策戦略チームを総務部がつかさどっておられますので、その対応についてお尋ねをしたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、第5波が収束しつつあります。この第5波は、過去の波と比べて数もかなり多くなりましたし、また急速に拡大をしましたので、社会の不安というものは一気に広がったというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、もう既に2年近くたっております。この間に市内の皆様方には、本当に昼夜を問わずに県民の皆様方のために頑張っておられますことに、改めて心から感謝と敬意を表したいと思います。

そうした一方で、コロナ感染はなかなか出口が見えないような状況でもあります。ワクチンがゲームチェンジャーというふうに一時期言われましたけれども、今の状況を見ていると、なかなか決定的なものにはなっていないと。専門

家から言わせれば、あと1年ぐらいいはこういう状況が続くのではないかと。また、政府の分科会では、会長から、2年から3年プラスかかるのではないかとというような話も出て、なかなか不透明な感じも否めないところであります。

そうして長引けば長引くほど、今後の対応についてしっかりとやっていく必要があると。もちろん今後のワクチンの普及や、あるいは治療薬の開発によって状況は変わっていくかと思えますけれども、いずれにいたしましても対策はしっかりと取る必要があると思えます。

そこで、これまでの経緯を振り返りまして、対策の課題が浮き彫りになってきているのではないかと思います。その課題に対する認識があるとお考えかということ、まずお聞きをしたいと思えます。

【伊達総務部次長】 今回の第5波を振り返ってみますと、委員がおっしゃいましたとおり、感染力の強いデルタ株が主流となりましたことから、これまでにない規模の感染拡大が予想されました。そのため本県においては、人流が拡大するお盆前から、これは九州他県に先駆けまして、県内全域で飲食店の時短要請とか外出自粛、こういった対策を講じてきた結果、人口当たりの感染者の数とか重症者の数、死亡者の数、こういったものは九州の中で最も低く抑えることができているものと思えます。

こうした対策を早い段階から講じていくことは感染抑制の面では非常に有効だと考えていますが、一方で経済に与える影響も大きいことから、これまでは協力金や事業継続支援給付金などの支援策を講じながら対応してまいったところでございますが、今後は、ワクチンの接種とか飲食店の第三者認証制度の進捗も踏まえながら、できるだけ行動制限についてのあり方をし

っかり考えていく必要があり、そうしたところについては、我々としては問題意識を持っているところがございます。

【宮島委員】本県は、次長がおっしゃいましたとおりに、非常によく対策を頑張っておられるというふうに私は率直に思っております。知事が、時々県民の前に出られて、数字に基づいて適切に細かく説明をされて対策をとっておられることは、県民に非常に安心感を与えるものではないかというふうに見受けているところではありますが、一方で、やっぱり課題もそれぞれにあるのではないかと考えます。

少し細かく具体的に申し上げれば、例えば、これまで県で独自の緊急事態宣言を発出され、また重点措置についても要望が国に対して上げられたりしましたけれども、そういう時期が適切であったかどうかと。

あるいは県の宿泊キャンペーンも、やったり止めたりというようなことの繰り返しがございます。一時期は一部地域が除外をされて再開されたというケースもありましたが、そういうことが本当によかったかどうかということもあろうかと思えます。

また、飲食店の営業時間の短縮要請に伴う協力金も、一部ではコロナバブルがあっているというふうに揶揄をされたり、また一方では、本当に困って青色吐息で、もう本当に閉店をしなければならぬような店も出てきているという意味では、この協力金というものが本当にきちっと実情に応じてなされているのか。これは国の制度に伴うものだと思いますけれども、必要であれば、もっと柔軟にそれぞれの地域でやれるような態勢をつくるように国に要請をする必要があるのではないかと思います。

先ほど次長もおっしゃいました認証制度は、

この拡張につきまして、本会議や、あるいは昨日、所管の委員会でも質疑があったようですが、一つの大きな課題であろうと思います。

また、この認証制度を取ることによっての必要性とメリットがどこにあるのか。いわゆる緊急事態宣言下で、わずか1時間しか営業時間が延びないことも、なかなかインセンティブにながっていないのではないかというふうなこともあります。

また、行動制限の話もありましたが、人流と感染者の数の相関というようなものもあろうかと思えます。

そういう個別のいろいろな課題が出てきているというふうに私は思うわけがあります。

もちろんそれぞれの対策につきましては所管の委員会、所管の部課がありますので、それぞれの個々の見解は求めませんけれども、必要でありますのは、要はしっかりとこうしたものを検証をする場が必要ではないかなというふうに思っております。長引けば長引くほど、こうしたものがバージョンアップしたり、変化をしたりして、適切に対策をとられていくことがこれからは重要でありましょうし、よりきめ細やかな対応が県民から望まれているのではないかというふうに考えます。

したがって、この検証の場というものをぜひ、もう内部でやっておられる部分もあるんでしょうけれども、しっかりとやっていただきたいと思えます。そのことについてのご見解をいただきたいと思えます。

【伊達総務部次長】新たな変異株の流行など、刻々とその状況が変化してまいりますコロナ禍におきましては、これまでの対策をしっかりと検証し今後の対策に活かしていくこと、これは非常に重要なことであると思えます。

今回の第5波に向けまして、我々として過去の第3波、第4波、特に大きな波の時の対応をつぶさに分析をいたしまして、感染段階対応の目安とか、ステージごとに講ずるべき対策、こういったものを見直しを行ってきたところでございます。

そうしたことから、まだ収束には至っておりませんが、今回の第5波についてもしっかり分析して、見直すべきところがないのか、さらに深化させるべきところはないのか、こういった視点でしっかりやっていきたいと思っております。

まさに今の時期、特に国の方で、感染拡大の状況下においても、ワクチンのパッケージとか第三者認証制度を活用しながら行動制限の縮小、見直しを進める方針が示されておりますので、国も検証等を進めるとおっしゃっておりますので、我々としても、こういった検討を見守りながらしっかりと対応を進めていく必要があると思っております。

ただ、その際にも、やはりそのベースとなるワクチンの接種の推進、それから第三者認証店舗の拡大、こういったものはまだ課題があるのかなと思っておりますので、関係の部局ともしっかり連携しながら、こういった課題についてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

【宮島委員】ありがとうございます。専門家からは、第6波が必ず訪れると言われておりますし、多分、その時期ももうすぐのことだと思います。この間は、いわゆる波の谷間は非常に短い時期になるかと思いますが、その時期にしっかりと対策をとっておく、準備をしておくことが必要だと思います。

国の方でも、今、新たなフェーズを迎えて、対策の方針も大きく変わっていくのではないかと

と見受けられますし、もちろん国のリーダー自体も代わりますので、その中で新たな対策がとられようかと。

そういう意味では、対策に追われるような形で、庁内もまた忙しくなるとは思いますけれども、やはり今までのことをしっかりと検証をして、次にどうやって生かしていくかということ、国任せにするだけではなく、国は国で検証をするんでしょうけれども、やっぱり県は県で検証をして、県ならではの独自の対策、考え方というものをしっかりと次のためにまとめていただきたいと、このことを要望だけいたしまして終わりたいと思っております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【山本(啓)委員】午前中の陳情審査において、離島の緊急搬送等々についてのやり取りをさせていただきました。その内容と同じものを通告しておりましたので、残った部分を少しお尋ねしたいと思っております。

冒頭申し上げたいのが、自衛隊についてのやり取りを午前中の陳情審査でもさせていただきました。自衛隊は、我が国の平和と独立を守るとか安全を守る、さらには防衛を主としているものですから、それぞれの地域の要請に応じて行われている出動は、主たる任務とは別のものという位置づけであろうかと思っております。

その中で、今回、長崎県に配置されている設備等について変更があったことによって、これまでの運用と少し異なる部分が出ていますと、そういうふうな答弁であったと理解します。

本県はご承知のとおり離島と半島で成り立っているわけですから、どこの地域においても医療機関と対象者の間をつなぐものは非常に難しい部分が多々あるかと思っております。

海上自衛隊、防災ヘリ、海保の航空機と海保

の海上の船舶、さらには自衛隊、あとはドクターヘリ、こういった手段、方法があるわけですが、けれども、例えば令和2年度の緊急搬送の実績を、それぞれの離島の名前は結構ですから、合計だけでもお示しいただければと思います。

【近藤危機管理課長】離島からの救急搬送の実績でございます。搬送元は、拠点の島からという形で行っておりますので、小さな二次離島からは搬送要請はあっていない状況でございます。

令和2年度で、合計だけで申し上げますと、ドクターヘリは68回、防災ヘリが32回、海上自衛隊の22航空群のヘリが51回、海上保安庁のヘリが1回、海上保安本部の船が4回、合計156回でございます。

【山本(啓)委員】そういった中において、コロナ患者の搬送実績が、令和3年も含めれば複数回入ってくると思うんです。その実績も含めて説明をいただきたいのと、ここ近年において、コロナ対応をするこの2年間とその前と比べて、救急搬送の状況がどのような変化をし、またその数字についてどのように評価しているのか、ご答弁いただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】まず、コロナ患者の搬送につきましては、令和2年度は合計4回実施しております。海上自衛隊のヘリが3回、海上保安本部の船が1回でございます。令和3年度につきましては、海上自衛隊のヘリが3回、そして小値賀港から新上五島町への移動ということで漁業取締船を活用して2回実施をしている状況でございます。

あと、コロナ禍の前と現在との比較でございますが、合計数字からすると、最近では急患搬送の実績そのものは、数としては減っている状況でございます。

【山本(啓)委員】少し減っていると最後に評価

の部分はいただきましたが、危機管理課であって医療の方ではないので、なぜ減っているかというところの分析は難しいですか。

【近藤危機管理課長】詳しいところまでは確かに承知していないところではございますけれども、搬送を自ら対応できるかどうかというようなもの、そして事前に対処できる部分は対処しようという医療側の対応もされていると伺っているところでございます。

【山本(啓)委員】わかりました。現場でコロナに対しての対応を考えれば、事前に、より高度であるとか、患者さんとの対応において診察の内容に変化が出てきていると、そういうこともあろうかと思えます。

今、私は離島のことだけ聞きましたが、ドクターヘリ自体としては本土も当然あろうかと思えます。本土も入れた合計が令和2年度であれば、説明いただきたいと思えます。

【近藤危機管理課長】ドクターヘリについては医療政策課が所管をしていますが、合計数をお聞きしますと、全体では815回出動しているところでございます。

【山本(啓)委員】今、幾つかの数字をお尋ねしてきました。これらは出動回数で、その前に要請回数というものも当然あって、その中で医療の現場や、また事故現場等々も含めて、現場の判断で出動せずに済んだことや、そのほかの対応で済んだこと、さらには天候上の都合等々も含めて、その要請に対して飛べなかったこともあったと思えます。

今日、この質疑で確認をさせていただきたいのは、先ほども言いましたとおり、離島・半島で成り立っている本県においては、こういった取組は非常に不可欠であろうかと思えます。そして同時に、こういったことにならないように、

突発的なものは置いておいても、それ以外の部分において、例えば転院とか、こういったことにならないように事前に対応していくことを今回我々は学んだんだと思うんです。

そういったことについて、県下全域を一定、情報を網羅した形の統合的な機関というものの必要性を少し感じるところがあります。それは市町との連携であったり、医療機関や自衛隊や海上保安庁等との連携だったり、そういったものが必要であろうかと思うんです。具体的にそういったやり取りは既に連携の中であっていると思うんですけれども、その取組について、今ご答弁いただけるものがあれば、説明をお願いしたいと思います。

【近藤危機管理課長】連携についてでございますが、まず、医療機関側の連携、自分たちのところで対応できるのか、もしくは本土の専門的な医療機関に搬送しないと高度の医療ができないのかというような医療側の対応。そして、実際に搬送する側で、どういう手段を使って搬送するのか、誰がそれを搬送するのか、どういう引継ぎをやるのかというような搬送手段の対応、このようなものを合わせもって初めてシステム化ができているところでございます。

まず、医療の部分につきましては、3次救急医療機関、いわゆる高度救命救急センターである長崎医療センターと、離島の拠点病院で遠隔画像システムができておりますので、それを見ながら、これはここの病院がいいということを見ながら、長崎医療センターがある程度判断をされて、今すぐ搬送した方がいいと判断されるものと思っております。

そういったものが決まりましたら、搬送元の市町消防に対して要請が出されて、消防が自分たちの救急車でどこまで運ぶか、港まで運ぶと

か空港まで運ぶと、それから先についてどうするかということところで私ども防災室に電話がかかると。

もしくは、ドクターヘリで対応する形であれば医療機関で対応できます。そこでヘリという形になると、私どもの方で、それが防災ヘリなのか、自衛隊の方に災害派遣をお願いするのかという搬送調整は私どもでさせていただく形になっております。

【山本(啓)委員】質問の準備をする時から、果たしてこれは危機管理監の担当なのか、もしくは医療政策課ですべきなのか、または市町とか、それぞれの医療機関の判断なのかとか、そういうやり取りをさせていただきました。

それでもあえてこの質疑で、本県においては少し統合的な部分が必要ではないのかというふうな切り口で申し上げているのは、それぞれの地域や市町単位でも結構なんですけれども、医療機関などにどういった機材があって、どういったスキルを持った人材がいて、そういった方々がどのように動けるのか、そういった状況の把握を行うことも非常に重要で大切なことであろうと。そういった人材やスキルを持っている方々や、または資器材をどのように使っていくかということも考えるべきなのかなと。

そういったことを県が、広域連携の中でリーダーシップを発揮して事に当たっていく必要があるというふうに感じるんですが、そういった見方はいかがですか。

【近藤危機管理課長】確かに患者さんの命を預かるといいますか、緊急性の判断が非常に重要になる場面もあろうかと思いますので、ご指摘の人材スキル、資機材等の管理と申しますか、そういう仕組みがある程度一元化できれば、非常に理想だと思っているところでありますが、私

どもとしては今、医療センターを中心とした医療側のシステムである程度成り立っているのではなかろうかと思っております。危機管理課という立場からは、いかに消防と連携しながら移動手段、搬送手段をどうやってうまく確保するかというようなところを考えたいと考えているところでございます。

【大場委員長】 それでは、室内換気のため、しばらく休憩いたします。

再開を午後2時45分よりといたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

【山本(由)委員】 委員会を再開します。

【田中委員】 基地問題について一般質問をしましたので、その延長という感じで、確認方々ちょっと質問させていただきます。

まず、工事用道路の問題。前畑の針尾島移転の工事用道路が、若干進捗しているような本会議のご答弁だったけれども、時系列にもうちょっと整理して話をしてもらえませんか。いつ頃から工事が始まる予定が見込めるのかどうか。

【近藤危機管理課長】 前畑弾薬庫の移転に係る工事用道路、アクセス道路の件でございますが、今年度から来年度にかけて、必要な予算が計上されております。来年度の概算要求にも上がっているということで、国の方からは、来年度までには基本設計が終了すると伺っているところでございます。

その後、工事に着手すると見込んでいるところではございますが、それから先のスケジュールについては、まだ国の方からお示しがあっていないものですから、いつまでかというようなところについては、今後、強く要望しまして、スケジュールを出すようお願いをしまいた

いと考えているところでございます。

【田中委員】 大きな事業は、よく言われるのが、基本構想があつて、基本設計があつて、実施構想があつて、実施設計をやつてと。こうなると、もう1年したって3年、4年かかってしまうんだけれどもね。基本設計が済むと、あとは先に進めるという見通しが立つのかどうか。

ただ、想定されるラインが国有地ばかりじゃないのでね。半分以上は民有地が入ると思う、一般の個人の民有地がね。そうすると、用地買収から始めないといかん。

そうね、200メートル、300メートルぐらいのところかな、一回、防衛予算による道路を、佐世保市が予定して、市道を付替え道路としてやろうとした経緯があるんだけど、用地買収に7~8年かかって、とうとう諦めて、もう事業をやめているね、休止じゃなくて。指方安久ノ浦線とかという名前で佐世保市がやっていたみたいだけれどもね。トンネルのところ市道があるんだけど、その右側の山側をやった。付替え道路としてやって、7~8年で諦めた、用地交渉ができなくて。そういう場所なのよ。

なぜかという、所有者が判然としないところが多い。境界もはっきりしない。相続もなされていない。だから、用地買収はもう至難の業。基本設計、実施設計をやつて、やろうとして用地買収に入っても、7~8年かけてやめたような事業のすぐ200~300メートル離れたところをやるわけね。それをちょっと頭に入れて、国と早急に話をしてほしいと。そういう事例があります、指方安久ノ浦線という市道をあきらめた経緯が。用地交渉ができないんですよ、相続関係で。

それともう一つは、県の方でも賛同をいただいたと思うんだけど、埋立て土砂の問題。周辺

の地域で採取して埋め立てたら一挙両得じゃないかと、相当広大な土地ができるんじゃないかと。県も、いいですねというような話をしてもらったと私は思っている、推進しましょうと。どのくらい関心があるのか、ちょっと聞いてみたいと思う。

周辺の土地は、国有地がある、市有地がある、民有地がある。もう一つは一般の民有地。佐世保市といろいろ話をしていますか。土地の広さなども大体把握していますか。

【近藤危機管理課長】安久ノ浦湾を埋め立てる土砂の採取場所については、佐世保市からお伺いしているところでございます。その案については、埋立てが早期に完成する、そして費用も安いというメリットを考えると、そこは候補地としてはやはり一番であるとして賛同させていただいているところでありますが、実際、その後の活用というところは、まだ詳しく協議はしていないという現状でございます。

【田中委員】後の活用までは求めないけれども、現在、どのくらいの規模でやろうとするのかぐらいは、市とも確認をしてほしいと思う。

国有地があります。実際は使われていないけれども、早岐射撃場の77ヘクタールの国有地、そのうちの約2割ぐらいしか使われていない。あとは緩衝林みたいな山になっている、弾薬庫と射撃場との間の緩衝地帯みたいな。77ヘクタールだから、広いのは広いのよ。20万坪は優にあるわけだから、それだけでもね、66ヘクタールで20万坪だろう。

それと、佐世保の市有林、昔の江上の村有林で、合併と一緒に佐世保の市有林になった土地なんです。

民有地というのはSSKなんです、所有者は、崎辺の100万トンドックの時に用意した場

所、土取り場としてね。それが中止になったものだから、そのまま残っている。そういう土地なんです。

プラス、広げることにおいて、10万坪でやるのか、20万坪でやるのか。20万坪くらいまでは、今言った市有林と国有地、それと民間のSSKで済むだろうけど、そのくらいでは足りない、本当に埋めるとなると。

だから、周辺を取り入れて50万坪ぐらいを埋立ての土取り場所として使っても、まだ足りないんじゃないの。そのぐらいの埋め立て量なんです、安久ノ浦湾を埋め立てると。だから、そこら辺のことが本当にわかって県が賛同してやられているのかなと。

はっきり言うと、詳細がわかっているんですかという話なんです。賛同します、一緒にやりましょうという話は聞いたけれども、中身を本当に把握して、そういう回答をしているのか、そこら辺をちょっと確認しておきたいと思いません。

【近藤危機管理課長】安久ノ浦湾の埋立てにつきましては、今、国が米側と、どういう配置を置くのかというところの協議はやっている。その協議結果がまだ来ていないということで、その辺の配置が決まらず、どれだけ埋立てていいのかわからないというのが国の回答でございました。どれだけ埋め立てていいのかがわからない、要するに必要な土砂の量がどれだけ要るのがわからないので、どこからそれを持ってくるのかも全く決まっていないというような状況でございますので、そういったところをとにかく早く決めてほしいと国に強く働きかけているところでございます。そうしたものを早く出してもらって、今の佐世保市が出している案でどれだけ賄えるかというところを早急に国には

じいてもらって、そのところからスタートするのかなと思っているところでございます。

ですので、実際、どれくらいの量かということにつきましては、現状としてはまだ、図面上このあたりというような形でしか、佐世保市とは協議をしてないというような状況ではございます。

【田中委員】 そこら辺で不信感を持つわけ。10年間そうじゃないか。国にも不信感を持つ。もう10年たっているんだからね、調査、調査、調査。何の調査をやっているか、我々は詳細には知らないけれども、10年たっているから、もう少し具体的な詰めがなされてしかるべき。

我々も詳細は知らないけれども、大ざっぱに言うと、安久ノ浦湾というのがあって、入口を閉鎖して、海水を全部出してしまうわけ。湾の入り口を埋め立ててしまっ、海水を出してしまっ、そこに地中、地下の弾薬庫を造って、その後を全部埋める計画と我々は聞いている。

だから、莫大な量の土砂が要るんですよ。どこから運ぶかなと。よく言われたのは、五島あたりに山が幾つもあるから、あの山の幾つかを買収して運んだらどうだろうかと聞いたことはあるけれどもね。

だけど、この10年間というのは何だったのかです。そういう調査のための10年間だったと私は思っているんだけど、そこら辺がまだ見当もつかないというようなことでは、先々、本当に検討がつかないね。私が一般質問したように、30年ぐらいかかるな。

あの当時は1,000億円と言われたけど、今は1,500億円ぐらいの事業だと言われている。その数字も定かではないよ。しかし、いろいろな業者がいるのでね、関心を持っている業者が。

1,500億円ぐらいだから、毎年100億円予算をつけても15年ですもんねという話があるわけ。

100億円の予算をつけるって、大変なことですよ。五島から運ぶよりも、近くを土取り場として取って埋めたらどうだと。そうすると、50万坪ぐらいの土地ができるよと。もちろん、一般の民有地を相当買収しなきゃいかん。そのぐらいの絵は描けるんですよ。

一時期、ゴルフ場計画があったぐらいだから。ゴルフ場がすっぽりはまる、弾薬庫と射撃場の間ぐらいでね。

射撃場も、相浦駐屯地の方に持っていってもいいじゃないかという話をしたこともある。ただ、早岐射撃場の使用頻度とか、どこが使っているのかと。西部方面隊も相当使っているという話がある。そうすると、あそこまでわざわざ来るよりも、そのまま東彼杵の演習場でやったらどうだとか、そういうシミュレーションをすべきですよ、いろいろとね。佐世保市からありましたから、協力しますという話だけれども。

だから私がいつも言うのは、あなた方は第三者ですもんねと。当事者意識を持って、もう少し具体的な話をできるようなことを、やっぱり県もしてほしいなという感じなんですけど、これ以上言っても堂々巡りというか、確たる回答はできないだろうから終わりますが、ぜひ。

佐世保市の話に賛同するという話は、ありがたい話だよ。国に対して、やりましょうと。そういうことは、その内容を把握してから物は言わないとね。そういう感じがするんですけどもね。何かあれば、回答を聞いて終わりたいと思いますけれどもね。

【近藤危機管理課長】 佐世保市とは定期的に意見交換、そして様々な協議をしているところでございます。いずれにしても事業主体は国にな

りますので、国とのチャンネルは、佐世保市以上に県の力を発揮する役割は重要なのではなからうかと考えておりますので、これまで以上に佐世保市と連携をしながら、何とか佐世保のすみ分けについて早期の実現を目指し、精一杯の努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】青写真を共有してほしいと思うんだよ、県と市とね、具体的な話を。そして、国に対してバックアップしてもらわないと。中身はあまりわからなくて、わからなくてと言ったら失礼かもわからないけれどもね。

若干、今日は意地悪な質問をしたかもわからないけれども、知ってほしいと、県が。佐世保市の基地問題で、前畑の針尾島移転が10年たっても進まない。なぜなんだと。工事用道路でもやらなきゃ先に進まないよと、工事用道路でさえ、10年かかっても完成するかどうか、めどが立たないよと。隣に市道をやろうとしたけれども、7～8年で頓挫した歴史もある。まだ10年ぐらい前の話です。

そういうもろもろをもう少し、第三者じゃなくて認識をしてほしいと要望して終わります。

【宮本副委員長】お疲れさまです。私から3点、端的に質問をさせていただきます。

まず1点目は危機管理課に、前回の委員会でも確認をさせていただきました質問ですけれども、緊急搬送困難事案についてお尋ねをいたします。

全国的には、新型コロナウイルス感染症の関係で救急搬送を拒否される事案、救急搬送困難事案というのがありますと、報道でもあっております。

前回の委員会でもちょっと確認をしたんです。長崎県において、前回6月27日までの間、ご報

告いただいたんです。前回から今までどうだったのか。この間、長崎県においては、第5波で感染者が急増いたしまして、まん延防止等重点措置の対象区域になりました。よって、こういった事案も発生しているのではないかと思っ、確認の意味で質問させていただきます。前回から今に至るまでどういう状況だったのか、確認をさせてください。

【宮崎消防保安室長】救急搬送困難事案につきましては、総務省消防庁におきまして、救急車が現場滞在時間30分以上、病院照会件数4回以上のものについて、これを救急搬送困難事案と位置づけておりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って緊急搬送困難事案が増えているということで、昨年消防庁が調査をしているものでございます。

調査の対象は県庁所在地でございまして、長崎市につきましては、6月28日から9月26日にかけて76件の救急搬送困難事案が発生し、これは昨年同時期の1.5倍となっております。この間、ピークの週は7月26日から8月1日で、12件ということでございますが、直近の1週間につきましては5件と減少をしてきているところでございます。

また、消防庁の調査の対象ではございませんけれども、佐世保市におきましても独自に集計をされておりまして、そのデータをいただきました。6月28日から9月26日にかけて、104件の搬送困難事案がございまして、昨年同時期の1.2倍となっております。ピークの週は8月24日から8月30日の1週間で18件で、直近の1週間では11件で、こちらも減少をしているところでございます。

【宮本副委員長】佐世保市と長崎市と確認をさせていただきます。6月28日から約3か月間で、

佐世保市においては患者がちょっと急増していたこともあって、搬送困難事案も増えていたというのがわかりました。前年からして1.2倍になっている状況と確認をいたしました。

佐世保及び長崎で、救急車が入れずに重篤なことになったものはありますか。確認させてください。

【宮崎消防保安室長】搬送困難が原因で重篤な事態に陥ったという報告は受けておりません。

【宮本副委員長】ひとまず安心かと思っています。しかしながら、今後またピークが来ることが予想されますので、またつぶさに確認をしていただきたいと思います。

今後に向けて、あらかじめ対応というか、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保のため、これは前回も言われていましたが、広域搬送について現時点で県の見解があれば、教えていただけますか。

【宮崎消防保安室長】特に新型コロナウイルス感染症の患者につきましては、県の保健所が搬送することが原則でございますが、保健所において搬送できない場合に市町村の消防に搬送要請があるわけでございます。

搬送困難事例などを今後少なくしていくためには、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合に病床が確保されていることが重要でございます。そのために広域搬送をしなければならないという場合もあるわけでございます。

そうした場合に市町村消防に県から広域搬送を要請するわけございまして、これまでも搬送要請してきたわけです。これまでの搬送要請の段取りとか、搬送スケジュールの設定の仕方、それから当然搬送する患者の情報を市町村消防にも提供しなければいけませんので、その情報が十分であったかどうかというようなことを、

今、各市町の消防、そして医療機関の方に意見を聞いているところでございます。

そういったものを踏まえまして、現在、患者の搬送は少なくなっておりますので、この時間を利用してマニュアルをつくりまして、新たな感染拡大に対応していきたいと考えております。

【宮本副委員長】そうですね、そういったマニュアルは大事であると思いますので、患者数は減っているとはいうものの、体制づくりは怠りなくしていただくことをお願いいたします。

続きまして、総務部になります。まず1点目、ワークサポートオフィスについてお伺いをいたします。

2018年11月定例会で、私はちょうど総務委員会だったんです。ちょうどその時、長崎県においては障害者雇用水増し問題というのがあって、私も総務委員会でいろいろなやり取りをさせていただきました。ガイドラインを確認していなかったということが県の主張でありました。

それを踏まえて、障害者の雇用を増やすことを目的にワークサポートオフィスというものが立ち上がったんです。知的障害のある方が様々な業務に取り組むのがワークサポートオフィスであると、これが2019年度に設置されています。そして5名程度雇用したいという考えが示されて、非常勤職員として数年間就業してスキルアップした後に、民間企業などに就業してもらうことを想定していると、当時答弁をいただいたところです。

それから大体3年ぐらいたつんですが、ワークサポートオフィスの現状と、どれぐらい採用になっているのかを確認させてください。

【今富人事課長】ワークサポートオフィスについてのご質問でございます。ワークサポートオフィスでは、会計年度任用職員として知的障害

者の方を雇用しまして、庁内各課から集約した業務に従事して、委員ご指摘のように業務を通じてスキルアップを図り、民間企業の就業などステップアップにつなげていきたいというふうに考えております。また、障害のある職員や職場などからの専用相談窓口として相談業務も担っております。

現在、知的障害者のスタッフ4名を配置しております。そのスタッフの支援と相談業務を担う支援員3名を配置しております。

知的障害者のスタッフの方が担っている業務につきましては、本庁各課から集約した簡易な業務、例えば資料のラベル貼りとか訂正作業、シルエット作業、会議会場の設営作業、データ入力などを行っております。

また、実際に民間企業等への就労にどれくらい成果があっているのかということですが、これまで知的障害スタッフ1名の方が、県の障害者を対象とした会計年度任用職員の採用試験に応募され、採用された実績はございますけれども、民間への採用実績はまだないという状況でございます。

【宮本副委員長】内容について、状況と就職についてもご答弁いただきました。

内容について、もう一度確認いたします。ワークサポートオフィスは、そもそも知的障害のある方が就業する場であると認識しております。要は民間企業でも通用できるところまでスキルアップを図ることが目的であると私自身は認識しているんですが、この内容は実践的なものになっているのかどうか。

言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、腰掛け程度という申し訳ないんですが、その程度のものなのか、本当に実践的なものになっているのかどうか、再度ご答弁をいただけます

か。

【今富人事課長】本庁各課から集めた業務につきましては、先ほど申し上げたような内容になっております。ワークサポートオフィスでの業務につきましては、業務を通じたスキルアップに加えまして、月に一度、面接の練習を行ったりとか、与えられた文章をワードで入力する教育、また日々のミーティング等におきまして挨拶や体調管理といった社会人としてのあり方についての話をしたり、そういったことも併せて実施をしております。

実際にそういった支援を継続していく中で、パソコンの入力が上達したスタッフとか、日々の業務のスピードが上がったスタッフもおりますので、今後もそういった支援をしっかりと行いながら、民間企業への就業へつなげていきたいと考えております。

【宮本副委員長】先ほど、支援員の方が3名いらっしゃるかと答弁いただいたんですけど、この支援員の方々の経歴と伺いますか、こういったものに今まで携わっていたかを教えていただけますか。

【今富人事課長】1名は県の課長級の職員で、再任用として統括する立場で入っております。また、県内の特別支援学校の校長を務めた方も1名入ってまして、もう1名が障害者の職業生活相談員の資格を取得されている方となっております。以上の3名でございます。

【宮本副委員長】知的障害者の方に特化したワークサポートオフィスですので、非常に難しいかと考えます。

支援の方々ににつきましては、今まで障害者支援に携わっていらっしゃった方と確認させていただきました。どこまでも寄り添っていただいて、今後は民間企業へ、なかなかハードルは高

いかかもしれませんけれども、どうか就職の支援もしていただきたいと思います。

現在、今年度に挑戦をされるといった意識のある方はいらっしゃるんですか。確認をさせていただきます。

【今富人事課長】このワークサポートオフィスにおきましては、知的障害者のスタッフそれぞれの適性を把握したうえで、支援員3名が、スタッフに合った求人情報とか、ハローワークから情報を収集しましてスタッフに紹介をしております。

基本的にスタッフにつきましては3年間をめどに民間への就労等を考えております。そういった対象の方が今、2名いらっしゃいますので、就職先の紹介等をしっかりと行いながら、引き続きやっていきたいと考えております。

【宮本副委員長】どうか、県が民間企業の方々の見本、手本となるよう、障害者就労に向けて支援活動といたしますか、人材育成といたしますか、障害者支援についてお手本になるような取組をしていただきたいと思います。相談窓口も充実していると確認しておりますので、2018年の障害者雇用水増し問題を踏まえて、さらに力を入れていただきたいと併せて要望をさせていただきます。

もう1点、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをいたします。これは戦略チームが総務部にあるということからお聞きをいたします。

先ほど、宮島委員からも質問がありました。戦略チームというのは新型コロナウイルス感染症を様々分析する部署であると認識しているんですけど、県内独自の緊急事態宣言が、佐世保市はやっと解除になりました。今から10月、11月は秋の行楽シーズン、観光客の方も多数お見

えになると想定されますし、年末年始も近まってくる中において人流の増加が予想されるんですけど、第6波という言い方が適当なのかどうかわかりませんが、再拡大がどうしても気になるところです。これについて先々の用心、対応していく必要があるかと思いますが、現段階でどのような形で対応していくのか、お考えをお聞かせください。

【伊達総務部次長】本県の今回の第5波を分析してみますと、感染拡大の流れといたしまして、まず一次感染として、県外の感染拡大地域から感染が県内に持ち込まれると。そして二次感染として、その持ち込まれた感染が家庭内、飲食の場、職場内等において拡大していくという状況でございました。

また、過去の感染拡大の時期を見ますと、多いのは3つございまして、一つはお盆の時期。今回もそうでしたけれども、やはりお盆の時期が帰省が非常に多い時期となります。それから年末年始のお正月の時期、12月から1月にかけての時期。そしてもう一つが年度初めからゴールデンウィークの時期、4月、5月という時期、この3つの時期はいずれも感染が拡大しておりまして、県外から帰省客が多く、家族や友人との接触機会が多い時期となります。

したがって、我々戦略チームといたしましては、次の大きな感染の波としては、やはり12月から1月にかけての年末年始の時期ではないかというふうに予想をしております。この感染の波の高さ、拡大をいかに低く抑えていくのかがポイントになるかと思っております。

そのためには、ワクチンの接種率の向上はもとよりでございますが、一次感染の主な要因である県外からの感染の持ち込みをいかに最小限に食い止めるか、県境対策をいかに積極的に講

じていくかというのが一つ。

もう一つは、二次感染の主な要因であります家庭内における感染の防止をいかに進めていくか、そして飲食の場や市中における人流抑制策を、感染拡大の兆候を見極めながら、できるだけ迅速に講じていく、こういったことが非常に重要であるというふうに考えています。

先ほど宮島委員の質問にもございましたように、今後、行動制限の緩和にも留意しつつ、詳細な分析に基づく積極的な対策の実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

【宮本副委員長】分析をしているので、医療政策課と連携をとりながら、県内への情報発進も確実にしていただくことを要望させていただきます。以上です。

【大場委員長】それでは、質問が終わりましたので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時21分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩をいたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時22分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたし

ます。

協議につきましては、協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時23分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時24分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】正副一任でよろしいでしょうか。では、そのようにいたします。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時25分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年9月30日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 117 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 118 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 119 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 125 号 議 案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する 条例	原案可決

計 4 件（原案可決 4 件）

委 員 長 大 場 博 文

副 委 員 長 宮 本 法 広

署 名 委 員 近 藤 智 昭

署 名 委 員 石 本 政 弘

書 記 坂 井 文 孝

書 記 原 口 佑 樹

速 記 (有)長崎速記センター